

建設委員会議案説明資料

令和7年3月13日

件名	頁
1 第22号議案 足立区建築物再生可能エネルギー利用促進区域における説明義務制度の対象となる建築物の用途及び規模を定める条例	2
2 第23号議案 足立区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例	7
3 第24号議案 足立区立公園条例の一部を改正する条例	16
4 第25号議案 足立区立プチテラス条例の一部を改正する条例	21
5 第26号議案 足立区河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例	26
6 第27号議案 足立区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防及び調整条例の一部を改正する条例	29
7 第28号議案 足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例	34
8 第29号議案 特別区道路線の認定について	64
9 第30号議案 区域外道路の認定の承諾について	65
10 第31号議案 足立区と葛飾区の行政境界に係る道路の管理に関する協定の変更について	66
11 第50号議案 足立区事務手数料条例の一部を改正する条例	73
12 第51号議案 足立区立公園等に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	220
13 第52号議案 足立区景観条例の一部を改正する条例	222

(都市建設部)

第 2 2 号議案説明資料

令和 7 年 3 月 1 3 日

件 名	足立区建築物再生可能エネルギー利用促進区域における説明義務制度の対象となる建築物の用途及び規模を定める条例
所管部課名	建築室建築審査課
内 容	<p>1 条例制定根拠</p> <p>令和 6 年 4 月 1 日付、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「改正建築物省エネ法」という。）の改正に伴い、再生可能エネルギー利用設備に係る建築士から建築主に対する説明義務制度の対象建築物の用途及び規模を定める条例を制定する。</p> <p>2 条例制定概要</p> <p>(1) 目的</p> <p>2050年カーボンニュートラルの実現に向け、建築物の建築又は修繕等を行う際には、建築士から建築主へ太陽光発電設備等の設置に関する説明を義務付けることで、再生可能エネルギー利用設備の導入を促進させる。</p> <p>(2) 説明義務対象区域</p> <p>足立区全域（建築物再生可能エネルギー利用促進区域内）</p> <p>(3) 説明を要する建築物の用途</p> <p>改正建築物省エネ法第 20 条第 2 号及び第 3 号の規定により政令で定めるもの（仮設建築物等）を除いたもの。</p> <p>(4) 説明を要する建築物の規模</p> <p>延べ床面積が 10 平方メートルを超えるもの。</p> <p>3 条例制定（案）</p> <p>別紙 1 「条例（案）」参照 P 3 別紙 2 「関係法令抜粋」参照 P 4～6</p> <p>4 施行年月日</p> <p>令和 7 年 6 月 1 日から施行する。</p> <p>5 今後の方針</p> <p>条例の内容を区民及び関係事業者等に周知し、的確な運用に努める。</p>

○足立区建築物再生可能エネルギー利用促進区域における説明義務制度の対象となる建築物の用途及び規模を定める条例（案）

令和 7 年 ● 月 ● 日 条例第 ● 号

足立区建築物再生可能エネルギー利用促進区域における説明義務制度の対象となる建築物の用途及び規模を定める条例を公布する。

足立区建築物再生可能エネルギー利用促進区域における説明義務制度の対象となる建築物の用途及び規模を定める条例

（目的）

第 1 条 この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 63 条第 1 項の規定に基づき、足立区が定める法第 60 条第 1 項に規定する建築物再生可能エネルギー利用促進区域内における建築士から建築主に対する再生可能エネルギー利用設備に係る説明義務の対象となる建築物の用途及び規模を定めることを目的とする。

（建築士が説明を要する建築物の用途）

第 2 条 法第 63 条第 1 項に規定する条例で定める用途は、法第 20 条第 2 号及び第 3 号の規定により政令で定めるものを除いたものとする。

（建築士が説明を要する建築物の規模）

第 3 条 法第 63 条第 1 項に規定する条例で定める規模は、当該建築物に係る床面積の合計が 10 平方メートルを超えるものとする。

付 則

（施行期日）

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

【関係法令 抜粋】

平成二十七年法律第五十三号
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律

(適用除外)

第二十条 この節の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

- 一 居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないものとして政令で定める用途に供する建築物
- 二 法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置その他の措置がとられていることにより建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして政令で定める建築物
- 三 仮設の建築物であって政令で定めるもの

(建築物再生可能エネルギー利用促進区域)

第六十条 市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の一定の区域であって、建築物への再生可能エネルギー利用設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備その他の再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。）の利用に資する設備として国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）の設置の促進を図ることが必要であると認められるもの（以下「建築物再生可能エネルギー利用促進区域」という。）について、建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画（以下この条、次条及び第六十四条において「促進計画」という。）を作成することができる。

(建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物に設置することができる再生可能エネルギー利用設備に係る説明)

第六十三条 建築士は、建築物再生可能エネルギー利用促進区域内において、計画作成市町村の条例で定める用途に供する建築物の建築で当該条例で定める規模以上のものに係る設計を行うときは、当該設計の委託をした建築主に対し、当該設計に係る建築物に設置することができる再生可能エネルギー利用設備について、国土交通省令で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

- 2 前項の規定は、同項に規定する設計の委託をした建築主から同項の規定による説明を要しない旨の意思の表明があった場合については、適用しない。
- 3 建築士は、第一項の規定による書面の交付に代えて、国土交通省令で定めるところにより、当該建築主の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって国土交通省令で定めるものをいう。）により提供することができる。この場合において、当該建築士は、当該書面を交付したものとみなす。

平成二十八年政令第八号

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令

(適用除外)

第四条 法第二十条第一号の政令で定める用途は、次に掲げるものとする。

- 一 自動車車庫、自転車駐車場、畜舎、堆肥舎、公共用歩廊その他これらに類する用途
- 二 観覧場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、神社、寺院その他これらに類する用途(壁を有しないことその他の高い開放性を有するものとして国土交通大臣が定めるものに限る。)

2 法第二十条第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物
- 二 文化財保護法第四百三十三条第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条第一項第六号に規定する伝統的建造物群を構成している建築物
- 三 旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和八年法律第四十三号)の規定により重要美術品等として認定された建築物
- 四 文化財保護法第八十二条第二項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物であって、建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして所管行政庁が認めたもの
- 五 第一号、第三号又は前号に掲げる建築物であったものの原形を再現する建築物であって、建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして所管行政庁が認めたもの
- 六 景観法(平成十六年法律第一百十号)第十九条第一項の規定により景観重要建造物として指定された建築物

3 法第二十条第三号の政令で定める仮設の建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 建築基準法第八十五条第一項又は第二項に規定する応急仮設建築物であって、その建築物の工事を完了した後三月以内であるもの又は同条第三項の許可を受けたもの
- 二 建築基準法第八十五条第二項に規定する事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物
- 三 建築基準法第八十五条第六項又は第七項の規定による許可を受けた建築物

平成二十八年国土交通省令第五号

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則

(建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物に設置することができる再生可能エネルギー利用設備に係る説明)

第七十七条 法第六十三条第一項の規定により当該建築物に設置することができる再生可能エネルギー利用設備について説明を行おうとする建築士は、当該建築物の工事が着手される前に、当該説明を行わなければならない。

(書面の記載事項)

第七十八条 法第六十三条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第六十三条第一項の規定による説明の年月日
- 二 説明の相手方の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 当該建築物の所在地

四 当該建築物に設置することができる再生可能エネルギー利用設備の種類及び規模

五 当該建築物の建築に係る設計を行った建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

六 当該建築士の属する建築士事務所の名称及び所在地並びに当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別

(説明を要しない旨の意思の表明)

第七十九条 法第六十三条第二項の意思の表明（以下この条において「意思の表明」という。）は、当該建築物の建築に係る設計を行う建築士に次に掲げる事項を記載した書面を提出することによって行うものとする。

一 意思の表明の年月日

二 意思の表明を行った建築主の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名

三 法第六十三条第一項の規定による説明を要しない建築物の所在地

四 当該建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

第 2 3 号議案説明資料

令和 7 年 3 月 1 3 日

件 名	足立区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
所管部課名	道路公園整備室道路公園管理課
内 容	<p>1 改正理由 区が徴収する道路占用料については、東京都が 3 年ごとに行う固定資産税評価替えの時期に合わせて改正している。 令和 6 年 1 月 1 日付で固定資産税評価額の評価替えが行われ、その結果を当区の道路占用料に反映する必要があるため、本条例の一部を改正する。</p> <p>2 改正概要 特別区の土地の平均価格を基に算出し、占用料は現行の約 1 0 5 %^{※1}となった。また、激変緩和措置^{※2}として、占用料の上げ幅は 1. 2 倍を上限とした。占用料改正で影響を受ける企業は、東京電力パワーグリッド株式会社、東京ガスネットワーク株式会社、東日本電信電話株式会社の順となる見込み。 なお、令和 7 年度の改正に伴い、占用料を独自単価とする特別区は、8 区となる見込みである。</p> <p>※1 1 億 3, 1 0 0 万円の増収見込み (令和 5 年度決算額 2 6 億 2, 0 1 6 万円の 5 %で計算)</p> <p>※2 建設省道路局長通達 (平成 8 年 1 月 2 6 日付) の中の 1 文を引用し、平成 1 5 年 1 1 月 2 5 日に特別区土木主管部長会で決定</p> <p>3 改正内容 足立区道路占用料等徴収条例第 2 条別表に定める占用料を改正する。</p> <p>4 新旧対照表 (案) 別紙参照 P 9 ~ 1 5</p> <p>5 施行年月日 令和 7 年 4 月 1 日</p> <p>6 今後の方針 条例の内容を区民及び関係事業者等に周知する。</p>

【参考】

(1) 道路占用料の改定の経緯

- ア 令和5年12月に特別区土木主管部長会会長から特別区土木主管課長会幹事長に道路占用料の改定に係る検討を下命
- イ 令和6年9月に特別区土木主管課長会から特別区土木主管部長会へ下命結果の報告
- ウ 令和6年11月に特別区土木主管部長会から特別区副区長会に道路占用料の改定を具申

(2) 道路占用料の算定

占用物件ごとに、平均地目、商業地目、宅地目に区分し、令和6年1月1日付の固定資産税評価額の特別区平均道路価格等の3か年平均倍率により算出した価格を占用料として決定した。

足立区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前				改正後			
第1条～第7条及び付則（省略）				第1条～第7条及び付則（省略）			
				<p style="text-align: center;">付 則（令和7年 月 日条例第 号）</p> <p>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の日の前日までの占用に係る占用料については、 なお従前の例による。</p>			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
占用物件		占用料		占用物件		占用料	
		単位	金額			単位	金額
法第32条 第1項第1 号に掲げ る工作物	第1種電柱	1本につき 1年	9,350	法第32条 第1項第1 号に掲げ る工作物	第1種電柱	1本につき 1年	9,740
	第2種電柱		1万4,300		第2種電柱		1万4,900
	第3種電柱		1万9,300		第3種電柱		2万100
	第1種電話柱		7,720		第1種電話柱		8,690
	第2種電話柱		1万2,400		第2種電話柱		1万3,900
	第3種電話柱		1万7,000		第3種電話柱		1万9,100
	その他の柱類		830		その他の柱類		860
	共架電線その他上空 に設ける線類	長さ1メートル につき 1年	83		共架電線その他上空 に設ける線類	長さ1メートル につき 1年	86
	地下に設ける電線そ の他の線類		50		地下に設ける電線そ の他の線類		52
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	8,180		路上に設ける変圧器	1個につき 1年	8,520
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方 メートルにつき 1年	5,010		地下に設ける変圧器	占用面積1平方 メートルにつき 1年	5,210
	変圧塔その他これに 類するもの及び公衆 電話所	1個につき 1年	1万6,700		変圧塔その他これに 類するもの及び公衆 電話所	1個につき 1年	1万7,300

改正前				改正後			
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>2万3,400</u>		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>2万4,600</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1万6,700</u>		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1万7,300</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.04メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	<u>190</u>	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.04メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	<u>200</u>
	外径が0.04メートル以上0.07メートル未満のもの		<u>340</u>		外径が0.04メートル以上0.07メートル未満のもの		<u>360</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>500</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>520</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>750</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>780</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>1,000</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>1,040</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>1,500</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>1,560</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>2,000</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>2,080</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>3,500</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>3,650</u>

改正前				改正後						
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>5,010</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>5,210</u>			
	外径が1メートル以上のもの		<u>1万</u>		外径が1メートル以上のもの		<u>1万400</u>			
法第32条第1項第3号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1万4,800</u>	法第32条第1項第3号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1万7,300</u>			
法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1万6,700</u>	法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1万7,300</u>			
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額		
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額					階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額					階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路			<u>1万1,700</u>		上空に設ける通路			<u>1万2,300</u>	
	地下に設ける通路			<u>7,020</u>		地下に設ける通路			<u>7,400</u>	
	その他のもの			<u>1万400</u>		その他のもの			<u>1万1,000</u>	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	<u>230</u>	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	<u>240</u>			
	商品置場その他これに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>2万3,400</u>		商品置場その他これに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>2万4,600</u>			

改正前				改正後					
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチ式であるものを除く。）	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>2万3,400</u>	道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチ式であるものを除く。）	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>2万4,600</u>		
	標識	1本につき 1年	<u>1万3,300</u>		標識	1本につき 1年	<u>1万3,900</u>		
	旗ざお及び幕	祭礼・縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル又は1本につき 1日		<u>230</u>	旗ざお及び幕	祭礼・縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル又は1本につき 1日	<u>240</u>
		その他のもの	占用面積1平方メートル又は1本につき 1年		<u>2万3,400</u>		その他のもの	占用面積1平方メートル又は1本につき 1年	<u>2万4,600</u>
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	1基につき 1年		<u>23万4,000</u>	アーチ式工作物	車道を横断するもの	1基につき 1年	<u>24万6,700</u>
その他のもの			<u>11万7,000</u>	その他のもの			<u>12万3,300</u>		
令第7条第2号に掲げる工作物	太陽光発電設備及び風力発電設備	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1万6,700</u>	令第7条第2号に掲げる工作物	太陽光発電設備及び風力発電設備	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1万7,300</u>		
令第7条第3号に掲げる施設	津波からの一時的な避難施設	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額	令第7条第3号に掲げる施設	津波からの一時的な避難施設	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額		
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場	板囲、足場その他工事用施設及び工事用材料置場	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>2万3,400</u>	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場	板囲、足場その他工事用施設及び工事用材料置場	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>2万4,600</u>		
	危険防止施設		<u>8,640</u>		危険防止施設		<u>1万300</u>		
	詰所		<u>2万3,400</u>		詰所		<u>2万4,600</u>		
令第7条第6号に掲げる仮設建築物		占用面積1平方	<u>1万6,700</u>	令第7条第6号に掲げる仮設建築物		占用面積1平方	<u>1万7,300</u>		

改正前					改正後								
及び同条第7号に掲げる仮設収容施設			メートルにつき 1年		及び同条第7号に掲げる仮設収容施設			メートルにつき 1年					
令第7条第8号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき 1年	Aに0.006を乗じて得た額	令第7条第8号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき 1年	Aに0.006を乗じて得た額				
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額			階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額				
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額			階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額				
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額			階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額				
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額		地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額				
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額			階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額				
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額			階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額				
	その他のもの			Aに0.024を乗じて得た額		その他のもの			Aに0.024を乗じて得た額				
	令第7条第9号に掲げる施設並びに	建築物		階数が1のもの		占用面積1平方メートルにつき 1年	Aに0.006を乗じて得た額		令第7条第9号に掲げる施設並びに	建築物	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき 1年	Aに0.006を乗じて得た額

改正前					改正後				
同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額	同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額			階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額			階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
		その他のもの		Aに0.006を乗じて得た額			その他のもの		Aに0.006を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額	令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額			階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額			階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額			階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
		その他のもの		Aに0.024を乗じて得た額			その他のもの		Aに0.024を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額	令第7条第12号に掲げる器具		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額		

改正前					改正後				
令第7条第13号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額	令第7条第13号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額			階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額			階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額			階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.024を乗じて得た額		その他のもの		Aに0.024を乗じて得た額			
備考（省略）					備考（省略）				

第 2 4 号議案説明資料

令和 7 年 3 月 1 3 日

件 名	足立区立公園条例の一部を改正する条例
所管部課名	道路公園整備室道路公園管理課
内 容	<p>1 改正理由 区が徴収する公園占用料については、東京都が 3 年ごとに行う固定資産税評価替えの時期に合わせて改正している。 令和 6 年 1 月 1 日付で固定資産税評価額の評価替えが行われ、その結果を当区の公園占用料に反映する必要があるため、本条例の一部を改正する。</p> <p>2 改正概要 特別区の土地の平均価格を基に算出し、占用料は現行の約 1 0 5 %^{※1}となった。また、激変緩和措置^{※2}として、占用料の上げ幅は 1. 2 倍を上限とした。占用料改正で影響を受ける企業は、東京電力パワーグリッド株式会社、東日本電信電話株式会社、株式会社ジェイコム東京の順となる見込み。 なお、令和 7 年度の改正に伴い、占用料を独自単価とする特別区は、8 区となる見込みである。</p> <p>※1 5 5 7 万円の増収見込み (令和 5 年度決算額 1 億 1, 1 4 7 万円の 5 %で計算)</p> <p>※2 建設省道路局長通達 (平成 8 年 1 月 2 6 日付) の中の 1 文を引用し、平成 1 5 年 1 1 月 2 5 日に特別区土木主管部長会で決定</p> <p>3 改正内容 足立区立公園条例第 1 1 条別表第 1 に定める占用料を改正する。</p> <p>4 新旧対照表 (案) 別紙参照 P 1 8 ~ 2 0</p> <p>5 施行年月日 令和 7 年 4 月 1 日</p> <p>6 今後の方針 条例の内容を区民及び関係事業者等に周知する。</p>

【参考】

(1) 公園占用料の改定の経緯

ア 令和5年12月に特別区土木主管部長会会長から特別区土木主管課長会幹事長に公園占用料の改定に係る検討を下命

イ 令和6年9月に特別区土木主管課長会から特別区土木主管部長会へ下命結果の報告

ウ 令和6年11月に特別区土木主管部長会から特別区副区長会に公園占用料の改定を具申

(2) 公園占用料の算定

占用物件ごとに、道路占用料の算定に用いた固定資産税評価額の特別区平均道路価格等を基に算出した価格を占用料として決定した。

足立区立公園条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前				改正後					
第1条～第30条 (省略)				第1条～第30条 (現行のとおり)					
				<p>付 則 (令和7年 月 日条例第 号)</p> <p>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の日の前日までの占用に係る占用料については、なお従前の例による。</p>					
別表第1 (第11条関係)				別表第1 (第11条関係)					
種別		単位	占用料	種別		単位	占用料		
電柱	本柱・支柱・支線	1本 1月	1,856円	電柱	本柱・支柱・支線	1本 1月	1,933円		
標識等		1本 1月	1,100円	標識等		1本 1月	1,145円		
水道管 下水道管 ガス管	外径0.4メートル未満のもの	1メートル 1月	165円	水道管 下水道管 ガス管	外径0.4メートル未満のもの	1メートル 1月	171円		
	外径0.4メートル以上1メートル未満のもの		412円		外径0.4メートル以上1メートル未満のもの		429円		
	外径1メートル以上のもの		825円		外径1メートル以上のもの		859円		
電線	架空電線	1メートル 1月	137円	電線	架空電線	1メートル 1月	143円		
	地下電線		外径0.4メートル未満のもの		165円		地下電線	外径0.4メートル未満のもの	171円
			外径0.4メートル以上1メートル未満のもの		412円			外径0.4メートル以上1メートル未満のもの	429円

		外径1メートル以上のもの		<u>825 円</u>
鉄塔		1 平方メートル 1 月		<u>1,375 円</u>
変圧塔、マンホールの種類		1 箇所 1 月		<u>1,375 円</u>
郵便差出箱又は信書便差出箱				<u>550 円</u>
公衆電話所				<u>1,375 円</u>
地下の占有物件	地上露出部分	1 平方メートル 1 月		<u>1,038 円</u>
	地下部分			<u>412 円</u>
高架の占有物件		1 平方メートル 1 月		<u>687 円</u>
写真撮影のための常時占有		撮影機 1 台 1 月		<u>1 万 800 円</u>
写真撮影のための臨時的な占有		1 時間		<u>1,912 円</u>
映画、テレビ及びビデオ撮影のための臨時的な占有				<u>1 万 6,875 円</u>
天体、気象又は土地の観測施設		1 平方メートル 1 月		<u>1,184 円</u>
その他の占有	競技会、集会等	1 平方メートル 1 日		<u>45 円</u>
	その他の場合			<u>45 円</u>

		外径1メートル以上のもの		<u>859 円</u>
鉄塔		1 平方メートル 1 月		<u>1,432 円</u>
変圧塔、マンホールの種類		1 箇所 1 月		<u>1,432 円</u>
郵便差出箱又は信書便差出箱				<u>572 円</u>
公衆電話所				<u>1,432 円</u>
地下の占有物件	地上露出部分	1 平方メートル 1 月		<u>1,245 円</u>
	地下部分			<u>429 円</u>
高架の占有物件		1 平方メートル 1 月		<u>716 円</u>
写真撮影のための常時占有		撮影機 1 台 1 月		<u>1 万 1,280 円</u>
写真撮影のための臨時的な占有		1 時間		<u>1,997 円</u>
映画、テレビ及びビデオ撮影のための臨時的な占有				<u>1 万 7,625 円</u>
天体、気象又は土地の観測施設		1 平方メートル 1 月		<u>1,420 円</u>
その他の占有	競技会、集会等	1 平方メートル 1 日		<u>47 円</u>
	その他の場合			<u>47 円</u>

備考

- 1 期間が1月に満たない端数は、1月とみなす。
- 2 時間が1時間に満たない端数は、1時間とみなす。
- 3 長さが1メートルに満たない端数は、1メートルとみなす。
- 4 面積が1平方メートルに満たない端数は、1平方メートルとみなす。
- 5 写真撮影を伴わない録音は、写真撮影の場合に準ずる。
- 6 競技会、集会等とは、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをいい、その催しに設けられる仮設工作物を含む。

別表第2～別表第7（省略）

備考

- 1 期間が1月に満たない端数は、1月とみなす。
- 2 時間が1時間に満たない端数は、1時間とみなす。
- 3 長さが1メートルに満たない端数は、1メートルとみなす。
- 4 面積が1平方メートルに満たない端数は、1平方メートルとみなす。
- 5 写真撮影を伴わない録音は、写真撮影の場合に準ずる。
- 6 競技会、集会等とは、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをいい、その催しに設けられる仮設工作物を含む。

別表第2～別表第7（現行のとおり）

第 2 5 号議案説明資料

令和 7 年 3 月 1 3 日

件 名	足立区立プチテラス条例の一部を改正する条例
所管部課名	道路公園整備室道路公園管理課
内 容	<p>1 改正理由 区が徴収するプチテラス占用料については、東京都が 3 年ごとに行う固定資産税評価替えの時期に合わせて改正している。 令和 6 年 1 月 1 日付で固定資産税評価額の評価替えが行われ、その結果を当区のプチテラス占用料に反映する必要があるため、本条例の一部を改正する。</p> <p>2 改正概要 特別区の土地の平均価格を基に算出し、占用料は現行の約 1 0 5 % となった。また、激変緩和措置※として、占用料の上げ幅は 1. 2 倍を上限とした。 ※ 建設省道路局長通達（平成 8 年 1 月 2 6 日付）の中の 1 文を引用し、平成 1 5 年 1 1 月 2 5 日に特別区土木主管部長会で決定</p> <p>3 改正内容 足立区立プチテラス条例第 9 条別表に定める占用料を改正する。</p> <p>4 新旧対照表（案） 別紙参照 P 2 3 ~ 2 5</p> <p>5 施行年月日 令和 7 年 4 月 1 日</p> <p>6 プチテラス占用料 足立区立公園条例第 1 1 条別表第 1 に定める占用料に準拠する。</p> <p>7 今後の方針 条例の内容を区民及び関係事業者等に周知する。</p>

【参考】

(1) 公園占用料の改定の経緯

ア 令和5年12月に特別区土木主管部長会会長から特別区土木主管課長会幹事長に公園占用料の改定に係る検討を下命

イ 令和6年9月に特別区土木主管課長会から特別区土木主管部長会へ下命結果の報告

ウ 令和6年11月に特別区土木主管部長会から特別区副区長会に公園占用料の改定を具申

(2) 公園占用料の算定

占用物件ごとに、道路占用料の算定に用いた固定資産税評価額の特別区平均道路価格等を基に算出した価格を占用料として決定した。

足立区立プチテラス条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前				改正後					
第1条～第16条（省略）				第1条～第16条（現行のとおり）					
				<p>付 則（令和7年 月 日条例第 号）</p> <p>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の日の前日までの占用に係る占用料については、なお従前の例による。</p>					
別表（第9条関係）				別表（第9条関係）					
種別		単位	占用料	種別		単位	占用料		
電柱	本柱・支柱・支線	1本 1月	<u>1,856円</u>	電柱	本柱・支柱・支線	1本 1月	<u>1,933円</u>		
標識等		1本 1月	<u>1,100円</u>	標識等		1本 1月	<u>1,145円</u>		
水道管 下水道管 ガス管	外径0.4メートル未満のもの	1メートル 1月	<u>165円</u>	水道管 下水道管 ガス管	外径0.4メートル未満のもの	1メートル 1月	<u>171円</u>		
	外径0.4メートル以上1メートル未満のもの		<u>412円</u>		外径0.4メートル以上1メートル未満のもの		<u>429円</u>		
	外径1メートル以上のもの		<u>825円</u>		外径1メートル以上のもの		<u>859円</u>		
電線	架空電線	1メートル 1月	<u>137円</u>	電線	架空電線	1メートル 1月	<u>143円</u>		
	地下電線		外径0.4メートル未満のもの		<u>165円</u>		地下電線	外径0.4メートル未満のもの	<u>171円</u>
			外径0.4メートル以上1メートル未満のもの		<u>412円</u>			外径0.4メートル以上1メートル未満のもの	<u>429円</u>

		外径1メートル以上のもの		<u>825 円</u>
鉄塔		1 平方メートル 1 月		<u>1,375 円</u>
変圧塔、マンホールの種類		1 箇所 1 月		<u>1,375 円</u>
郵便差出箱又は信書便差出箱				<u>550 円</u>
公衆電話所				<u>1,375 円</u>
地下の占有物件	地上露出部分	1 平方メートル 1 月		<u>1,038 円</u>
	地下部分			<u>412 円</u>
高架の占有物件		1 平方メートル 1 月		<u>687 円</u>
写真撮影のための常時占有		撮影機 1 台 1 月		<u>1 万 800 円</u>
写真撮影のための臨時的な占有		1 時間		<u>1,912 円</u>
映画、テレビ及びビデオ撮影のための臨時的な占有				<u>1 万 6,875 円</u>
天体、気象又は土地の観測施設		1 平方メートル 1 月		<u>1,184 円</u>
その他の占有	競技会、集会等	1 平方メートル 1 日		<u>45 円</u>
	その他の場合			<u>45 円</u>

		外径1メートル以上のもの		<u>859 円</u>
鉄塔		1 平方メートル 1 月		<u>1,432 円</u>
変圧塔、マンホールの種類		1 箇所 1 月		<u>1,432 円</u>
郵便差出箱又は信書便差出箱				<u>572 円</u>
公衆電話所				<u>1,432 円</u>
地下の占有物件	地上露出部分	1 平方メートル 1 月		<u>1,245 円</u>
	地下部分			<u>429 円</u>
高架の占有物件		1 平方メートル 1 月		<u>716 円</u>
写真撮影のための常時占有		撮影機 1 台 1 月		<u>1 万 1,280 円</u>
写真撮影のための臨時的な占有		1 時間		<u>1,997 円</u>
映画、テレビ及びビデオ撮影のための臨時的な占有				<u>1 万 7,625 円</u>
天体、気象又は土地の観測施設		1 平方メートル 1 月		<u>1,420 円</u>
その他の占有	競技会、集会等	1 平方メートル 1 日		<u>47 円</u>
	その他の場合			<u>47 円</u>

備考

- 1 期間が1月に満たない端数は、1月とみなす。
- 2 時間が1時間に満たない端数は、1時間とみなす。
- 3 長さが1メートルに満たない端数は、1メートルとみなす。
- 4 面積が1平方メートルに満たない端数は、1平方メートルとみなす。
- 5 写真撮影を伴わない録音は、写真撮影の場合に準ずる。
- 6 競技会、集会等とは、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをいい、その催しに設けられる仮設工作物を含む。

備考

- 1 期間が1月に満たない端数は、1月とみなす。
- 2 時間が1時間に満たない端数は、1時間とみなす。
- 3 長さが1メートルに満たない端数は、1メートルとみなす。
- 4 面積が1平方メートルに満たない端数は、1平方メートルとみなす。
- 5 写真撮影を伴わない録音は、写真撮影の場合に準ずる。
- 6 競技会、集会等とは、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをいい、その催しに設けられる仮設工作物を含む。

第 2 6 号議案説明資料

令和 7 年 3 月 1 3 日

件 名	足立区河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例
所管部課名	道路公園整備室道路公園管理課
内 容	<p>1 改正理由 区が徴収する流水占用料等については、東京都河川流水占用料等徴収条例に準拠している。 東京都河川流水占用料等徴収条例が一部改正され、当区の流水占用料等に反映する必要があるため、本条例の一部を改正する。</p> <p>2 改正概要 改正された東京都河川流水占用料等徴収条例に基づき、流水占用料は現行の約 1 0 2 %、土地占用料は現行の約 1 1 1 %※となった。占用料改正で影響を受ける企業は、東京電力パワーグリッド株式会社、東日本電信電話株式会社、東京ガスネットワーク株式会社の順となる見込み。 ※ 9 6 万円の増収見込み (令和 5 年度決算額 8 8 1 万円の 1 1 %で計算)</p> <p>3 改正内容 足立区河川流水占用料等徴収条例第 3 条別表に定める流水占用料等を改正する。</p> <p>4 新旧対照表 (案) 別紙参照 P 2 7 ~ 2 8</p> <p>5 対象河川 【準用河川】花畑川</p> <p>6 施行年月日 令和 7 年 4 月 1 日</p> <p>7 今後の方針 条例の内容を区民及び関係事業者等に周知する。</p>

足立区河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前			改正後		
○足立区河川流水占用料等徴収条例 平成13年3月30日条例第38号			○足立区河川流水占用料等徴収条例 平成13年3月30日条例第38号		
第1条～第6条（省略）			第1条～第6条（現行のとおり）		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
1 流水占用料			1 流水占用料		
種別	単位	金額	種別	単位	金額
工業用等（ 発電用を除く。）	1リットル毎秒 につき1年	<u>6,338円</u>	工業用等（ 発電用を除く。）	1リットル毎秒 につき1年	<u>6,477円</u>
備考 1～3（省略）			備考 1～3（現行のとおり）		
2 土地占用料			2 土地占用料		
種別	単位	金額（ 年額）	種別	単位	金額（ 年額）
第1種	1平方メートルにつき1年	<u>2,548円</u>	第1種	1平方メートルにつき1年	<u>2,485円</u>
第2種	1平方メートルにつき1年	<u>1,092円</u>	第2種	1平方メートルにつき1年	<u>1,242円</u>
第3種	1平方メートルにつき1年	<u>3,641円</u>	第3種	1平方メートルにつき1年	<u>4,143円</u>
第4種	1平方メートルにつき1年	<u>3,641円</u>	第4種	1平方メートルにつき1年	<u>4,143円</u>
第5種	1平方メートルにつき1年	<u>3,641円</u>	第5種	1平方メートルにつき1年	<u>4,143円</u>
第6種	1平方メートルにつき1年	<u>1,820円</u>	第6種	1平方メートルにつき1年	<u>2,071円</u>
第7種	1平方メートルにつき1年	<u>3,641円</u>	第7種	1平方メートルにつき1年	<u>4,143円</u>
備考 1～5（省略）			備考 1～5（現行のとおり）		

《参考》

土地占用料の種別

第1種

(1) 船、いかだ等の係留、栈橋の設置又は給排水等河川を直接に利用するための施設の設置を目的とするもの

(2) 橋りょう（居住者等のための通路の用に供するものに限る。）の設置を目的とするもの

(3) 通路その他原状のまま使用することを目的とするもの

第2種 ガス又は電力の供給事業及び電気通信事業のための工作物の埋設を目的とするもの

第3種 仮設小屋、工所用建物その他の仮設工作物又はこれらの附属施設の設置を目的とするもの

第4種

(1) 橋りょう（第1種（2）に該当するものを除く。）の設置を目的とするもの

(2) 橋りょうへの添架を目的とするもの

- 第5種 電力の供給事業及び電気通信事業のための電柱及び鉄塔の設置を目的とするもの
- 第6種 電線及びこれに類する架空線の設置を目的とするもの
- 第7種 前各種に属さないもの

第 2 7 号議案説明資料

令和 7 年 3 月 1 3 日

件 名	足立区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防及び調整条例の一部を改正する条例
所管部課名	建築室開発指導課
内 容	<p>1 改正理由 近年、既存建築物の用途を小規模葬祭施設等へと変更する事例が増えており、近隣住民から「十分な説明が無く突然工事が始まった」などの苦情が区へ寄せられるようになった。 ついては、小規模葬祭施設等を整備する事業者に対し、お知らせ看板の設置及び近隣住民への説明を義務付けることを目的に、本条例を改正する。</p> <p>2 改正内容 (1) 条例第 1 条に規定する「建築」の定義の中に「用途変更」を含むことを追加し、小規模葬祭施設等を整備する事業者に対し、お知らせ看板の設置及び近隣住民への説明を義務付ける。 (2) 「あつては」を「あつては」、「もつて」を「もって」とするなど、撥音の小文字表記を行う。その他文言の整理を行う。</p> <p>3 新旧対照表（案） 別紙のとおり P 3 0 ～ 3 3 参照</p> <p>4 施行年月日 公布の日から施行する。</p> <p>5 今後の方針 条例の内容を区民及び関係事業者等に周知し、的確な指導に努める。</p>

改正前	改正後
<p>○足立区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防及び調整条例</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、中高層建築物及び特定用途建築物（以下「中高層建築物等」という。）の建築に係る計画の事前公開並びに紛争の<u>あつせん</u>及び調停に関し必要な事項を定めることにより、良好な近隣関係を保持し、<u>もつて</u>地域における健全な生活環境並びに居住環境の維持及び向上に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 中高層建築物 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第2条第1項第6号の規定による高さが10メートルを超える建築物をいう。ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に<u>掲げる</u>第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域に<u>あつては</u>、令第2条第1項第7号の規定による軒の高さが7メートルを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物をいう</p> <p>（2） （省略）</p> <p>（3） 特定用途建築物 前条に定める目的に<u>かんがみ</u>、居住環境を害する<u>恐れ</u>があると認められる用途に供する建築物等で、規則で定めるものをいう。</p> <p>（4） 紛争 次のア又はイに掲げるものをいう。</p> <p>ア 中高層建築物の建築に<u>伴つて</u>生ずる日照、通風及び採光の阻害、風害、電波障害等並びに工事中の騒音、振動等の周辺的生活環境に及ぼす影響に関する近隣関係住民と建築主との間の紛争をいう。</p>	<p>○足立区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防及び調整条例</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、中高層建築物及び特定用途建築物（以下「中高層建築物等」という。）の建築（建築物の用途を変更して特定用途建築物の<u>いづれか</u>とすることを含む。以下「建築等」という。）に係る計画の事前公開並びに紛争の<u>あつせん</u>及び調停に関し必要な事項を定めることにより、良好な近隣関係を保持し、<u>もつて</u>地域における健全な生活環境並びに居住環境の維持及び向上に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 中高層建築物 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第2条第1項第6号の規定による高さが10メートルを超える建築物をいう。ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に<u>規定する</u>第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域に<u>あつては</u>、令第2条第1項第7号の規定による軒の高さが7メートルを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物をいう。</p> <p>（2） （現行のとおり）</p> <p>（3） 特定用途建築物 前条に定める目的に<u>鑑み</u>、居住環境を害する<u>おそれ</u>があると認められる用途に供する建築物等で、規則で定めるものをいう。</p> <p>（4） 紛争 次のア又はイに掲げるものをいう。</p> <p>ア 中高層建築物の建築に<u>伴つて</u>生ずる日照、通風及び採光の阻害、風害、電波障害等並びに工事中の騒音、振動等の周辺的生活環境に及ぼす影響に関する近隣関係住民と建築主との間の紛争をいう。</p>

改正前	改正後
<p>イ 特定用途建築物の_____居住環境に及ぼす影響に関する近隣関係住民と建築主との間の紛争をいう。</p> <p>(5)から(7) (省略)</p> <p>第3条 (省略)</p> <p>(当事者の責務)</p> <p>第4条 建築主は、紛争を未然に防止するため、中高層建築物等の<u>建築</u>を計画するに<u>当たっては</u>、周辺的生活環境及び居住環境に及ぼす影響に十分配慮するとともに、良好な近隣関係を損なわないよう努めなければならない。</p> <p>2 建築主及び近隣関係住民は、紛争が生じたときは、相互の立場を尊重し、互譲の精神を<u>もって</u>自主的に解決するよう努めなければならない。</p> <p>(標識の設置等)</p> <p>第5条 建築主は、中高層建築物等を<u>建築</u>しようとするときは、近隣関係住民に<u>建築</u>に係る計画の周知を図るため、当該建築敷地内の見やすい場所に、規則で定めるところにより標識を設置しなければならない。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(説明会の開催等)</p> <p>第6条 建築主は、中高層建築物等を<u>建築</u>しようとするときは、<u>建築</u>に係る計画の内容について、説明会又は個別説明の方法により、次の各号に掲げる者に速やかに説明しなければならない。</p> <p>(1)から(2) (省略)</p> <p>2 特定中高層建築物及び特定用途建築物のうち規則で定めるものの<u>建築</u>に係る計画の内容の説明の方法は、原則として説明会によるものとする。</p> <p>3 建築主は、前2項の規定により<u>行った</u>説明会又は個別説明の内容について、速やかにその旨を区長に報告しなければならない。</p> <p>(あつせん)</p> <p>第7条 区長は、建築主と近隣関係住民の双方から紛争の調整の申出が<u>あつた</u>ときは、<u>あつせん</u>を行う。</p>	<p>イ 特定用途建築物の<u>建築等が周辺</u>の居住環境に及ぼす影響に関する近隣関係住民と建築主との間の紛争をいう。</p> <p>(5)から(7) (現行のとおり)</p> <p>第3条 (現行のとおり)</p> <p>(当事者の責務)</p> <p>第4条 建築主は、紛争を未然に防止するため、中高層建築物等の<u>建築等</u>を計画するに<u>当たっては</u>、周辺的生活環境及び居住環境に及ぼす影響に十分配慮するとともに、良好な近隣関係を損なわないよう努めなければならない。</p> <p>2 建築主及び近隣関係住民は、紛争が生じたときは、相互の立場を尊重し、互譲の精神を<u>もって</u>自主的に解決するよう努めなければならない。</p> <p>(標識の設置等)</p> <p>第5条 建築主は、中高層建築物等の<u>建築等</u>をしようとするときは、近隣関係住民に<u>建築等</u>に係る計画の周知を図るため、当該建築敷地内の見やすい場所に、規則で定めるところにより標識を設置しなければならない。</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>(説明会の開催等)</p> <p>第6条 建築主は、中高層建築物等の<u>建築等</u>をしようとするときは、<u>建築等</u>に係る計画の内容について、説明会又は個別説明の方法により、次の各号に掲げる者に速やかに説明しなければならない。</p> <p>(1)から(2) (現行のとおり)</p> <p>2 特定中高層建築物及び特定用途建築物のうち規則で定めるものの<u>建築等</u>に係る計画の内容の説明の方法は、原則として説明会によるものとする。</p> <p>3 建築主は、前2項の規定により<u>行った</u>説明会又は個別説明の内容について、速やかにその旨を区長に報告しなければならない。</p> <p>(あつせん)</p> <p>第7条 区長は、建築主と近隣関係住民の双方から紛争の調整の申出が<u>あつた</u>ときは、<u>あつせん</u>を行う。</p>

改正前	改正後
<p>2 区長は、前項の規定にかかわらず、建築主又は近隣関係住民の一方から紛争の調整の申出が<u>あつた</u>場合において、相当な理由があると認めるときは、<u>あつせん</u>を行うことができる。</p>	<p>2 区長は、前項の規定にかかわらず、建築主又は近隣関係住民の一方から紛争の調整の申出が<u>あつた</u>場合において、相当な理由があると認めるときは、<u>あつせん</u>を行うことができる。</p>
<p>3 区長は、当事者間を<u>あつせん</u>し、双方の主張の要点を確かめ、紛争が解決するよう努めなければならない。 (<u>あつせん</u>の打切)</p>	<p>3 区長は、当事者間を<u>あつせん</u>し、双方の主張の要点を確かめ、紛争が解決するよう努めなければならない。 (<u>あつせん</u>の打切)</p>
<p>第8条 区長は、<u>当該</u> 紛争について、<u>あつせん</u>によつては 紛争の解決の見込みがないと認めるときは、<u>あつせん</u>を打ち切ることができる。 (調停)</p>	<p>第8条 区長は、<u>前条の規定により調整の申出があつた</u>紛争について、<u>あつせん</u>によつては<u>当該</u>紛争の解決の見込みがないと認めるときは、<u>あつせん</u>を打ち切ることができる。 (調停)</p>
<p>第9条 区長は、前条の規定により<u>あつせん</u>を打ち切つた場合において、必要があると認めるときは、当事者に対し、調停に移行するよう勧告することができる。</p>	<p>第9条 区長は、前条の規定により<u>あつせん</u>を打ち切つた場合において、必要があると認めるときは、当事者に対し、調停に移行するよう勧告することができる。</p>
<p>2から3 (省略)</p>	<p>2から3 (現行のとおり)</p>
<p>4 区長は、調停を行うに<u>当たつて</u>、必要があると認めるときは、調停案を作成し、当事者に対し、期間を定めてその受諾を勧告することができる。</p>	<p>4 区長は、調停を行うに<u>当たつて</u>、必要があると認めるときは、調停案を作成し、当事者に対し、期間を定めてその受諾を勧告することができる。</p>
<p>5 区長は、調停を行うに<u>当たつて</u>は、足立区建築紛争調停委員会(以下「調停委員会」という。)の意見を聴かななければならない。</p>	<p>5 区長は、調停を行うに<u>当たつて</u>は、足立区建築紛争調停委員会(以下「調停委員会」という。)の意見を聴かななければならない。</p>
<p>第10条 (省略) (調停委員会)</p>	<p>第10条 (現行のとおり) (調停委員会)</p>
<p>第11条 1から2 (省略)</p>	<p>第11条 1から2 (現行のとおり)</p>
<p>3 調停委員会は、法律、建築、環境等のいずれかの分野に関し、優れた知識及び経験を有する者のうちから区長が委嘱する委員6人以内を<u>もつて</u>組織する。</p>	<p>3 調停委員会は、法律、建築、環境等のいずれかの分野に関し、優れた知識及び経験を有する者のうちから区長が委嘱する委員6人以内を<u>もつて</u>組織する。</p>
<p>4 (省略)</p>	<p>4 (現行のとおり)</p>
<p>5 調停委員会に会長を置き、委員の互選によつて定める。</p>	<p>5 調停委員会に会長を置き、委員の互選によつて定める。</p>
<p>6から11 (省略)</p>	<p>6から11 (現行のとおり)</p>

改正前	改正後
<p>第12条 区長は、<u>あつせん</u>又は調停のため必要があると認めるときは、当事者の出席を求め、その意見を聴くことができる。</p>	<p>第12条 区長は、<u>あっせん</u>又は調停のため必要があると認めるときは、当事者の出席を求め、その意見を聴くことができる。</p>
<p>(関係図書の提出の求め)</p> <p>第13条 区長は、<u>あつせん</u>又は調停のため必要があると認めるときは、当事者に対し、関係図書の提出を求めることができる。</p>	<p>(関係図書の提出の求め)</p> <p>第13条 区長は、<u>あっせん</u>又は調停のため必要があると認めるときは、当事者に対し、関係図書の提出を求めることができる。</p>
<p>(工事着手の延期等の要請)</p> <p>第14条 区長は、<u>あつせん</u>又は調停のため必要があると認めるときは、調停委員会の意見を聴いて建築主に対して、期間を定めて工事の着手の延期又は工事の停止を要請することができる。</p>	<p>(工事着手の延期等の要請)</p> <p>第14条 区長は、<u>あっせん</u>又は調停のため必要があると認めるときは、調停委員会の意見を聴いて建築主に対して、期間を定めて工事の着手の延期又は工事の停止を要請することができる。</p>
<p>第15条 区長は、前3条の場合において、当該各求め又は要請を受けた者が、正当な理由がなく、当該各求め又は要請に従わないときは、その旨を公表することができる。</p>	<p>第15条 区長は、前3条の規定による _____ 求め又は要請を受けた者が、正当な理由がなく、当該各求め又は要請に従わないときは、その旨を公表することができる。</p>
<p>第16条 (省略)</p>	<p>第16条 (現行のとおり)</p>
	<p>付 則 (令和7年 月 日条例第 号)</p>
	<p>この条例は、公布の日から施行する。</p>

第 28 号議案説明資料

令和 7 年 3 月 13 日

件 名	足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例
所管部課名	建築室建築審査課
内 容	<p>1 改正理由 令和 6 年 6 月 21 日に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「バリアフリー法施行令」という。）の一部改正が公布（令和 7 年 6 月 1 日施行）された。 このことに伴い、当区における地区計画条例全 47 条例の内、「足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」を含む 27 条例に条ずれ修正が必要となるため、本条例等の一部を改正する。</p> <p>2 改正概要 今回のバリアフリー法施行令の改正では、第 15 条で「劇場等の客席」に関する規定が追加された。 新たな規定が加えられたことによる条ずれに対応するため、条例中「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令 <u>第 26 条</u>」を「<u>第 27 条</u>」に改める。 該当の条例は、別紙 1 「改正する地区計画条例一覧」（P 35～36）参照。 なお、本条例等の内容に変更は生じない。</p> <p>3 新旧対照表（案） 別紙 2 参照 P 37～63</p> <p>4 施行年月日 令和 7 年 6 月 1 日から施行する。</p> <p>5 今後の方針 条例の内容を区民及び関係事業者等に周知し、的確な指導に努める。</p>

改正する地区計画条例一覧

(条例制定順)

番号	地区計画条例
1	足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
2	足立区花畑北部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
3	足立区島根四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
4	足立区新田地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
5	足立区六町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
6	足立区佐野六木地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
7	足立区上沼田南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
8	足立区西新井駅西口周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
9	足立区土地区画整理事業を施行すべき区域に係る地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
10	足立区中川一丁目南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
11	足立区東綾瀬二・三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
12	足立区に係る防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
13	足立区西新井三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
14	足立区綾瀬七丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
15	足立区千住大橋駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
16	足立区江北三・四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
17	足立区千住旭町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
18	足立区花畑五丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
19	足立区竹ノ塚駅中央地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
20	足立区竹の塚北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
21	足立区江北七丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
22	足立区興野周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
23	足立区東保木間一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
24	足立区谷在家三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

改正する地区計画条例一覧

(条例制定順)

番号	地区計画条例
25	足立区辰沼一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
26	足立区南花畑五丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
27	足立区六木一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

改正前	改正後
<p>○足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 平成6年12月26日条例第55号</p>	<p>○足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 平成6年12月26日条例第55号</p>
<p>第1条～第3条 （省略） （建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>第1条～第3条 （現行のとおり） （建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条</p>	<p>第4条</p>
<p>1～4 （省略）</p>	<p>1～4 （現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第26条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第27条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>第5条～第15条 （省略）</p>	<p>第5条～第15条 （現行のとおり）</p>
<p>別表 （省略）</p>	<p>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号） <u>この条例は、令和7年6月1日から施行する。</u> 別表 （現行のとおり）</p>

足立区花畑北部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
○足立区花畑北部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	○足立区花畑北部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
平成8年12月24日条例第46号	平成8年12月24日条例第46号
第1条～第3条（省略） （建築物の容積率の最高限度）	第1条～第3条（現行のとおり） （建築物の容積率の最高限度）
第4条	第4条
1～4（省略）	1～4（現行のとおり）
5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号） <u>第26条</u> の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。	5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号） <u>第27条</u> の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。
第5条～第14条（省略）	第5条～第14条（現行のとおり）
別表（省略）	<p style="text-align: center;"><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u> <u>この条例は、令和7年6月1日から施行する。</u></p> 別表（現行のとおり）

足立区島根四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区島根四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成11年7月14日条例第30号</p>	<p>○足立区島根四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成11年7月14日条例第30号</p>
<p>第1条～第3条 （省略） （建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>第1条～第3条 （現行のとおり） （建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条</p>	<p>第4条</p>
<p>1～4 （省略）</p>	<p>1～4 （現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第26条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第27条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>第5条～第14条 （省略）</p>	<p>第5条～第14条 （現行のとおり）</p>
<p>別表 （省略）</p>	<p style="text-align: center;"><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u> <u>この条例は、令和7年6月1日から施行する。</u></p> <p>別表 （現行のとおり）</p>

足立区新田地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区新田地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 平成13年3月30日条例第27号</p>	<p>○足立区新田地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 平成13年3月30日条例第27号</p>
<p>第1条～第3条（省略） （建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>第1条～第3条（現行のとおり） （建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条</p>	<p>第4条</p>
<p>1～4（省略）</p>	<p>1～4（現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第26条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第27条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>第4条の2～第13条（省略）</p>	<p>第4条の2～第13条（現行のとおり）</p>
<p>別表（省略）</p>	<p>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号） <u>この条例は、令和7年6月1日から施行する。</u> 別表（現行のとおり）</p>

足立区六町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区六町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 平成14年6月28日条例第32号</p> <p>第1条～第3条（省略） （建築物の容積率の最高限度）</p> <p>第4条 1～4（省略）</p> <p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第26条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p> <p>6（省略）</p> <p>第5条～第15条（省略）</p> <p>別表（省略）</p>	<p>○足立区六町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 平成14年6月28日条例第32号</p> <p>第1条～第3条（現行のとおり） （建築物の容積率の最高限度）</p> <p>第4条 1～4（現行のとおり）</p> <p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第27条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p> <p>6（現行のとおり）</p> <p>第5条～第15条（現行のとおり）</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u> <u>この条例は、令和7年6月1日から施行する。</u></p> <p>別表（現行のとおり）</p>

足立区佐野六木地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区佐野六木地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成14年6月28日条例第33号</p>	<p>○足立区佐野六木地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成14年6月28日条例第33号</p>
<p>第1条～第3条（省略） （建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>第1条～第3条（現行のとおり） （建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条</p>	<p>第4条</p>
<p>1～4（省略）</p>	<p>1～4（現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第26条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第27条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>第5条～第15条（省略）</p>	<p>第5条～第15条（現行のとおり）</p>
<p>別表（省略）</p>	<p style="text-align: center;"><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u> <u>この条例は、令和7年6月1日から施行する。</u></p> <p>別表（現行のとおり）</p>

足立区上沼田南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区上沼田南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成15年6月30日条例第26号</p>	<p>○足立区上沼田南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成15年6月30日条例第26号</p>
<p>第1条～第3条（省略） （建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>第1条～第3条（現行のとおり） （建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条</p>	<p>第4条</p>
<p>1～4（省略）</p>	<p>1～4（現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第26条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第27条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>第5条～第15条（省略）</p>	<p>第5条～第15条（現行のとおり）</p>
<p>別表（省略）</p>	<p style="text-align: center;"><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u> <u>この条例は、令和7年6月1日から施行する。</u></p> <p>別表（現行のとおり）</p>

足立区西新井駅西口周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区西新井駅西口周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p>	<p>○足立区西新井駅西口周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p>
<p>平成15年6月30日条例第27号</p>	<p>平成15年6月30日条例第27号</p>
<p>第1条～第3条（省略） （建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>第1条～第3条（現行のとおり） （建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条</p>	<p>第4条</p>
<p>1～4（省略）</p>	<p>1～4（現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第26条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第27条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6及び7（省略）</p>	<p>6及び7（現行のとおり）</p>
<p>第5条～第14条（省略）</p>	<p>第5条～第14条（現行のとおり）</p>
<p>別表（省略）</p>	<p><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u> <u>この条例は、令和7年6月1日から施行する。</u> 別表（現行のとおり）</p>

足立区土地区画整理事業を施行すべき区域に係る地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区土地区画整理事業を施行すべき区域に係る地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年10月25日条例第38号</p>	<p>○足立区土地区画整理事業を施行すべき区域に係る地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年10月25日条例第38号</p>
<p>第1条～第3条 （省略） （建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>第1条～第3条 （現行のとおり） （建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条</p>	<p>第4条</p>
<p>1～4 （省略）</p>	<p>1～4 （現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第26条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第27条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6 （省略）</p>	<p>6 （現行のとおり）</p>
<p>第5条～第16条 （省略）</p>	<p>第5条～第16条 （現行のとおり）</p>
<p>別表第1及び別表第2 （省略）</p>	<p style="text-align: center;"><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u> <u>この条例は、令和7年6月1日から施行する。</u></p> <p>別表第1及び別表第2 （現行のとおり）</p>

足立区中川一丁目南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区中川一丁目南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p>	<p>○足立区中川一丁目南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p>
<p>平成16年10月25日条例第39号</p>	<p>平成16年10月25日条例第39号</p>
<p>第1条～第3条（省略） （建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>第1条～第3条（現行のとおり） （建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条</p>	<p>第4条</p>
<p>1～4（省略）</p>	<p>1～4（現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第26条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第27条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>第5条～第13条（省略）</p>	<p>第5条～第13条（現行のとおり）</p>
	<p><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u> <u>この条例は、令和7年6月1日から施行する。</u></p>

足立区東綾瀬二・三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区東綾瀬二・三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年3月25日条例第15号</p>	<p>○足立区東綾瀬二・三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年3月25日条例第15号</p>
<p>第1条～第3条 （省略） （建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>第1条～第3条 （現行のとおり） （建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条</p>	<p>第4条</p>
<p>1～4 （省略）</p>	<p>1～4 （現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第26条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第27条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>第5条～第16条 （省略）</p>	<p>第5条～第16条 （現行のとおり）</p>
<p>別表 （省略）</p>	<p style="text-align: center;"><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u> <u>この条例は、令和7年6月1日から施行する。</u></p> <p>別表 （現行のとおり）</p>

足立区に係る防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区に係る防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p>	<p>○足立区に係る防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p>
<p>平成17年10月24日条例第59号</p>	<p>平成17年10月24日条例第59号</p>
<p>第1条～第3条（省略） （建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>第1条～第3条（現行のとおり） （建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条</p>	<p>第4条</p>
<p>1～4（省略）</p>	<p>1～4（現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第26条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第27条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6（省略）</p>	<p>6（現行のとおり）</p>
<p>第5条～第21条（省略）</p>	<p>第5条～第21条（現行のとおり）</p>
<p>別表第1から別表第5（省略）</p>	<p><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u> <u>この条例は、令和7年6月1日から施行する。</u> 別表第1から別表第5（現行のとおり）</p>

足立区西新井三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
○足立区西新井三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	○足立区西新井三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
平成17年12月19日条例第83号	平成17年12月19日条例第83号
第1条～第3条 （省略） （建築物の容積率の最高限度）	第1条～第3条 （現行のとおり） （建築物の容積率の最高限度）
第4条	第4条
1～4 （省略）	1～4 （現行のとおり）
5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号） <u>第26条</u> の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。	5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号） <u>第27条</u> の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。
第5条～第16条 （省略）	第5条～第16条 （現行のとおり）
別表 （省略）	<p style="text-align: center;"><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u> <u>この条例は、令和7年6月1日から施行する。</u></p> 別表 （現行のとおり）

足立区綾瀬七丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区綾瀬七丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成18年6月29日条例第50号</p>	<p>○足立区綾瀬七丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成18年6月29日条例第50号</p>
<p>第1条～第3条（省略） （建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>第1条～第3条（現行のとおり） （建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条</p>	<p>第4条</p>
<p>1～4（省略）</p>	<p>1～4（現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第26条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第27条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>第5条～第16条（省略）</p>	<p>第5条～第16条（現行のとおり）</p>
<p>別表（省略）</p>	<p style="text-align: center;"><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u> <u>この条例は、令和7年6月1日から施行する。</u></p> <p>別表（現行のとおり）</p>

足立区千住大橋駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
○足立区千住大橋駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	○足立区千住大橋駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
平成19年7月11日条例第45号	平成19年7月11日条例第45号
第1条～第3条（省略） （建築物の容積率の最高限度）	第1条～第3条（現行のとおり） （建築物の容積率の最高限度）
第4条	第4条
1～4（省略）	1～4（現行のとおり）
5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号） <u>第26条</u> の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。	5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号） <u>第27条</u> の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。
6（省略）	6（現行のとおり）
第5条～第16条（省略）	第5条～第16条（現行のとおり）
別表（省略）	<p style="text-align: center;"><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、令和7年6月1日から施行する。</u></p> <p>別表（現行のとおり）</p>

足立区江北三・四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
○足立区江北三・四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	○足立区江北三・四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
平成19年7月11日条例第46号	平成19年7月11日条例第46号
第1条～第3条（省略） （建築物の容積率の最高限度）	第1条～第3条（現行のとおり） （建築物の容積率の最高限度）
第4条	第4条
1～4（省略）	1～4（現行のとおり）
5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号） <u>第26条</u> の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。	5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号） <u>第27条</u> の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。
第5条～第16条（省略）	第5条～第16条（現行のとおり）
別表（省略）	<p style="text-align: center;"><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u> <u>この条例は、令和7年6月1日から施行する。</u></p> 別表（現行のとおり）

足立区千住旭町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区千住旭町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成21年3月25日条例第27号</p>	<p>○足立区千住旭町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成21年3月25日条例第27号</p>
<p>第1条～第3条（省略） （建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>第1条～第3条（現行のとおり） （建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条 1～4（省略）</p>	<p>第4条 1～4（現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第26条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第27条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6（省略） 第5条～第15条（省略）</p>	<p>6（現行のとおり） 第5条～第15条（現行のとおり）</p>
<p>別表第1から別表第4（省略）</p>	<p style="text-align: center;"><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u> <u>この条例は、令和7年6月1日から施行する。</u></p> <p>別表第1から別表第4（現行のとおり）</p>

足立区花畑五丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区花畑五丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年 3 月28日 条例第24号</p>	<p>○足立区花畑五丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年 3 月28日 条例第24号</p>
<p>第1条～第3条 （省略） （建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>第1条～第3条 （現行のとおり） （建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条</p>	<p>第4条</p>
<p>1～4 （省略）</p>	<p>1～4 （現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第26条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第27条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>第5条～第16条 （省略）</p>	<p>第5条～第16条 （現行のとおり）</p>
<p>別表 （省略）</p>	<p style="text-align: center;"><u>付 則（令和〇年〇月〇日 条例第〇号）</u> <u>この条例は、令和7年6月1日から施行する。</u></p> <p>別表 （現行のとおり）</p>

足立区竹ノ塚駅中央地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区竹ノ塚駅中央地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p>	<p>○足立区竹ノ塚駅中央地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p>
<p>平成30年3月28日条例第16号</p>	<p>平成30年3月28日条例第16号</p>
<p>第1条～第3条（省略） （建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>第1条～第3条（現行のとおり） （建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条</p>	<p>第4条</p>
<p>1～4（省略）</p>	<p>1～4（現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第26条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第27条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>6（省略）</p>	<p>6（現行のとおり）</p>
<p>第5条～第15条（省略）</p>	<p>第5条～第15条（現行のとおり）</p>
<p>別表第1から別表第4（省略）</p>	<p><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u> <u>この条例は、令和7年6月1日から施行する。</u> 別表第1から別表第4（現行のとおり）</p>

足立区竹の塚北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区竹の塚北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成30年7月2日条例第41号</p>	<p>○足立区竹の塚北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成30年7月2日条例第41号</p>
<p>第1条～第3条（省略） （建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>第1条～第3条（現行のとおり） （建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条 1～4（省略）</p>	<p>第4条 1～4（現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第26条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第27条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>第5条～第16条（省略）</p>	<p>第5条～第16条（現行のとおり）</p>
<p>別表（省略）</p>	<p style="text-align: center;"><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u> <u>この条例は、令和7年6月1日から施行する。</u></p> <p>別表（現行のとおり）</p>

足立区江北七丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区江北七丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成30年7月2日条例第42号</p>	<p>○足立区江北七丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成30年7月2日条例第42号</p>
<p>第1条～第3条（省略） （建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>第1条～第3条（現行のとおり） （建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条</p>	<p>第4条</p>
<p>1～4（省略）</p>	<p>1～4（現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第26条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第27条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>第5条～第16条（省略）</p>	<p>第5条～第16条（現行のとおり）</p>
<p>別表（省略）</p>	<p style="text-align: center;"><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u> <u>この条例は、令和7年6月1日から施行する。</u></p> <p>別表（現行のとおり）</p>

足立区興野周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区興野周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">令和元年7月4日条例第11号</p>	<p>○足立区興野周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">令和元年7月4日条例第11号</p>
<p>第1条～第3条 （省略） （建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>第1条～第3条 （現行のとおり） （建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条</p>	<p>第4条</p>
<p>1～4 （省略）</p>	<p>1～4 （現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第26条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第27条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>第5条～第15条 （省略）</p>	<p>第5条～第15条 （現行のとおり）</p>
<p>別表 （省略）</p>	<p style="text-align: center;"><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u> <u>この条例は、令和7年6月1日から施行する。</u></p> <p>別表 （現行のとおり）</p>

足立区東保木間一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区東保木間一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">令和2年3月25日条例第11号</p>	<p>○足立区東保木間一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">令和2年3月25日条例第11号</p>
<p>第1条～第3条（省略） （建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>第1条～第3条（現行のとおり） （建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条</p>	<p>第4条</p>
<p>1～4（省略）</p>	<p>1～4（現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第26条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第27条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>第5条～第16条（省略）</p>	<p>第5条～第16条（現行のとおり）</p>
<p>別表（省略）</p>	<p style="text-align: center;"><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u> <u>この条例は、令和7年6月1日から施行する。</u></p> <p>別表（現行のとおり）</p>

足立区谷在家三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区谷在家三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">令和3年3月24日条例第13号</p>	<p>○足立区谷在家三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">令和3年3月24日条例第13号</p>
<p>第1条～第3条 （省略） （建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>第1条～第3条 （現行のとおり） （建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条</p>	<p>第4条</p>
<p>1～4 （省略）</p>	<p>1～4 （現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第26条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第27条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>第5条～第16条 （省略）</p>	<p>第5条～第16条 （現行のとおり）</p>
<p>別表 （省略）</p>	<p style="text-align: center;"><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u> <u>この条例は、令和7年6月1日から施行する。</u></p>
<p>別表 （省略）</p>	<p>別表 （現行のとおり）</p>

足立区辰沼一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区辰沼一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">令和4年12月22日条例第57号</p>	<p>○足立区辰沼一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">令和4年12月22日条例第57号</p>
<p>第1条～第3条（省略） （建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>第1条～第3条（現行のとおり） （建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条 1～4（省略）</p>	<p>第4条 1～4（現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第26条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第27条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>第5条～第16条（省略）</p>	<p>第5条～第16条（現行のとおり）</p>
<p>別表（省略）</p>	<p style="text-align: center;"><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u> <u>この条例は、令和7年6月1日から施行する。</u></p>
<p>別表（省略）</p>	<p>別表（現行のとおり）</p>

足立区南花畑五丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
○足立区南花畑五丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	○足立区南花畑五丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
令和6年7月11日条例第33号	令和6年7月11日条例第33号
第1条～第3条（省略） （建築物の容積率の最高限度）	第1条～第3条（現行のとおり） （建築物の容積率の最高限度）
第4条	第4条
1～4（省略）	1～4（現行のとおり）
5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号） <u>第26条</u> の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。	5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号） <u>第27条</u> の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。
第5条～第16条（省略）	第5条～第16条（現行のとおり）
別表（省略）	<p style="text-align: center;"><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u> <u>この条例は、令和7年6月1日から施行する。</u></p> 別表（現行のとおり）

足立区六木一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区六木一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">令和6年10月22日条例第52号</p>	<p>○足立区六木一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p style="text-align: right;">令和6年10月22日条例第52号</p>
<p>第1条～第3条（省略） （建築物の容積率の最高限度）</p>	<p>第1条～第3条（現行のとおり） （建築物の容積率の最高限度）</p>
<p>第4条</p>	<p>第4条</p>
<p>1～4（省略）</p>	<p>1～4（現行のとおり）</p>
<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第26条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>5 第1項に規定する延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による計画の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設（同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第27条</u>の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>
<p>第5条～第16条（省略）</p>	<p>第5条～第16条（現行のとおり）</p>
	<p style="text-align: center;"><u>付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）</u> <u>この条例は、令和7年6月1日から施行する。</u></p>

第29号議案説明資料

令和7年3月13日

件名	特別区道路線の認定について（足立区中川一丁目・葛飾区亀有三丁目地内）														
所管部課名	道路公園整備室道路公園管理課														
内容	<p>1 提案理由</p> <p>本路線は、足立区と葛飾区の行政境界に位置し、並行する葛飾区道の区域も含めて、足立区と葛飾区が重複して認定する特別区道路線である。特別区道路線の認定要件を満たすため、特別区道路線に認定する。</p>														
	<p>2 概要</p> <table border="1" data-bbox="438 761 1428 1108"> <tr> <td>所在</td> <td colspan="2">足立区中川一丁目・葛飾区亀有三丁目地内</td> </tr> <tr> <td>幅員</td> <td colspan="2">10.77～12.70m</td> </tr> <tr> <td>延長</td> <td colspan="2">22.51m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">面積</td> <td>[足立区の区域(中川一丁目234-2先)</td> <td>105.958㎡</td> </tr> <tr> <td>[葛飾区の区域(亀有三丁目2382-18先)</td> <td>159.789㎡</td> </tr> </table>	所在	足立区中川一丁目・葛飾区亀有三丁目地内		幅員	10.77～12.70m		延長	22.51m		面積	[足立区の区域(中川一丁目234-2先)	105.958㎡	[葛飾区の区域(亀有三丁目2382-18先)	159.789㎡
	所在	足立区中川一丁目・葛飾区亀有三丁目地内													
幅員	10.77～12.70m														
延長	22.51m														
面積	[足立区の区域(中川一丁目234-2先)	105.958㎡													
	[葛飾区の区域(亀有三丁目2382-18先)	159.789㎡													
<p>足立区中川一丁目・葛飾区亀有三丁目地内 略図</p>  <p>凡例 新認定特別区道路線</p>															

第30号議案説明資料

令和7年3月13日

件名	区域外道路の認定の承諾について（足立区中川一丁目地内）								
所管部課名	道路公園整備室道路公園管理課								
内容	<p>1 提案理由</p> <p>本路線は、足立区と葛飾区の行政境界に位置する道路である。今回、葛飾区より当区の区域を含めた当該路線の重複認定の申し出があった。葛飾区が、区域をこえて路線を認定することを承諾する。</p> <p>2 概要</p> <table border="1" data-bbox="437 772 1370 1120"> <tr> <td>所在</td> <td>足立区中川一丁目地内</td> </tr> <tr> <td>幅員</td> <td>10.77～12.70m</td> </tr> <tr> <td>延長</td> <td>22.51m</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>265.74㎡ のうち 足立区の区域（中川一丁目234-2先）105.958㎡</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">足立区中川一丁目地内 略図</p>  <p style="text-align: center;">凡例 ■ 区域外道路認定承諾路線</p>	所在	足立区中川一丁目地内	幅員	10.77～12.70m	延長	22.51m	面積	265.74㎡ のうち 足立区の区域（中川一丁目234-2先）105.958㎡
所在	足立区中川一丁目地内								
幅員	10.77～12.70m								
延長	22.51m								
面積	265.74㎡ のうち 足立区の区域（中川一丁目234-2先）105.958㎡								

第 3 1 号議案説明資料

令和 7 年 3 月 1 3 日

件 名	足立区と葛飾区の行政境界に係る道路の管理に関する協定の変更について (足立区中川一丁目・葛飾区亀有三丁目地内)																								
所管部課名	道路公園整備室道路公園管理課																								
内 容	<p>1 提案理由</p> <p>足立区と葛飾区の行政境界に係る道路に関して、適正かつ円滑な管理を行うために「足立区と葛飾区の行政境界に係る道路の管理に関する協定（以下「原協定」という。）」を平成12年11月24日に締結している（別紙1 P67～69参照）。原協定に路線の追加を行うため、「足立区と葛飾区の行政境界に係る道路の管理に関する変更協定書（案）」（別紙2 P70～71参照）を葛飾区と締結する。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 原協定を適用する道路（以下「道路」という。）の区域に次の区域を加える（別紙3 P72参照）。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">路 線</th> <th>13（第8工区の一部）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路区域</td> <td>足立区中川一丁目 234番 2地先から 葛飾区亀有三丁目2382番18地先まで</td> </tr> <tr> <td>延 長</td> <td>22.51m</td> </tr> <tr> <td>幅 員</td> <td>10.77～12.70m</td> </tr> <tr> <td>面 積</td> <td>265.74㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 道路の管理は、葛飾区が行う。</p> <p>(3) 道路の管理に要する費用は、葛飾区の負担とする。</p> <p>(4) 道路の管理に伴う収入は、葛飾区の収入とする。</p> <p>【参考】原協定及び変更協定の締結の経緯</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">時 期</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成12年11月24日</td> <td>原協定（別紙1）</td> </tr> <tr> <td>平成20年6月2日</td> <td>変更協定（第1回）</td> </tr> <tr> <td>平成23年3月23日</td> <td>変更協定（第2回）</td> </tr> <tr> <td>平成24年5月15日</td> <td>変更協定（第3回）</td> </tr> <tr> <td>平成24年8月1日</td> <td>変更協定（第4回）</td> </tr> <tr> <td>平成31年4月25日</td> <td>変更協定（第5回）</td> </tr> </tbody> </table>	路 線	13（第8工区の一部）	道路区域	足立区中川一丁目 234番 2地先から 葛飾区亀有三丁目2382番18地先まで	延 長	22.51m	幅 員	10.77～12.70m	面 積	265.74㎡	時 期	内 容	平成12年11月24日	原協定（別紙1）	平成20年6月2日	変更協定（第1回）	平成23年3月23日	変更協定（第2回）	平成24年5月15日	変更協定（第3回）	平成24年8月1日	変更協定（第4回）	平成31年4月25日	変更協定（第5回）
路 線	13（第8工区の一部）																								
道路区域	足立区中川一丁目 234番 2地先から 葛飾区亀有三丁目2382番18地先まで																								
延 長	22.51m																								
幅 員	10.77～12.70m																								
面 積	265.74㎡																								
時 期	内 容																								
平成12年11月24日	原協定（別紙1）																								
平成20年6月2日	変更協定（第1回）																								
平成23年3月23日	変更協定（第2回）																								
平成24年5月15日	変更協定（第3回）																								
平成24年8月1日	変更協定（第4回）																								
平成31年4月25日	変更協定（第5回）																								

足立区と葛飾区の行政境界に係る道路の管理に関する協定

足立区（以下「甲」という。）と葛飾区（以下「乙」という。）の行政境界に存する道路について、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第16条第2項の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲乙それぞれの行政境界に存する道路に関し、適正かつ円滑な管理を行うことを目的とする。

（管理区域）

第2条 この協定が適用される道路区域は、別表のとおりとし、同表中路線1は葛飾区が、路線2は足立区が管理する。

（経費）

第3条 道路の管理に関する経費は、前条に規定するそれぞれの管理区が負担する。

（収入）

第4条 道路の管理に伴い生ずる収入については、第2条に規定するそれぞれの管理区の収入とする。

（廃止、変更等）

第5条 この協定の管理区域内の道路について、法第10条の規定に基づき廃止し、又は変更しようとする場合及び法第18条の規定に基づき道路の区域を決定し、又は変更しようとする場合は、事前にその内容を協議する。

（協議）

第6条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度書面をもって協議するものとする。

（実施細目）

第7条 この協定の実施細目については、別途締結する。

（施行）

第8条 この協定は、締結の日から施行する。

本協定書を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成12年11月24日

足立区長 鈴木 慎一

葛飾区長 青木 勇

路線	1	2
道路区域	葛飾区西亀有二丁目1417番地先から 足立区東綾瀬一丁目12番1地先まで	葛飾区小菅一丁目19番11地先から 足立区西綾瀬一丁目990番1地先まで
延長	310.21 m	579.88 m
幅員	12.76 m ~ 14.07 m	4.56 m ~ 14.60 m
面積	4291.95 m ²	4246.80 m ²
管理区	葛飾区	足立区

足立区と葛飾区の行政境界に係る道路の管理に関する変更協定書（案）

足立区（以下「甲」という。）と葛飾区（以下「乙」という。）が、平成 12 年 11 月 24 日付で締結した、足立区と葛飾区の行政境界に係る道路の管理に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を、次のとおり締結する。

1. 原協定中、第 2 条を次のように改める。

（管理区域）

第 2 条 この協定が適用される道路区域は、別表のとおりとし、同表中路線 1、路線 2、路線 7、路線 8 及び路線 9 は甲が、路線 3、路線 4、路線 5、路線 6、路線 10、路線 11、路線 12 及び路線 13 は乙が管理する。

2. 原協定中、別表を別添のように改める。

本協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その一通を保有する。

令和 年 月 日

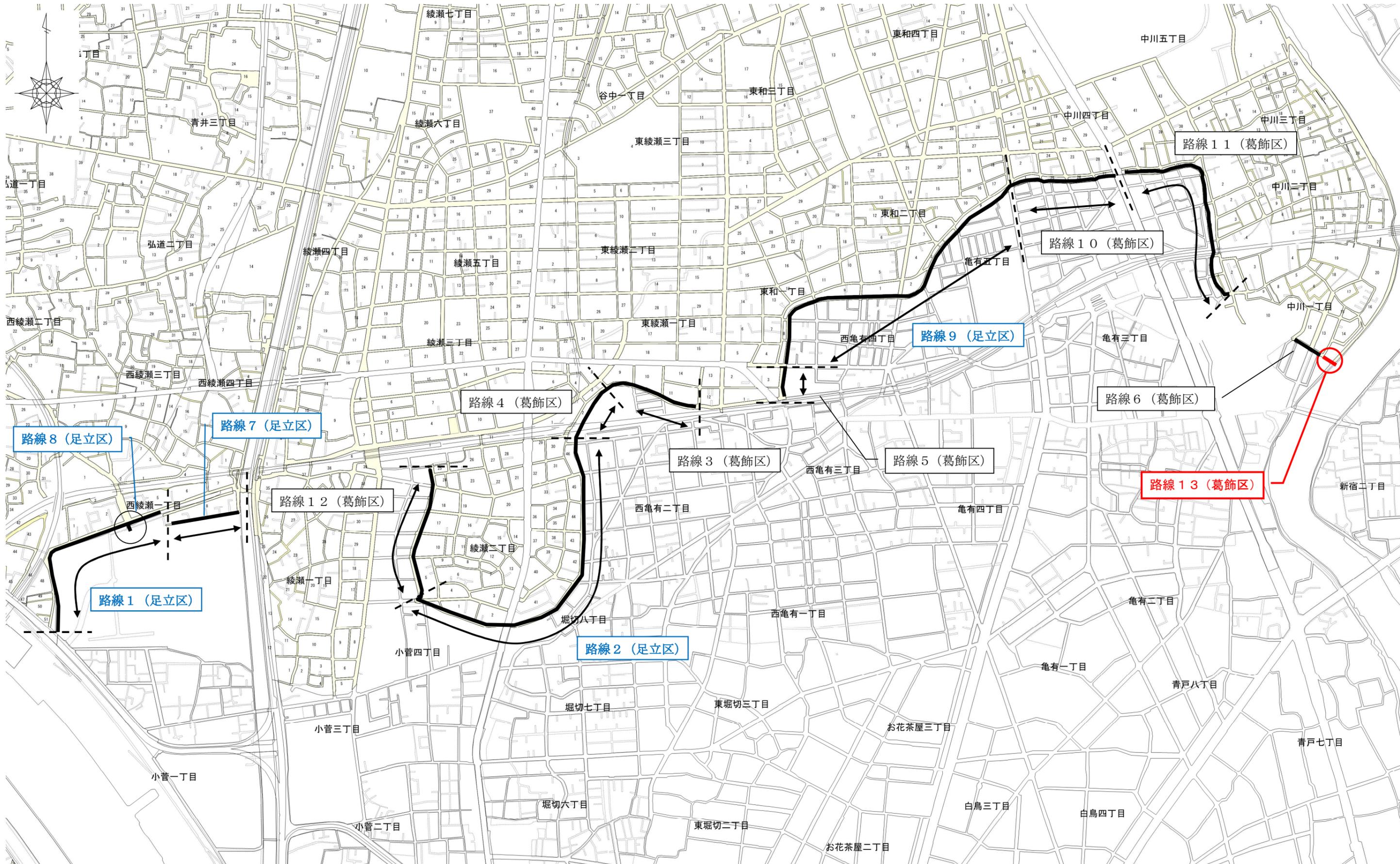
甲 足 立 区 長 近 藤 弥 生

乙 葛 飾 区 長 青 木 克 徳

別表(第2条関係)

路線	1(第5工区)	2(第3工区)	7	8(第5工区の一部)	9(第1工区)	
道路区域	葛飾区小菅一丁目19番1地先から 足立区西綾瀬一丁目990番1地先まで	足立区綾瀬二丁目1番1地先から 葛飾区西亀有二丁目1452番5地先まで	足立区西綾瀬一丁目747番地先から 葛飾区小菅一丁目19番17の一部まで	足立区西綾瀬一丁目966番4地先から 葛飾区小菅一丁目19番1地先まで	葛飾区亀有五丁目227番3地先から 足立区東和一丁目8番1地先まで	
延長	579.88m	940.28m	218.27m	11.53m	970.81m	
幅員	4.56m～14.60m	6.66m～15.84m	4.00m～4.58m	6.80m	8.79m～12.55m	
面積	4,246.80㎡	10,756.63㎡	903.30㎡	78.54㎡	10,732.73㎡	
協定編入年月日	平成12年11月24日	平成20年6月2日	平成23年3月23日	平成24年5月15日	平成24年8月1日	
管理する区	足立区					
路線	3(第2工区の一部)	4(第2工区の一部)	5(第2工区の一部)	6(第8工区の一部)	10(第7工区の一部)	11(第7工区の一部)
道路区域	葛飾区西亀有二丁目1417番地先から 足立区東綾瀬一丁目12番1地先まで	足立区綾瀬二丁目46番5地先から 葛飾区西亀有二丁目1417番地先まで	足立区東和一丁目3番13地先から 葛飾区西亀有四丁目1番1地先まで	足立区中川一丁目238番31地先から 葛飾区亀有三丁目2382番17地先まで	足立区中川四丁目1番8地先から 葛飾区亀有五丁目98番5地先まで	足立区中川四丁目94番地先から 葛飾区亀有三丁目18番地先まで
延長	310.21m	176.54m	108.86m	111.69m	301.81m	627.06m
幅員	12.76m～14.07m	3.89m～7.63m	16.08m～16.62m	10.45m～10.55m	3.57m～7.72m	2.42m～7.63m
面積	4,291.95㎡	1,168.89㎡	1,828.00㎡	1,282.31㎡	1,833.96㎡	3,089.89㎡
協定編入年月日	平成12年11月24日	平成20年6月2日			平成24年8月1日	
管理する区	葛飾区					
路線	12(第6工区の一部)	13(第8工区の一部)				
道路区域	足立区綾瀬二丁目51番2の一部から 葛飾区小菅四丁目24番3の一部まで	足立区中川一丁目234番2地先から 葛飾区亀有三丁目2382番18地先まで				
延長	436.28m	22.51m				
幅員	11.99m～14.03m	10.77m～12.70m				
面積	6,312.74㎡	265.74㎡				
協定編入年月日	平成31年4月25日	令和7年 月 日				
管理する区	葛飾区					

足立区と葛飾区の行政境界に係る道路の管理に関する協定区域



第50号議案説明資料

令和7年3月13日

件名	足立区事務手数料条例の一部を改正する条例																					
所管部課名	建築室建築審査課																					
内容	<p>1 改正理由 令和7年4月1日から「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」が施行されるため、本条例の一部を改正する。</p> <p>2 改正概要 以下の手数料を改定、新設するとともに必要な規定を整備する。 (1) 500㎡以下の建築物について、省エネ基準へ適合させるために重量化する建築物の構造安全性を確認する審査・検査項目が追加されたため、手数料を改定する。 (2) すべての建築物に省エネ基準適合が義務付けられるため、適合性判定手数料に新たな区分を設ける。また、適合の判定が比較的容易な仕様基準に基づく審査手数料を新設する。 (3) 低炭素建築物の認定について、認定区分が住戸の戸数から床面積へ改められることに伴い、審査にかかる労務単価の上昇を反映した手数料に改める。 なお、各手数料額は東京都から示されており、都内の各行政庁で共通である。 ※ 延床面積100㎡の一戸建て住宅における手数料額の例</p> <table border="1" data-bbox="395 1384 1375 1684"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">改正内容</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>改定前</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>建築確認申請手数料等（改定）</td> <td>9,400円</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2)</td> <td>省エネ基準適合性判定手数料（新設）</td> <td>—</td> <td>5,800円</td> </tr> <tr> <td>省エネ仕様基準審査手数料（新設）</td> <td>—</td> <td>4,700円</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>低炭素建築物認定手数料（改定）</td> <td>4,700円</td> <td>5,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 新旧対照表（案） 別紙1～3参照 P75～219</p> <p>4 施行年月日 令和7年4月1日から施行する。</p>	番号	改正内容	金額		改定前	改定後	(1)	建築確認申請手数料等（改定）	9,400円	13,000円	(2)	省エネ基準適合性判定手数料（新設）	—	5,800円	省エネ仕様基準審査手数料（新設）	—	4,700円	(3)	低炭素建築物認定手数料（改定）	4,700円	5,800円
番号	改正内容			金額																		
		改定前	改定後																			
(1)	建築確認申請手数料等（改定）	9,400円	13,000円																			
(2)	省エネ基準適合性判定手数料（新設）	—	5,800円																			
	省エネ仕様基準審査手数料（新設）	—	4,700円																			
(3)	低炭素建築物認定手数料（改定）	4,700円	5,800円																			

5 今後の方針

建築基準法及び本条例の改正内容を区民及び関係事業者等に周知し、適切に対応していく。

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
<p>○足立区事務手数料条例 昭和33年3月22日条例第1号</p> <p>別表第5 (第6条関係) (別紙2のとおり)</p> <p>別表第6 (第6条関係) (別紙2のとおり)</p> <p>別表第7 (第6条関係) (別紙2のとおり)</p>	<p>○足立区事務手数料条例 昭和33年3月22日条例第1号</p> <p><u>付 則 (令和7年 月 日条例第 号)</u> <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表第5 (第6条関係) (別紙3のとおり)</p> <p>別表第6 (第6条関係) (別紙3のとおり)</p> <p>別表第7 (第6条関係) (別紙3のとおり)</p>

【改正前】

別表第 5 (第 6 条関係)

建築・都市整備関係

事務	手数料の名称	種別・単位	額	徴収時期
1 都市計画法 (昭和43年法律第100号)第 29条又は附則 第4項の規定 に基づく開発 行為の許可の 申請に対する 審査	開発行為許可申 請手数料	(1) 主として、自己の居住の用に供する 住宅の建築の用に供する目的で行う開発 行為であつて、開発区域の面積が		許可申請の とき
		0.1ヘクタール未満のとき	1万3,000円	
		0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の とき	3万9,000円	
		0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の とき	7万6,000円	
		0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の とき	14万9,000円	
		1ヘクタール以上3ヘクタール未満の とき	22万5,000円	
		3ヘクタール以上6ヘクタール未満の とき	30万5,000円	
		6ヘクタール以上10ヘクタール未満の とき	37万円	
		10ヘクタール以上のとき	49万7,000円	
		(2) 主として、住宅以外の建築物で自己 の業務の用に供するものの建築又は自己 の業務の用に供する特定工作物の建設の 用に供する目的で行う開発行為であつ て、開発区域の面積が		
		0.1ヘクタール未満のとき	2万1,000円	
		0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の とき	5万1,000円	
		0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の とき	11万3,000円	
		0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の とき	20万4,000円	
1ヘクタール以上3ヘクタール未満の とき	34万円			
3ヘクタール以上6ヘクタール未満の とき	45万7,000円			
6ヘクタール以上10ヘクタール未満の とき	56万7,000円			

		<p>10ヘクタール以上のとき</p> <p>(3) その他の開発行為であって、開発区域の面積が</p> <p>0.1ヘクタール未満のとき</p> <p>0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき</p> <p>0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき</p> <p>0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき</p> <p>1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき</p> <p>3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき</p> <p>6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき</p> <p>10ヘクタール以上のとき</p>	<p>79万5,000円</p> <p>14万1,000円</p> <p>21万5,000円</p> <p>32万円</p> <p>37万9,000円</p> <p>57万3,000円</p> <p>65万4,000円</p> <p>80万8,000円</p> <p>108万1,000円</p>	
2 都市計画法第35条の2 (同法附則第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査	開発行為変更許可申請手数料	変更許可申請1件につき	<p>次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が108万1,000円を超えるときは、その手数料の額は、108万1,000円とする。</p> <p>(1) 開発行為に関する設計の変更((2)のみ該当する場合を除く。)については、開発区域の面積((2)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の</p>	変更許可申請のとき

			<p>面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積) に応じ前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>(2) 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号まで(同法附則第5項において準用する場合を含む。) に掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ前項に規定する額</p> <p>(3) その他の変更については、1万5,000円</p>		
3	都市計画法第41条第2項ただし書(同法第35条の2第4項(同法附則第5項において準用す	市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料	1件につき	5万5,000円	許可申請のとき

る場合を含む。)及び附則第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査				
4 都市計画法第42条第1項ただし書(同法附則第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	1件につき	3万9,000円	許可申請のとき
5 都市計画法第43条の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料	敷地の面積が 0.1ヘクタール未満のとき 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき 1ヘクタール以上のとき	1万円 2万7,000円 5万3,000円 7万6,000円 12万2,000円	許可申請のとき
6 都市計画法第45条(同法附則第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	(1) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって、開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合 (2) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物	2,500円 4,000円	承認申請のとき

		<p>で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって、開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合</p> <p>(3) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、(1)及び(2)以外のものである場合</p>	1万9,000円	
7	都市計画法第47条第5項(同法附則第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	開発登録簿の写しの交付手数料 1通につき	700円	交付申請のとき
8	都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第60条の規定に基づく証明書の交付	証明書の交付手数料 1通につき	900円	交付申請のとき
9	宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可の申請に対する審査	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積工事許可申請手数料 (1) 宅地造成又は特定盛土等を行う場合であって、切土又は盛土をする土地の面積が 500平方メートル以内のとき 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のとき 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のとき 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のとき 5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のとき 1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のとき 2万平方メートルを超え、4万平方メートル以内のとき 4万平方メートルを超え、7万平方メー	2万円 3万4,000円 5万4,000円 8万9,000円 12万3,000円 20万1,000円 22万円 27万5,000円	許可申請のとき

		トル以内のとき 7万平方メートルを超え、10万平方メートル以内のとき トル以内のとき 10万平方メートルを超えるとき	36万4,000円 53万3,000円	
		(2) 土石の堆積を行う場合であって土石の堆積をする土地の面積が 500平方メートル以内のとき 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のとき 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のとき 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のとき 5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のとき 1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のとき 2万平方メートルを超え、4万平方メートル以内のとき 4万平方メートルを超え、7万平方メートル以内のとき 7万平方メートルを超え、10万平方メートル以内のとき 10万平方メートルを超えるとき	1万8,000円 2万8,000円 3万5,000円 5万4,000円 6万6,000円 12万1,000円 13万4,000円 16万3,000円 20万7,000円 29万2,000円	
10	宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事に関する計画の変更許可の申請に対する審査	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積工事変更許可申請手数料	(1) 宅地造成又は特定盛土等を行う場合であって変更許可申請1件につき 次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が53万3,000円を超えるときは、その手数料の額は、53万3,000円とする。 (1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更 ((2)のみに該当する場合を除	変更申請のとき

く。) については、切土又は、盛土をする土地の面積

((2)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の切土又は盛土をする土地の面積、切土又は盛土をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の切土又は盛土をする土地の面積) に応じ前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額

(2) 新たな土地の切土又は盛土をする土地への編入に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更については、新たに編入された切土又は盛土をする土地の面積に応じ前項に規定

	<p>(2) 土石の堆積を行う場合であって変更許可申請1件につき</p>	<p>する額 (3) その他 の変更につ いては、1 万5,000円 次に掲げる額 を合算した 額。ただし、 その額が29万 2,000円を超 えるときは、 その手数料の 額は、29万 2,000円とす る。 (1) 土石の 堆積に関す る工事の設 計の変更 ((2)のみ に該当する 場合を除 く。)につ いては、土 石の堆積を する土地の 面積((2) に規定する 変更を伴う 場合にあっ ては変更前 の土石の堆 積をする土 地の面積、 土石の堆積 をする土地 の縮小を伴 う場合にあ っては縮小 後の土石の 堆積をする 土地の面 積)に应じ</p>
--	--------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

			<p>前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>(2) 新たに土石の堆積をする土地への編入に係る土石の堆積に係る工事の設計の変更については、新たに編入された土石の堆積をする土地の面積に応じ前項に規定する額</p> <p>(3) その他の変更については、1万5,000円</p>	
11 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第88条の規定に基づく証明書の交付	証明書の交付手数料	用紙1枚につき	900円	交付申請のとき
12 宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和6年東京都条例第36号）第5条第3項の規定に基づく盛土規制法調書の写しの交付	盛土規制法調書の写しの交付手数料	1通につき	700円	交付申請のとき
13 建築基準法	建築物の建築に	確認申請1件につき、次に掲げる面積の区		確認申請の

<p>(昭和25年法律第201号)第6条第4項の規定に基づく建築物に関する確認(当該建築物を新築し、増築し、又は改築する場合(12の項に掲げる場合を除く。))に係るものに限る。)の申請に対する審査</p>	<p>に関する確認申請手数料</p>	<p>分のうち、当該建築に係る部分の床面積の合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該申請に係る計画に建築基準法第6条の3第1項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者(以下「特定建築基準適合判定資格者」という。)である建築主事が建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第9条の3に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査</p> <p>(以下「特定建築基準適合審査」という。)</p> <p>をする部分が含まれている場合においては当該部分ごとに10の項に掲げる額の手数料を加えた額、同法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について18の項に掲げる額の手数料を加えた額とする。</p> <p>30平方メートル以内のもの</p> <p>30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</p> <p>100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</p> <p>200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</p> <p>500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</p> <p>1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</p> <p>2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの</p> <p>1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの</p> <p>5万平方メートルを超えるもの</p>	<p>5,600円</p> <p>9,400円</p> <p>1万4,000円</p> <p>1万9,000円</p> <p>3万5,000円</p> <p>4万9,000円</p> <p>14万6,000円</p> <p>24万9,000円</p> <p>47万4,000円</p>	<p>とき</p>
<p>14 建築基準法</p>	<p>建築物の建築に</p>	<p>計画通知1件につき、次に掲げる面積の区</p>		<p>計画通知の</p>

<p>第18条第3項 の規定に基づ く建築物に関 する計画（当 該建築物を新 築し、増築し、 又は改築する 場合（13の項 に掲げる場合 を除く。）に 係るものに限 る。）の通知 に対する審査</p>	<p>関する計画通知 手数料</p>	<p>分のうち、当該建築に係る部分の床面積の 合計に該当する区分に応じた額とする。た だし、当該通知に係る計画に建築基準法第 18条第5項ただし書の規定に基づき、特定 建築基準適合判定資格者である建築主事が 特定建築基準適合審査をする部分が含ま れている場合においては当該部分ごとに11の 項に掲げる額の手数料を加えた額、同法第 87条の4に規定する昇降機に係る部分が含ま れる場合においては、当該昇降機1基に ついて19の項に掲げる額の手数料を加えた 額とする。</p> <p>30平方メートル以内のもの 30平方メートルを超え、100平方メートル以 内のもの 100平方メートルを超え、200平方メートル 以内のもの 200平方メートルを超え、500平方メートル 以内のもの 500平方メートルを超え、1,000平方メー トル以内のもの 1,000平方メートルを超え、2,000平方メー トル以内のもの 2,000平方メートルを超え、1万平方メー トル以内のもの 1万平方メートルを超え、5万平方メー トル以内のもの 5万平方メートルを超えるもの</p>	<p>5,600円 9,400円 1万4,000円 1万9,000円 3万5,000円 4万9,000円 14万6,000円 24万9,000円 47万4,000円</p>	<p>とき</p>
<p>15 建築基準法 第6条の3第 1項ただし書 の規定に基づ く建築物に関 する確認の申 請に対する審 査に係る特定 建築基準適合 審査</p>	<p>特定建築基準適 合審査手数料</p>	<p>特定建築基準適合審査をする部分の床面積 に応じ、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 1,000平方メートル以内のもの (2) 1,000平方メートルを超え、2,000平 方メートル以内のもの (3) 2,000平方メートルを超え、1万平方 メートル以内のもの (4) 1万平方メートルを超え、5万平方 メートル以内のもの (5) 5万平方メートルを超えるもの</p>	<p>15万6,000円 20万9,000円 24万円 31万9,000円 58万7,000円</p>	<p>確認申請の とき</p>
<p>16 建築基準法 第18条第5項 ただし書の規 定に基づく建</p>	<p>特定建築基準適 合審査手数料</p>	<p>特定建築基準適合審査をする部分の床面積 に応じ、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 1,000平方メートル以内のもの (2) 1,000平方メートルを超え、2,000平</p>	<p>15万6,000円 20万9,000円</p>	<p>計画通知の とき</p>

<p>建築物に関する計画の通知に対する審査に係る特定建築基準適合審査</p>		<p>方メートル以内のもの (3) 2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの (4) 1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの (5) 5万平方メートルを超えるもの</p>	<p>24万円 31万9,000円 58万7,000円</p>	
<p>17 建築基準法第6条第4項に基づく建築物に関する確認（確認を受けた建築物の計画の変更をして当該建築物を新築し、増築し、又は改築する場合に係るものに限る。）の申請に対する審査</p>	<p>確認を受けた建築物の計画の変更をする建築物の建築に関する確認申請手数料</p>	<p>確認申請1件につき、<u>8の項</u>に掲げる面積の区分のうち、当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあつては当該増加する部分の床面積）の合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該申請に係る計画に建築基準法第6条の3第1項ただし書の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が特定建築基準適合審査をする部分が含まれている場合においては当該部分ごとに<u>10の項</u>に掲げる額、同法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について<u>18の項</u>又は<u>20の項</u>に掲げる額の手数料を加えた額とする。</p>		<p>確認申請のとき</p>
<p>18 建築基準法第18条第3項に基づく建築物に関する計画（適合することを認められた建築物の計画の変更をして当該建築物を新築し、増築し、又は改築する場合に係るものに限る。）の通知に対する審査</p>	<p>適合することを認められた建築物の計画の変更をする建築物の建築に関する計画通知手数料</p>	<p>計画通知1件につき、<u>9の項</u>に掲げる面積の区分のうち、当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあつては当該増加する部分の床面積）の合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該通知に係る計画に建築基準法第18条第5項ただし書の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が特定建築基準適合審査をする部分が含まれている場合においては当該部分ごとに<u>11の項</u>に掲げる額、同法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について<u>19の項</u>又は<u>21の項</u>に掲げる額の手数料を加えた額とする。</p>		<p>計画通知のとき</p>
<p>19 建築基準法第6条第4項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）</p>	<p>建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する</p>	<p>確認申請1件につき、<u>8の項</u>に掲げる面積の区分のうち、当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該申請に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する</p>		<p>確認申請のとき</p>

<p>の規定に基づく建築物に関する確認（建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（16の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の申請に対する審査</p>	<p>建築物の建築に関する確認申請手数料</p>	<p>昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について18の項に掲げる額の手数料を加えた額とする。</p>		
<p>20 建築基準法第18条第3項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する計画（建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（17の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の通知に対する審査</p>	<p>建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（17の項に掲げる場合を除く。）の通知に対する審査</p>	<p>計画通知1件につき、9の項に掲げる面積の区分のうち、当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に該当する区分に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について19の項に掲げる額の手数料を加えた額とする。</p>		<p>計画通知のとき</p>
<p>21 建築基準法第6条第4項（同法第87条第1項において準用する場合</p>	<p>確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若</p>	<p>確認申請1件につき、8の項に掲げる面積の区分のうち、当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該申請に係る計画に建築基準法第87</p>		<p>確認申請のとき</p>

<p>合を含む。) しくは大規模の の規定に基づ く建築物に關 する確認 (確 認を受けた建 築物の計画の 変更をして建 築物を移転 し、その大規 模の修繕若し くは大規模の 模様替をし、 又はその用途 を変更する場 合に係るもの に限る。) の 申請に対する 審査</p>	<p>しくは大規模の 模様替をし、又 はその用途を変 更する建築物の 建築に関する確 認申請手数料</p>	<p>条の4に規定する昇降機に係る部分が含ま れる場合においては、当該昇降機1基につ いて18の項又は20の項に掲げる額の手数料 を加えた額とする。</p>		
<p>22 建築基準法 第18条第3項 (同法第87条 第1項におい て準用する場 合を含む。) の 規定に基づ く建築物に關 する計画 (適 合することを 認められた建 築物の計画の 変更をして建 築物を移転 し、その大規 模の修繕若し くは大規模の 模様替をし、 又はその用途 を変更する場 合に係るもの に限る。) の 通知に対する 審査</p>	<p>適合することを 認められた建築 物の計画の変更 をして建築物を 移転し、その大 規模の修繕若し くは大規模の模 様替をし、又は その用途を変更 する建築物の建 築に関する計画 通知手数料</p>	<p>計画通知1件につき、9の項に掲げる面積 の区分のうち、当該計画の変更に係る部分 の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合 計に該当する区分に応じた額とする。ただ し、当該通知に係る計画に建築基準法第87 条の4に規定する昇降機に係る部分が含ま れる場合においては、当該昇降機1基につ いて19の項又は21の項に掲げる額の手数料 を加えた額とする。</p>		<p>計画通知の とき</p>
<p>23 建築基準法</p>	<p>建築設備の設置</p>	<p>(1) 昇降機 (小荷物専用昇降機を除く。)</p>	<p>9,600円</p>	<p>確認申請の</p>

<p>第6条第4項に関する確認申請手数料</p> <p>く昇降機（同法第87条の4に規定するものに限る。）又は同法第87条の4において準用する同法第6条第4項の規定に基づく建築設備に関する確認（建築設備を設置する場合（20の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の申請に対する審査</p>		<p>1基につき</p> <p>(2) 小荷物専用昇降機 1基につき</p> <p>(3) (1)及び(2)以外の1の建築設備につき</p>	<p>4,300円</p> <p>9,600円</p>	<p>とき</p>
<p>24 建築基準法第18条第3項に関する計画通知手数料</p> <p>く昇降機（同法第87条の4に規定するものに限る。）又は同法第87条の4において準用する同法第18条第3項の規定に基づく建築設備に関する計画（建築設備を設置する場合（21の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の通知に対する審査</p>	<p>建築設備の設置に関する計画通知</p>	<p>(1) 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）1基につき</p> <p>(2) 小荷物専用昇降機 1基につき</p> <p>(3) (1)及び(2)以外の1の建築設備につき</p>	<p>9,600円</p> <p>4,300円</p> <p>9,600円</p>	<p>計画通知のとき</p>

<p>25 建築基準法第6条第4項の規定に基づく昇降機（同法第87条の4に規定するものに限る。）又は同法第87条の4において準用する同法第6条第4項の規定に基づく建築設備に関する確認（確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に係るものに限る。）の申請に対する審査</p>	<p>確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に関する確認申請手数料</p>	<p>(1) 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） 1基につき (2) 小荷物専用昇降機 1基につき (3) (1)及び(2)以外の1の建築設備につき</p>	<p>5,400円 3,300円 5,400円</p>	<p>確認申請のとき</p>
<p>26 建築基準法第18条第3項の規定に基づく昇降機（同法第87条の4に規定するものに限る。）又は同法第87条の4において準用する同法第18条第3項の規定に基づく建築設備に関する計画（適合することを認められた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合</p>	<p>適合することを認められた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に関する計画通知手数料</p>	<p>(1) 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） 1基につき (2) 小荷物専用昇降機 1基につき (3) (1)及び(2)以外の1の建築設備につき</p>	<p>5,400円 3,300円 5,400円</p>	<p>計画通知のとき</p>

合に係るものに限る。)の通知に対する審査				
27 建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第6条第4項の規定に基づく工作物に関する確認(工作物を築造する場合(24の項に掲げる場合を除く。))に係るものに限る。)の申請に対する審査	工作物の築造に関する確認申請手数料	1件につき	8,500円	確認申請のとき
28 建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第3項の規定に基づく工作物に関する計画(工作物を築造する場合(25の項に掲げる場合を除く。))に係るものに限る。)の通知に対する審査	工作物の築造に関する計画通知手数料	1件につき	8,500円	計画通知のとき
29 建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第6条第4項の規定に基づく工作	確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合に関する確認申請手数料	1件につき	4,300円	確認申請のとき

<p>物に関する確認（確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合に係るものに限る。）の申請に対する審査</p>				
<p>30 建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第3項の規定に基づく工作物に関する計画（適合することを認められた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合に係るものに限る。）の通知に対する審査</p>	<p>適合することを認められた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合に関する計画通知</p>	<p>1件につき</p>	<p>4,300円</p>	<p>計画通知のとき</p>
<p>31 建築基準法第7条第4項の規定に基づく建築物に関する完了検査（当該建築物を新築し、増築し、又は改築する場合（34の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の申請に対する審査</p>	<p>建築物の建築に関する完了検査申請手数料</p>	<p>完了検査申請1件につき、次に掲げる面積の区分のうち、当該建築に係る部分の床面積の合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該申請に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について30の項に掲げる額の手数料を加えた額とする。</p> <p>30平方メートル以内のもの 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</p>	<p><u>1万1,000円</u> <u>1万2,000円</u> <u>1万6,000円</u> <u>2万3,000円</u></p>	<p>検査申請のとき</p>

		500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	3万7,000円	
		1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	5万2,000円	
		2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	12万4,000円	
		1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	19万9,000円	
		5万平方メートルを超えるもの	39万6,000円	
32 建築基準法第18条第21項の規定に基づく建築物に関する工事完了（当該建築物を新築し、増築し、又は改築する場合（35の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の通知に対する審査	建築物の建築に関する工事完了通知手数料	<p>工事完了通知1件につき、次に掲げる面積の区分のうち、当該建築に係る部分の床面積の合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該通知に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について31の項に掲げる額の手数料を加えた額とする。</p> <p>30平方メートル以内のもの</p> <p>30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</p> <p>100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</p> <p>200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</p> <p>500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</p> <p>1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</p> <p>2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの</p> <p>1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの</p> <p>5万平方メートルを超えるもの</p>	<p>1万1,000円</p> <p>1万2,000円</p> <p>1万6,000円</p> <p>2万3,000円</p> <p>3万7,000円</p> <p>5万2,000円</p> <p>12万4,000円</p> <p>19万9,000円</p> <p>39万6,000円</p>	完了通知のとき
33 建築基準法第7条第4項の規定に基づく建築物に関する完了検査はその大規模の修繕若しくは	建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした建築物の建築に関する完了検査申請手数料	完了検査申請1件につき、26の項に掲げる面積の区分のうち、当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該申請に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について30の項に掲げる額の手数料を加えた額とする。		検査申請のとき

<p>は大規模の模様替をした場合（<u>36の項</u>に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の申請に対する審査</p>				
<p>34 建築基準法第18条第21項の規定に基づく建築物に関する工事完了通知は、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした建築物の建築に関する工事完了通知は、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合（<u>37の項</u>に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の通知に対する審査</p>	<p>建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした建築物の建築に関する工事完了通知手数料</p>	<p>工事完了通知1件につき、<u>27の項</u>に掲げる面積の区分のうち、当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該通知に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について<u>31の項</u>に掲げる額の手数料を加えた額とする。</p>		<p>完了通知のとき</p>
<p>35 建築基準法第7条第4項の規定に基づく昇降機（同法第87条の4に規定するものに限る。）又は同法第87条の4において準用する同法第7条第4項の規定に基づく建築設備に関する完了検査（<u>38の項</u>に掲げる場合を除く。）の申請に対する</p>	<p>建築設備の設置に関する完了検査申請手数料</p>	<p>(1) 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）1基につき (2) 小荷物専用昇降機 1基につき (3) (1)及び(2)以外の1の建築設備につき</p>	<p>1万3,000円 8,600円 1万3,000円</p>	<p>検査申請のとき</p>

36	建築基準法第18条第21項の規定に基づく昇降機（同法第87条の4に規定するものに限る。）又は同法第87条の4において準用する同法第18条第21項の規定に基づく建築設備に関する工事完了（39の項に掲げる場合を除く。）の通知に対する審査	建築設備の設置に関する工事完了通知手数料	(1) 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） 1基につき (2) 小荷物専用昇降機 1基につき (3) (1)及び(2)以外の1の建築設備につき	1万3,000円 8,600円 1万3,000円	完了通知のとき
37	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第7条第4項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請に対する審査	工作物の築造に関する完了検査申請手数料	1件につき	9,600円	検査申請のとき
38	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第21項の規定に基づく工作物に関する工事完了の通知に対する審査	工作物の築造に関する工事完了通知手数料	1件につき	9,600円	完了通知のとき
39	建築基準法第7条第4項の規定に基づく	中間検査を受けた建築物の新築、増築又は改築	完了検査申請1件につき、次に掲げる面積の区分のうち、当該新築、増築又は改築に係る部分の床面積の合計に該当する区分に		検査申請のとき

<p>く建築物に関する完了検査 （当該建築物を新築、増築又は改築した場合に係るものに限る。）の申請（当該申請が同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についてされるものである場合に限り、<u>36の項</u>において同じ。）に対する審査</p>	<p>築に関する完了検査申請手数料</p>	<p>応じた額とする。ただし、当該申請に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について<u>30の項</u>又は<u>38の項</u>に掲げる額の手数料を加えた額とする。</p> <p>30平方メートル以内のもの 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 5万平方メートルを超えるもの</p>	<p>9,900円 <u>1万1,000円</u> <u>1万5,000円</u> <u>2万1,000円</u> 3万6,000円 4万9,000円 11万5,000円 18万6,000円 38万3,000円</p>	
<p>40 建築基準法第18条第21項の規定に基づく建築物に関する工事完了 （当該建築物を新築、増築又は改築した場合に係るものに限る。）の通知（当該通知が同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についてされるものである場合に限り、<u>37の項</u>において同じ。）に対する審査</p>	<p>中間検査を受けた建築物の新築、増築又は改築に関する工事完了通知手数料</p>	<p>工事完了通知1件につき、次に掲げる面積の区分のうち、当該新築、増築又は改築に係る部分の床面積の合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該通知に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について<u>31の項</u>又は<u>39の項</u>に掲げる額の手数料を加えた額とする。</p> <p>30平方メートル以内のもの 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの</p>	<p>9,900円 <u>1万1,000円</u> <u>1万5,000円</u> <u>2万1,000円</u> 3万6,000円 4万9,000円 11万5,000円</p>	<p>完了通知のとき</p>

		1 万平方メートルを超え、5 万平方メートル以内のもの	18万6,000円	
		5 万平方メートルを超えるもの	38万3,000円	
41 建築基準法第7条第4項の規定に基づく建築物に関する完了検査（当該建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合に係るものに限る。）の申請に対する審査	中間検査を受けた建築物の移転、大規模の修繕又は大規模の模様替に関する完了検査申請手数料	完了検査申請1件につき、 <u>34の項</u> に掲げる面積の区分のうち、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該申請に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について <u>30の項</u> 又は <u>38の項</u> に掲げる額の手数料を加えた額とする。		検査申請のとき
42 建築基準法第18条第21項の規定に基づく建築物に関する工事完了（当該建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合に係るものに限る。）の通知に対する審査	中間検査を受けた建築物の移転、大規模の修繕又は大規模の模様替に関する工事完了通知手数料	工事完了通知1件につき、 <u>35の項</u> に掲げる面積の区分のうち、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該通知に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について <u>31の項</u> 又は <u>39の項</u> に掲げる額の手数料を加えた額とする。		完了通知のとき
43 建築基準法第7条第4項の規定に基づく昇降機（同法第87条の4に規定するものに限る。）に関する完了検査の申請（当該申請が	中間検査を受けた昇降機に関する完了検査申請手数料	(1) 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）1基につき (2) 小荷物専用昇降機 1基につき	1万3,000円 8,400円	検査申請のとき

<p>同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についてされるものである場合に限る。)に対する審査</p>				
<p>44 建築基準法第18条第21項の規定に基づく昇降機(同法第87条の4に規定するものに限る。)に関する工事完了の通知(当該通知が同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についてされるものである場合に限る。)に対する審査</p>	<p>中間検査を受けた昇降機に関する工事完了通知手数料</p>	<p>(1) 昇降機(小荷物専用昇降機を除く。) 1基につき</p> <p>(2) 小荷物専用昇降機 1基につき</p>	<p>1万3,000円</p> <p>8,400円</p>	<p>完了通知のとき</p>
<p>45 建築基準法第7条の3第4項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請に対する審査</p>	<p>建築物の中間検査申請手数料</p>	<p>中間検査申請1件につき、次に掲げる面積の区分のうち、当該中間検査を行う部分の床面積の合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該申請に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について42の項に掲げる額の手数料を加えた額とする。</p> <p>30平方メートル以内のもの</p> <p>30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</p> <p>100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</p> <p>200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</p> <p>500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</p>	<p>9,900円</p> <p>1万1,000円</p> <p>1万5,000円</p> <p>2万1,000円</p> <p>3万4,000円</p>	<p>検査申請のとき</p>

		1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	4万6,000円	
		2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	10万4,000円	
		1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	16万7,000円	
		5万平方メートルを超えるもの	34万1,000円	
46	建築基準法第18条第29項の規定に基づく建築物に関する特定工程工事終了の通知に対する審査	建築物に関する特定工程工事終了通知手数料	特定工程工事終了通知1件につき、次に掲げる面積の区分のうち、当該特定工程工事終了通知を行う部分の床面積の合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該通知に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について43の項に掲げる額の手数料を加えた額とする。	終了通知のとき
		30平方メートル以内のもの	9,900円	
		30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1万1,000円	
		100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1万5,000円	
		200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	2万1,000円	
		500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	3万4,000円	
		1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	4万6,000円	
		2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	10万4,000円	
		1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	16万7,000円	
		5万平方メートルを超えるもの	34万1,000円	
47	建築基準法第7条の3第4項の規定に基づく昇降機（同法第87条の4に規定するものに限る。）又は同法第87条の4第1項において準用する同	建築設備の中間検査申請手数料	(1) 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）1基につき (2) 小荷物専用昇降機 1基につき (3) (1)及び(2)以外の1の建築設備につき	検査申請のとき
			1万2,000円	
			8,300円	
			1万2,000円	

法第7条の3 第4項の規定 に基づく建築 設備に関する 中間検査の申 請に対する審 査				
48 建築基準法 第18条第29項 の規定に基づ く昇降機（同 法第87条の4 に規定するも のに限る。） 又は同法第87 条の4におい て準用する同 法第18条第29 項の規定に基 づく建築設備 に関する特定 工程工事終了 の通知に対す る審査	建築設備に係る 特定工程工事終 了通知手数料	(1) 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） 1基につき (2) 小荷物専用昇降機 1基につき (3) (1)及び(2)以外の1の建築設備に つき	1万2,000円 8,300円 1万2,000円	終了通知の とき
49 建築基準法 第88条第1項 において準用 する同法第7 条の3第4項 の規定に基づ く工作物に関 する中間検査 の申請に対す る審査	工作物に関する 中間検査申請手 数料	1件につき	9,100円	検査申請の とき
50 建築基準法 第88条第1項 において準用 する同法第18 条第29項の規 定に基づく工 作物に関する 特定工程工事 終了の通知に	工作物に関する 特定工程工事終 了通知手数料	1件につき	9,100円	終了通知の とき

対する審査				
51 建築基準法第7条の6第1項第1号又は第2号（同法第87条の4第1項又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	1件につき	12万6,000円	認定申請のとき
52 建築基準法第18条第38項第1号又は第2号（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	1件につき	12万6,000円	認定申請のとき
53 建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道の位置の指定、変更又は廃止の申請に対する審査	道の位置の指定、変更又は廃止申請手数料	1件につき	5万円	指定、変更又は廃止申請のとき
54 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築料の認定の申請	建築物の敷地と道路の関係の建築認定申請手数料	1件につき	3万1,000円	認定申請のとき

	に対する審査				
55	建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく建築料の許可の申請に対する審査	建築物の敷地と道路の関係の建築許可申請手数料	1件につき	3万6,000円	許可申請のとき
56	建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づく建築料の許可の申請に対する審査	公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料	1件につき	3万6,000円	許可申請のとき
57	建築基準法第44条第1項第3号の規定に基づく建築料の認定の申請に対する審査	道路内における建築認定申請手数料	1件につき	2万8,000円	認定申請のとき
58	建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく建築料の許可の申請に対する審査	公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料	1件につき	16万円	許可申請のとき
59	建築基準法第47条ただし書の規定に基づく建築料の許可の申請に対する審査	壁面線外における建築許可申請手数料	1件につき	16万円	許可申請のとき
60	建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書	用途地域における建築等許可申請手数料	1件につき	18万円	許可申請のとき

<p>書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書 （同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可申請に対する審査</p>				
<p>61 建築基準法第48条第16項第1号（同法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく増築、改築又は移転の特例許可の申請に対する審査</p>	<p>用途地域における増築、改築又は移転の特例許可申請手数料</p>	<p>1件につき</p>	<p>8万7,000円</p>	<p>許可申請のとき</p>
<p>62 建築基準法第48条第16項第2号（同法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築の特例許可の申請に対する審査</p>	<p>用途地域における建築の特例許可申請手数料</p>	<p>1件につき</p>	<p>9万2,000円</p>	<p>許可申請のとき</p>
<p>63 建築基準法第51条ただし書（同法第87条</p>	<p>特殊建築物等敷地許可申請手数料</p>	<p>1件につき</p>	<p>16万円</p>	<p>許可申請のとき</p>

条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査				
64 建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の容積率の特例認定申請手数料	1件につき	2万8,000円	認定申請のとき
65 建築基準法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の容積率の特例許可申請手数料	1件につき	16万円	許可申請のとき
66 建築基準法第53条第4項又は第5項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率の特例許可申請手数料	1件につき	3万6,000円	許可申請のとき
67 建築基準法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の	建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき	3万6,000円	許可申請のとき

適用除外に係る許可の申請に対する審査				
68 建築基準法第53条の2第1項第3号又は第4号（同法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の敷地面積の制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の敷地面積の制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき	16万円	許可申請のとき
69 建築基準法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の高さの特例認定申請手数料	1件につき	2万8,000円	認定申請のとき
70 建築基準法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の高さの特例許可申請手数料	1件につき	16万円	許可申請のとき
71 建築基準法第55条第4項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	建築物の高さの許可申請手数料	1件につき	16万円	許可申請のとき
72 建築基準法第56条の2第	日影による建築物の高さの特例	1件につき	16万円	許可申請のとき

1項ただし書 の規定に基づ く建築物の高 さの許可の申 請に対する審 査	許可申請手数料			
73 建築基準法 第57条第1項 の規定に基づ く建築物の高 さに関する制 限の適用除外 に係る認定の 申請に対する 審査	高架の工作物内 に設ける建築物 の高さに関する 制限の適用除外 に係る認定申請 手数料	1件につき	2万8,000円	認定申請の とき
74 建築基準法 第58条第1項 の規定に基づ く東京都市計 画高度地区に 定める建築物 の高さの最高 限度に関する 特例の許可の 申請に対する 審査	高度地区におけ る建築物の高さ の特例許可申請 手数料	1件につき	16万円	許可申請の とき
75 建築基準法 第58条第2項 の規定に基づ く建築物の高 さに関する特 例の許可の申 請に対する審 査	高度地区におけ る建築物の高さ の特例許可申請 手数料	1件につき	16万円	許可申請の とき
76 建築基準法 第59条第1項 第3号の規定 に基づく建築 物の容積率、 建蔽率、建築 面積又は壁面 の位置に関する 特例の許可	高度利用地区に おける建築物の 容積率、建蔽率、 建築面積又は壁 面の位置の特例 許可申請手数料	1件につき	16万円	許可申請の とき

の申請に対する審査				
77 建築基準法第59条第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	1件につき	16万円	許可申請のとき
78 建築基準法第59条の2第1項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	1件につき	16万円	許可申請のとき
79 建築基準法第60条の2第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積、高さ又は壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	都市再生特別地区内における建築物の容積率、建蔽率、建築面積、高さ又は壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき	16万円	許可申請のとき
80 建築基準法第67条第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積の制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区内の建築物の敷地面積の制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき	16万円	許可申請のとき
81 建築基準法第67条第5項第2号の規定	特定防災街区整備地区内の建築物の壁面の位置	1件につき	16万円	許可申請のとき

に基づく建築物の壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料			
82 建築基準法第67条第9項第2号の規定に基づく建築物の間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区内の建築物の間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき	16万円	許可申請のとき
83 建築基準法第68条第1項第2号の規定に基づく建築物の高さ、壁面の位置又は敷地面積に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	景観地区内の建築物の高さ、壁面の位置又は敷地面積に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき	16万円	許可申請のとき
84 建築基準法第68条第5項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請	景観地区内の建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき	2万8,000円	認定申請のとき

	に対する審査			
85	建築基準法 第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の建蔽率又は同条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	再開発等促進区 等内における建築物の容積率、建蔽率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき	2万8,000円 認定申請のとき
86	建築基準法 第68条の3第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請に対する審査	再開発等促進区 等内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき	16万円 許可申請のとき
87	建築基準法 第68条の3第7項の規定に基づく建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	開発整備促進区 内の建築物の用途制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき	2万8,000円 認定申請のとき
88	建築基準法 第68条の4第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る	建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定め	1件につき	2万8,000円 認定申請のとき

認定の申請に対する審査	る地区計画等の区域内における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料			
89 建築基準法第68条の5の2第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	防災街区整備地区計画の区域内の建築物の容積率の特例認定申請手数料	1件につき	2万8,000円	認定申請のとき
90 建築基準法第68条の5の3第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	高度利用と都市機能の更新を図る地区計画等の区域内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき	16万円	許可申請のとき
91 建築基準法第68条の5の5第1項の規定に基づく建築物の容積率又は同条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき	2万8,000円	認定申請のとき
92 建築基準法第68条の5の6第1項の規定に基づく建築物の建蔽率	地区計画等の区域内における建蔽率の特例認定申請手数料	1件につき	2万8,000円	認定申請のとき

の特例の認定の申請に対する審査				
93 建築基準法第68条の7第5項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	予定道路に係る建築物の容積率の特例許可申請に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	1件につき	16万円	許可申請のとき
94 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料	1件につき	10万8,000円	許可申請のとき
95 建築基準法第85条第7項の規定に基づく仮設建築物の許可の申請に対する審査	1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等に関する許可の申請許可申請手数料	1件につき	19万5,000円	許可申請のとき
96 建築基準法第86条第1項の規定に基づくく1の敷地と構えを成す建築物の特例認定申請手数料による制限の緩和に係る特例の認定の申請に対する審査	一団地内において建築等をする1又は2以上の敷地と構えを成す建築物の特例認定申請手数料	1件につき	建築物の数が1又は2である場合にあつては8万2,000円、建築物の数が3以上である場合にあつては8万2,000円に2を超える建築物の数に2万9,000円を乗じて得た額を加算した額	認定申請のとき
97 建築基準法第86条第2項の規定に基づくく1の敷地と構えを成す建築物の特例認定申請手数料	既存建築物を前提として総合的に設計した建築物の特例認定申請手数料	1件につき	建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が	認定申請のとき

<p>による制限の緩和に係る特例の認定の申請に対する審査</p>			<p>1である場合にあっては8万2,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては8万2,000円に1を超える建築物の数に2万9,000円を乗じて得た額を加算した額</p>	
<p>98 建築基準法第86条第3項の規定に基づく1の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>一団地内において建築等をする1又は2以上の敷地と構えを成す建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例申請手数料</p>	<p>1件につき</p>	<p>建築物の数が1又は2である場合にあっては23万8,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては23万8,000円に2を超える建築物の数に2万9,000円を乗じて得た額を加算した額</p>	<p>許可申請のとき</p>
<p>99 建築基準法第86条第4項の規定に基づく1の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>既存建築物を前提として総合的に見地から設計した建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例申請手数料</p>	<p>1件につき</p>	<p>建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては23万8,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては23万8,000円に1を超える建築物の数に2万9,000円を乗じて得た</p>	<p>許可申請のとき</p>

			額を加算した額	
100 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく建築物の新築又は増築等の認定の申請に対する審査	公告対象区域内の建築物の新築又は増築等の認定申請手数料	1件につき	建築物の数が1である場合にあっては8万2,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては8万2,000円に1を超える建築物の数に2万9,000円を乗じて得た額を加算した額	認定申請のとき
101 建築基準法第86条の2第2項又は第3項の規定に基づく建築物の新築又は増築等に関する特例の許可の申請に対する審査	公告対象区域内の建築物の新築又は増築等に関する特例許可申請手数料	1件につき	建築物の数が1である場合にあっては23万8,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては23万8,000円に1を超える建築物の数に2万9,000円を乗じて得た額を加算した額	許可申請のとき
102 建築基準法第86条の5第1項の規定に基づく敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定又は許可の取消しの申請に対する審査	1の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定又は許可の取消し申請手数料	1件につき	6,900円に現に存する建築物の数に1万3,000円を乗じて得た額を加算した額	認定又は許可の取消し申請のとき
103 建築基準法第86条の6	一団地の住宅施設に関する都市	1件につき	2万8,000円	認定申請のとき

第2項の規定に基づく建築物の容積率、物の容積率、建蔽率、外壁の建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請に対する審査	計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料			
104 建築基準法施行令第137条の12第6項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき	2万8,000円	認定申請のとき
105 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の道路内の建築制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき	2万8,000円	認定申請のとき
106 建築基準法施行令第137条の16第2号の規定に基づく建築物の移転の認定の申請に対する審査	建築物の移転認定申請手数料	1件につき	2万8,000円	認定申請のとき
107 建築基準法第86条の8第1項又は第87条の2第1項の規定に基	既存の1の建築物について2以上の工事に分け、て工事を行う場合の当該2以上	1件につき	2万8,000円	認定申請のとき

<p>づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の当該2以上の工事の全体計画に関する認定の申請に対する審査</p>	<p>の工事の全体計画に関する認定申請手数料</p>			
<p>108 建築基準法第86条の8第3項（同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更に係る認定申請手数料</p>	<p>1件につき</p>	<p>2万8,000円</p>	<p>認定申請のとき</p>
<p>109 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査</p>	<p>建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料</p>	<p>1件につき</p>	<p>10万8,000円</p>	<p>許可申請のとき</p>
<p>110 建築基準法第87条の3第7項の規定</p>	<p>建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等</p>	<p>1件につき</p>	<p>19万5,000円</p>	<p>許可申請のとき</p>

に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料			
111 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の3第1項に規定する建築計画概要書（当該建築計画に係る同項に規定する処分等概要書を含む。）、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書及び全体計画概要書の写しの交付	建築計画概要書等の写しの交付手数料	1件につき	300円	交付申請のとき
112 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料	1件につき	16万円	許可申請のとき
113 密集市街地における防	促進地区内防災街区整備地区計	1件につき	16万円	許可申請のとき

<p>災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第116条第1項の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>画区域内の予定道路に係る建築物の敷地と道路との関係の特例の許可申請手数料</p>			
<p>114 租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ、同項第7号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、第63条第3項第5号イ若しくは同項第7号イ又は第68条の69第3項第5号イ若しくは同項第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査</p>	<p>優良宅地造成認定申請手数料</p>	<p>造成宅地の面積が</p> <p>0.1ヘクタール未満のとき</p> <p>0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき</p> <p>0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき</p> <p>0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき</p> <p>1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき</p> <p>3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき</p> <p>6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき</p> <p>10ヘクタール以上のとき</p>	<p>8万6,000円</p> <p>13万円</p> <p>19万円</p> <p>26万円</p> <p>39万円</p> <p>51万円</p> <p>66万円</p> <p>87万円</p>	<p>認定申請のとき</p>
<p>115 租税特別措置法第28条の4第3項第6号、同項第7号ロ、第31条の2第2項</p>	<p>優良住宅新築認定申請手数料</p>	<p>新築住宅の床面積の合計が</p> <p>100平方メートル以下のとき</p> <p>100平方メートルを超え、500平方メートル以下のとき</p> <p>500平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき</p>	<p>6,200円</p> <p>8,600円</p> <p>1万3,000円</p>	<p>認定申請のとき</p>

<p>第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ、第63条第3項第6号若しくは同項第7号ロ又は第68条の69第3項第6号若しくは同項第7号ロに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査</p>		<p>ル以下のとき 2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のとき 1万平方メートルを超え、5万平方メートル以下のとき 5万平方メートルを超えるとき</p>	<p>3万5,000円 4万3,000円 5万8,000円</p>	
<p>116 租税特別措置法施行令第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の新たな新築又は取得した家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査</p>	<p>住宅用家屋証明申請手数料</p>	<p>1件につき</p>	<p>1,300円</p>	<p>証明申請のとき</p>
<p>117 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期</p>	<p>長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料</p>	<p>申請1件につき、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）の場合において、一户建ての住宅を新築しようとするときは、(1)のアの(ア)又は(1)のイの(ア)に掲げる額、一户建ての住宅を増築し、若しくは改築しようとするとき又は当該住宅について建築行為を行わないときは、(2)のアの(ア)又は</p>		<p>認定申請のとき</p>

<p>優良住宅維持 保全計画（以 下この表にお いて「長期優 良住宅建築等 計画等」とい う。）の認定 の申請に対す る審査</p>		<p>(2)のイの(ア)に掲げる額) (申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について9の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに11の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について19の項又は21の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)とする。</p> <p>(1) 住宅を新築しようとする場合 次に掲げる区分に応じて、申請に係る住宅が属する1の建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>ア 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合</p> <p>(ア) 100平方メートル以内のもの 7,100円</p> <p>(イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 1万3,000円</p> <p>(ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 2万2,000円</p> <p>(エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 3万2,000円</p> <p>(オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 5万7,000円</p> <p>(カ) 5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 9万4,000円</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(ア) 100平方メートル以内のもの 5万2,000円</p> <p>(イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 12万2,000円</p> <p>(ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 19万6,000円</p> <p>(エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 38万6,000円</p> <p>(オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 69万1,000円</p>		
----------------------------------------------------------------------------------------------------	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

		<p>(カ) 5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの</p> <p>(2) 住宅を増築し、若しくは改築しようとする場合又は当該住宅について建築行為を行わない場合 次に掲げる区分に応じて、当該申請に係る住宅が属する1の建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>ア 申請に併せて(1)のアに規定する書類が提出された場合</p> <p>(ア) 100平方メートル以内のもの 1万円</p> <p>(イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 1万9,000円</p> <p>(ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 3万3,000円</p> <p>(エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 4万7,000円</p> <p>(オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 8万5,000円</p> <p>(カ) 5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 14万円</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(ア) 100平方メートル以内のもの 7万8,000円</p> <p>(イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 18万3,000円</p> <p>(ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 29万3,000円</p> <p>(エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 57万9,000円</p> <p>(オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 103万7,000円</p> <p>(カ) 5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 178万2,000円</p>	118万8,000円		
118	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画等の変更の認定の申請	長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料	申請1件につき当該計画の変更に係る部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあっては当該増加する部分の床面積の合計)に応じて、当該計画が住宅を新築する際に認定を受けたものである場合においては、前項(1)のアの(ア)から(カ)まで又は同項(1)のイの(ア)から(カ)までに掲げる額(当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、前項		変更認定申請のとき

に対する審査		<p>(1)のアの(ア)又は同項(1)のイの(ア)に掲げる額)、当該計画が住宅を増築し、若しくは改築しようとする際に認定を受けたもの又は当該住宅について建築行為を行わずに認定を受けたものである場合においては、前項(2)のアの(ア)から(カ)まで又は同項(2)のイの(ア)から(カ)までに掲げる額(当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、前項(2)のアの(ア)又は同項(2)のイの(ア)に掲げる額)(申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について13の項、15の項又は17の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに11の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について19の項又は21の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)とする。</p>		
119 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項又は第3項の規定に基づく譲受人を決定した場合又は管づく譲受人を決定した場合又は管理者等が選任された場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定した場合又は管づく譲受人を決定した場合の当該計画の変更認定申請手数料	1件につき	2,300円	変更認定申請のとき
120 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の	長期優良住宅建築等計画等の認定を受けた地位の承継の承認申	1件につき	2,300円	承認申請のとき

<p>規定に基づく 長期優良住宅 建築等計画等 の認定を受け た地位の承継 の承認の申請 に対する審査</p>	<p>請手数料</p>			
<p>121 長期優良 住宅の普及の 促進に関する 法律第18条第 1項の規定に 基づく住宅の 容積率に関す る特例の許可 の申請に対す る審査</p>	<p>認定を受けた長 期優良住宅建築 等計画に基づく 建築に係る住宅 の容積率の特例 許可申請手数料</p>	<p>1件につき</p>	<p>16万円</p>	<p>許可申請の とき</p>

別表第6 (第6条関係)

事務	手数料の名称及び額			徴収時期	
都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料			認定申請のとき	
	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第5の9の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表11の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表19の項又は21の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)				
	1 申請に併せて区長が指定する者(以下「適合性確認機関」という。)	(1) 一戸建て住宅(人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。)	4,700円		
	が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	(2) ア 住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)	建築物の総戸数が1戸のもの		4,700円
		共同住戸の部分(人の居住の用途に供する部分に限る。以下同じ。)	建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの		9,400円
		イ 共用部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。)	建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの		1万6,000円
		イ 共用部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。)	建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの		2万7,000円
		イ 共用部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。)	建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの		4万5,000円
		イ 共用部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。)	建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの		8万2,000円
		イ 共用部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。)	建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの		13万1,000円
		イ 共用部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。)	建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの		17万円
		イ 共用部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。)	建築物の総戸数が301戸以上のもの		18万5,000円
		イ 共用部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの		9,300円
		イ 共用部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		1万6,000円
		イ 共用部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。)	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		2万6,000円
		イ 共用部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。)	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの		8万円
		イ 共用部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。)	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの		12万6,000円
	イ 共用部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	9,300円		
	イ 共用部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1万6,000円		
	イ 共用部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。)	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	2万6,000円		
	イ 共用部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。)	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	8万円		
イ 共用部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。)	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	12万6,000円			
	(3) 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	9,300円			

		(1)及び(2)以外の建築物	の建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		1万6,000円			
		建築物	建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		2万6,000円			
			建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの		8万円			
			建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの		12万6,000円			
		2-1に定める以外の場合	(1)一戸建て住宅	誘導仕様基準(住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準(令和4年国土交通省告示第1106号)をいう。以下同じ。)による場合		2万1,000円		
				誘導仕様基準以外による場合		3万5,000円		
			(2)ア 共同住宅等	住戸の部分	誘導仕様基準による場合		建築物の総戸数が1戸のもの	2万1,000円
							建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	3万9,000円
							建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	5万6,000円
							建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	8万円
							建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	12万円
							建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	18万2,000円
							建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	26万1,000円
							建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	34万円
							建築物の総戸数が301戸以上のもの	39万円
					誘導仕様基準以外による場合		申請戸数が1戸のもの	3万5,000円
							建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	6万9,000円
							建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	9万7,000円
							建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	13万7,000円
							建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	19万7,000円
					建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	28万3,000円		
					建築物の総戸数が101戸以上200戸以	38万5,000円		

				下のもの	
				建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	50万8,000円
				下のもの	
				建築物の総戸数が301戸以上のもの	60万円
		イ 共用部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10万9,000円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	13万8,000円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	18万円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	28万円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	35万9,000円
		ウ 非住宅の部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	24万2,000円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	30万円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	38万4,000円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	54万6,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	67万円
		(3)	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの		24万2,000円
		(1)及び(2)以外の建築物			
			建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		30万円
			建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		38万4,000円
			建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの		54万6,000円
			建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの		67万円
都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料				
	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申請があった場合においては、1の建築物について別表第5の9の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表11の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表19の項又は21の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)				
	1 申請に併せて適合性確認機関が	(1) 一戸建て住宅			3,300円
		(2) 共同住宅等	ア 住戸の部分	建築物の総戸数が1戸のもの	3,300円
				建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	6,600円
				建築物の総戸数が6戸以上10戸以	1万1,000円
					変更認定申請のとき

定の申請に対する審査	作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合		下のもの	建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	1万9,000円	
			下のもの	建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	3万2,000円	
			下のもの	建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	5万8,000円	
			下のもの	建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	9万3,000円	
			下のもの	建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	12万2,000円	
			下のもの	建築物の総戸数が301戸以上のもの	13万4,000円	
			イ 共用部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,500円	
				当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1万1,000円	
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		1万8,000円		
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの		5万6,000円		
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの		8万8,000円		
		ウ 非住宅の部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,500円	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1万1,000円		
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1万8,000円		
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	5万6,000円		
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	8万8,000円		
			(3) (1)及び(2)以外の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	6,500円	
		建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		1万1,000円		
		建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		1万8,000円		
		建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの		5万6,000円		
		建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの		8万8,000円		
		2 1に定める以外の場合		(1) 一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合	1万5,000円
					誘導仕様基準以外による場合	1万8,000円
			(2) 共同住宅等	ア 住戸の部分	誘導仕様基準による場合	建築物の総戸数が1戸のもの 1万5,000円
					建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	2万7,000円
					建築物の総戸数が6戸以	4万円

				上10戸以下のもの	
				建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	5万6,000円
				建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	8万5,000円
				建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	12万8,000円
				建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	18万4,000円
				建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	24万1,000円
				建築物の総戸数が301戸以上のもの	27万8,000円
			誘導仕様基準	建築物の総戸数が1戸のもの	1万8,000円
			以外による場合	建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	3万7,000円
				建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	5万2,000円
				建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	7万4,000円
				建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	10万8,000円
				建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	15万9,000円
				建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	22万1,000円
				建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	29万1,000円
				建築物の総戸数が301戸以上のもの	34万2,000円
		イ 共用部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	5万7,000円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	7万2,000円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	9万6,000円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	15万6,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	20万5,000円
		ウ 非住宅の部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	12万3,000円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	15万4,000円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	19万8,000円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	29万円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	36万1,000円

	(3) (1)及び(2)以外の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	12万3,000円
		建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	15万4,000円
		建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	19万8,000円
		建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	29万円
		建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	36万1,000円

備考

- 1 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、共同住宅等の1の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸の部分の額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分の額を加算した額とする。ただし、共用廊下等の部分若しくは非住宅の部分が存在しない場合又は共用廊下等の部分を除く場合は、当該部分の額は加算しない。
- 2 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、共同住宅等の住戸ごとの申請と1の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、1の建築物の申請の場合により算出した額とする。

別表第7 (第6条関係)

建築・都市整備関係

事務	手数料の名称及び額	徴収時期		
1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額	計画提出又は計画通知のとき		
	(1) 非住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)の用途が工場等(工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。)のみの場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1万6,700円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	2万7,100円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	8万400円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	12万8,000円
			当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	16万1,000円
			当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	20万1,000円
	(2) (1)以外の非住宅部分の場合		ア モデル建物法(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。)第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量(以下「一次エネルギー消費量」という。))の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。2の項、5の項及び6の項において同じ。)による場合	11万700円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	14万5,700円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23万5,700円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	30万9,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	37万1,000円
			当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	43万5,000円
	当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	28万4,400円		
	イ 標準入力法等(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。2の項、5の項及び6の項に	36万7,100円		

		において同じ。)による場合	が1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満の もの		
			当該部分の床面積の合計 が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満の もの	52万3,700円	
			当該部分の床面積の合計 が5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満の もの	64万6,000円	
			当該部分の床面積の合計 が1万平方メートル以上 2万5,000平方メートル未 満のもの	76万3,000円	
			当該部分の床面積の合計 が2万5,000平方メートル 以上のもの	87万1,000円	
2	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額			変更計画提出又は変更計画通知のとき
		(1) 非住宅部分の用途が工場等のみ の場合	当該部分の床面積の合計 が300平方メートル以上 1,000平方メートル未満の もの	1万1,800円	
			当該部分の床面積の合計 が1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満の もの	1万9,100円	
			当該部分の床面積の合計 が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満の もの	5万6,400円	
			当該部分の床面積の合計 が5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満の もの	9万円	
			当該部分の床面積の合計 が1万平方メートル以上 2万5,000平方メートル未 満のもの	11万3,000円	
			当該部分の床面積の合計 が2万5,000平方メートル 以上のもの	14万1,000円	
		(2) (1)以外の非住宅 部分の場 合	当該部分の床面積の合計 が300平方メートル以上 1,000平方メートル未満の もの	7万7,600円	
		ア モデル建物法による場 合	当該部分の床面積の合計 が1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満の もの	10万2,100円	
			当該部分の床面積の合計 が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満の もの	16万5,100円	
			当該部分の床面積の合計 が5,000平方メートル以上	21万6,000円	

			1 万平方メートル未満のもの			
			当該部分の床面積の合計が1 万平方メートル以上2 万5,000平方メートル未満のもの		26万円	
			当該部分の床面積の合計が2 万5,000平方メートル以上のもの		30万5,000円	
		イ 標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		19万9,200円	
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		25万7,100円	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		36万6,700円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1 万平方メートル未満のもの		45万3,000円	
			当該部分の床面積の合計が1 万平方メートル以上2 万5,000平方メートル未満のもの		53万5,000円	
			当該部分の床面積の合計が2 万5,000平方メートル以上のもの		61万円	
3	建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査		建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料			
			建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第5の9の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表11の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表19の項又は21の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)			認定申請のとき
			ア 一戸建て住宅		5,100円	
			イ ア以外の建築物	住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)	9,700円	
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	2万1,000円	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	4万6,000円	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	8万1,000円	
			非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円	

れた場合				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1万6,700円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	2万7,100円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	8万400円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	12万8,000円
				当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	16万1,000円
				当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	20万1,000円
				(2)(1)に定める以外の場合	ア 一戸建て住宅
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	2万2,000円				
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	3万4,400円				
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	3万8,400円				
イ ア以外の建築物	住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		3万8,000円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		6万6,000円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		11万8,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの		17万9,000円
		誘導仕様基準以外による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		6万9,100円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		11万6,000円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上	19万6,000円	

				5,000平方メートル未満のもの	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のも	28万1,000円
	非住宅部分	モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ（1）の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。4の項において同じ。）による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8万7,100円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11万700円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	14万5,700円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	23万5,700円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	30万9,000円
				当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	37万1,000円
				当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のも	43万5,000円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	22万7,100円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	28万4,400円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	36万7,100円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52万3,700円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の	64万6,000円

				による場合	もの		
					当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	76万3,000円	
					当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	87万1,000円	
4	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第5の9の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表11の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表19の項又は21の項に掲げる額の手数料を加えた額)					変更認定申請のとき
		(1) 申請に併せて区長が別に定める建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	ア 一戸建て住宅			3,700円	
			イ ア以外の建築物	住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6,900円	
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1万5,000円	
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	3万2,000円	
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	5万7,000円	
				非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6,900円	
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1万1,800円	
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1万9,100円	
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	5万6,400円	
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	9万円	
					当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	11万3,000円	
					当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	14万1,000円	

(2) (1)に定める以外 の場合	ア 一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	<u>1万4,000円</u>	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	<u>1万5,000円</u>	
		誘導仕様基準以外による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	<u>2万4,200円</u>	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	<u>2万7,000円</u>	
	イ ア以外の建築物	住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>2万6,000円</u>
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>4万6,000円</u>
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>8万3,000円</u>
			誘導仕様基準以外による場合	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	<u>12万5,000円</u>
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>4万8,500円</u>
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>8万1,000円</u>
		非住宅部分	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>6万1,100円</u>
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>7万7,600円</u>
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>10万2,100円</u>
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>16万5,100円</u>
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	<u>21万6,000円</u>

				当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	26万円	
				当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	30万5,000円	
			標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	15万9,100円	
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19万9,200円	
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	25万7,100円	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	36万6,700円	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	45万3,000円	
				当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	53万5,000円	
				当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	61万円	
5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料					認定申請のとき
	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、次のとおり					
	(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額					
	(1) 申請に併せて区長が別に定める建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類が提出された場合	ア 一戸建て住宅			5,100円	
		イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分	当該部分の床面積が300平方メートル未満のもの	9,700円	
				当該部分の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	2万1,000円	
				当該部分の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	4万6,000円	
				当該部分の床面積が5,000平方メートル以上のもの	8万1,000円	
			(イ) 非住宅部分	当該部分の床面積が300平方メートル未満のもの	9,700円	
				当該部分の床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1万6,700円	
				当該部分の床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	2万7,100円	
				当該部分の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	8万400円	
				当該部分の床面積が5,000平方メートル以上のもの	12万8,000円	

				平方メートル以上1万平方メートル未満のもの		
				当該部分の床面積が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	16万1,000円	
				当該部分の床面積が2万5,000平方メートル以上のもの	20万1,000円	
(2)	ア 一戸建て住宅	(ア) 性能基準(省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。)による場合		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	3万4,400円	
(1)に定める以外の場合				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	3万8,400円	
			(イ) モデル住宅法(省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。)による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1万7,700円	
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1万9,100円	
			(ウ) 仕様基準(省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準をいう。以下同じ。)又は誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1万7,700円	
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1万9,100円	
			イ ア以外の建築物	(ア) 性能基準(省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)又は同項第3号に定める基準をいう。以下この表において同じ。)による場合	当該部分の床面積が300平方メートル未満のもの	6万9,100円
					当該部分の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	11万6,000円
					当該部分の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	19万6,000円
					当該部分の床面積が5,000平方メートル以上のもの	28万1,000円
	フロア入力法(省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。以下この表において同じ。)による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの			3万3,100円	
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの			5万8,000円	
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの			10万4,000円	
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの			15万7,000円	

				仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積が300平方メートル未満のもの	3万3,100円	
					当該部分の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	5万8,000円	
					当該部分の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	10万4,000円	
					当該部分の床面積が5,000平方メートル以上のもの	15万7,000円	
			(イ) 非住宅部分	モデル建物法による場合	当該部分の床面積が300平方メートル未満のもの	8万7,100円	
					当該部分の床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11万700円	
					当該部分の床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	14万5,700円	
					当該部分の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	23万5,700円	
					当該部分の床面積が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	30万9,000円	
					当該部分の床面積が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	37万1,000円	
					当該部分の床面積が2万5,000平方メートル以上のもの	43万5,000円	
				標準入力法等による場合	当該部分の床面積が300平方メートル未満のもの	22万7,100円	
					当該部分の床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	28万4,400円	
					当該部分の床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	36万7,100円	
					当該部分の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52万3,700円	
					当該部分の床面積が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	64万6,000円	
					当該部分の床面積が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	76万3,000円	
					当該部分の床面積が2万5,000平方メートル以上のもの	87万1,000円	
6	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更	に該当していることの証明手数料	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更	に該当していることの証明手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額		交付申請のとき
		(1) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の		1万1,800円	

る法律 施行規 則（平 成28年 国土交 通省令 第5号）第 11条の 規定に 基づく 建築物 エネルギー 消費性能 確保計画 の変更が 軽微な 変更にて 該当する ことの証 明			もの		
			当該部分の床面積の合計 が1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満の もの	1万9,100円	
			当該部分の床面積の合計 が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満の もの	5万6,400円	
			当該部分の床面積の合計 が5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満の もの	9万円	
			当該部分の床面積の合計 が1万平方メートル以上 2万5,000平方メートル未 満のもの	11万3,000円	
			当該部分の床面積の合計 が2万5,000平方メートル 以上のもの	14万1,000円	
	(2)	ア	モデル建物法による場 合	当該部分の床面積の合計 が300平方メートル以上 1,000平方メートル未満の もの	7万7,600円
	(1)以外 の非住宅 部分の場 合			当該部分の床面積の合計 が1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満の もの	10万2,100円
				当該部分の床面積の合計 が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満の もの	16万5,100円
				当該部分の床面積の合計 が5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満の もの	21万6,000円
				当該部分の床面積の合計 が1万平方メートル以上 2万5,000平方メートル未 満のもの	26万円
				当該部分の床面積の合計 が2万5,000平方メートル 以上のもの	30万5,000円
		イ	標準入力法等による場 合	当該部分の床面積の合計 が300平方メートル以上 1,000平方メートル未満の もの	19万9,200円
				当該部分の床面積の合計 が1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満の もの	25万7,100円
				当該部分の床面積の合計 が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満の もの	36万6,700円
			当該部分の床面積の合計 が5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満の もの	45万3,000円	

			当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	53万5,000円	
			当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	61万円	

備考

- 1 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更^{に該当していること}の証明手数料の額は、それぞれこの表の1の項(2)のイ、2の項(2)のイ、5の項(2)のイの(イ)又は6の項(2)のイに掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。
- 2 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下この表において「向上計画認定申請手数料等」という。）の額は、それぞれこの表の3の項(2)のイの(イ)又は4の項(2)のイの(イ)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。
- 3 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の1の項(1)の規定により算出した額とする。
- 4 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変

更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、この表の2の項(1)の規定により算出した額とする。

- 5 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更^{に該当していることの証明に係る手数料}（以下「適合性判定手数料等」という。）の算出において、複合建築物（住宅部分と非住宅部分とを含む建築物をいう。）の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合に、非住宅部分として取り扱う。
- 6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算定した額とする。
- 7 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む1の建築物の適合性判定手数料等の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。
- 8 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為に該当する増築又は改築（同法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。）を行う場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。
- 9 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。
- 10 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この表の3の項の規定により算出した額

とする。

- 11 向上計画認定申請手数料等について、1の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。
- 12 向上計画認定申請手数料等について、同一の建築物において住戸ごとの申請と1の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、1の建築物の申請の場合により算出した額とする。
- 13 向上計画認定申請手数料等について、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を1の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。
- 14 向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準以外による場合に限る。）又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（性能基準又はフロア入力法による場合に限る。）について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。
- 15 向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準による場合に限る。）又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。）について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。
- 16 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

【改正後】

別表第 5 (第 6 条関係)

建築・都市整備関係

事務	手数料の名称	種別・単位	額	徴収時期
1 都市計画法 (昭和43年法律第100号)第29条又は附則第4項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査	開発行為許可申請手数料	(1) 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為であって、開発区域の面積が		許可申請のとき
		0.1ヘクタール未満のとき	1万3,000円	
		0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき	3万9,000円	
		0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき	7万6,000円	
		0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき	14万9,000円	
		1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき	22万5,000円	
		3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき	30万5,000円	
		6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき	37万円	
		10ヘクタール以上のとき	49万7,000円	
		(2) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為であって、開発区域の面積が		
		0.1ヘクタール未満のとき	2万1,000円	
		0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき	5万1,000円	
		0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき	11万3,000円	
		0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき	20万4,000円	
1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき	34万円			
3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき	45万7,000円			
6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき	56万7,000円			

		<p>10ヘクタール以上のとき</p> <p>(3) その他の開発行為であって、開発区域の面積が</p> <p>0.1ヘクタール未満のとき</p> <p>0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき</p> <p>0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき</p> <p>0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき</p> <p>1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき</p> <p>3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき</p> <p>6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき</p> <p>10ヘクタール以上のとき</p>	<p>79万5,000円</p> <p>14万1,000円</p> <p>21万5,000円</p> <p>32万円</p> <p>37万9,000円</p> <p>57万3,000円</p> <p>65万4,000円</p> <p>80万8,000円</p> <p>108万1,000円</p>	
2 都市計画法第35条の2 (同法附則第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査	開発行為変更許可申請手数料	変更許可申請1件につき	<p>次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が108万1,000円を超えるときは、その手数料の額は、108万1,000円とする。</p> <p>(1) 開発行為に関する設計の変更((2)のみ該当する場合を除く。)については、開発区域の面積((2)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の</p>	変更許可申請のとき

			<p>面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積) に応じ前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>(2) 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号まで(同法附則第5項において準用する場合を含む。) に掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ前項に規定する額</p> <p>(3) その他の変更については、1万5,000円</p>		
3	都市計画法第41条第2項ただし書(同法第35条の2第4項(同法附則第5項において準用す	市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料	1件につき	5万5,000円	許可申請のとき

る場合を含む。)及び附則第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査				
4 都市計画法第42条第1項ただし書(同法附則第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	1件につき	3万9,000円	許可申請のとき
5 都市計画法第43条の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料	敷地の面積が 0.1ヘクタール未満のとき 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき 1ヘクタール以上のとき	1万円 2万7,000円 5万3,000円 7万6,000円 12万2,000円	許可申請のとき
6 都市計画法第45条(同法附則第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	(1) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって、開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合 (2) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物	2,500円 4,000円	承認申請のとき

		<p>で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって、開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合</p> <p>(3) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、(1)及び(2)以外のものである場合</p>	1万9,000円	
7	都市計画法第47条第5項(同法附則第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	開発登録簿の写し1通につき	700円	交付申請のとき
8	都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第60条の規定に基づく証明書の交付	証明書の交付手数料1通につき	900円	交付申請のとき
9	宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可の申請に対する審査	<p>(1) 宅地造成又は特定盛土等を行う場合であって、切土又は盛土をする土地の面積が</p> <p>500平方メートル以内のとき</p> <p>500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のとき</p> <p>1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のとき</p> <p>2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のとき</p> <p>5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のとき</p> <p>1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のとき</p> <p>2万平方メートルを超え、4万平方メートル以内のとき</p> <p>4万平方メートルを超え、7万平方メー</p>	<p>2万円</p> <p>3万4,000円</p> <p>5万4,000円</p> <p>8万9,000円</p> <p>12万3,000円</p> <p>20万1,000円</p> <p>22万円</p> <p>27万5,000円</p>	許可申請のとき

		トル以内のとき 7万平方メートルを超え、10万平方メートル以内のとき トル以内のとき 10万平方メートルを超えるとき (2) 土石の堆積を行う場合であって土石の堆積をする土地の面積が 500平方メートル以内のとき 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のとき 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のとき 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のとき 5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のとき 1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のとき 2万平方メートルを超え、4万平方メートル以内のとき 4万平方メートルを超え、7万平方メートル以内のとき 7万平方メートルを超え、10万平方メートル以内のとき 10万平方メートルを超えるとき	36万4,000円 53万3,000円 1万8,000円 2万8,000円 3万5,000円 5万4,000円 6万6,000円 12万1,000円 13万4,000円 16万3,000円 20万7,000円 29万2,000円	
10	宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事に関する計画の変更許可の申請に対する審査	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積工事変更許可申請手数料	(1) 宅地造成又は特定盛土等を行う場合であって変更許可申請1件につき 次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が53万3,000円を超えるときは、その手数料の額は、53万3,000円とする。 (1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更 (2)のみに該当する場合を除	変更申請のとき

く。) については、切土又は、盛土をする土地の面積

((2)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の切土又は盛土をする土地の面積、切土又は盛土をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の切土又は盛土をする土地の面積) に応じ前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額

(2) 新たな土地の切土又は盛土をする土地への編入に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更については、新たに編入された切土又は盛土をする土地の面積に応じ前項に規定

	<p>(2) 土石の堆積を行う場合であって変更許可申請1件につき</p>	<p>する額</p> <p>(3) その他の変更については、1万5,000円</p> <p>次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が29万2,000円を超えるときは、その手数料の額は、29万2,000円とする。</p> <p>(1) 土石の堆積に関する工事の設計の変更（(2)のみに該当する場合を除く。）については、土石の堆積をする土地の面積（(2)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆積をする土地の面積）に応じ</p>
--	--------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

			<p>前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>(2) 新たに土石の堆積をする土地への編入に係る土石の堆積に係る工事の設計の変更については、新たに編入された土石の堆積をする土地の面積に応じ前項に規定する額</p> <p>(3) その他の変更については、1万5,000円</p>	
11	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第88条の規定に基づく証明書の交付	証明書の交付手用紙1枚につき	900円	交付申請のとき
12	宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和6年東京都条例第36号）第5条第3項の規定に基づく盛土規制法調書の写しの交付	盛土規制法調書の写しの交付手用紙1通につき	700円	交付申請のとき
13	建築基準法	建築物の建築に	確認申請1件につき、次に掲げる面積の区	確認申請の

<p>(昭和25年法律第201号)第6条第4項の規定に基づく建築物に関する確認(当該建築物を新築し、増築し、又は改築する場合(17の項に掲げる場合を除く。))に係るものに限る。)の申請に対する審査</p>	<p>に関する確認申請手数料</p>	<p>分のうち、当該建築に係る部分の床面積の合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該申請に係る計画に建築基準法第6条の3第1項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者(以下「特定建築基準適合判定資格者」という。)である建築主事が建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第9条の3の規定による特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査又は建築物の計画(同法第20条第1項第4号に掲げる建築物に係るものうち、構造設計一級建築士の構造設計に基づくもの又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計に基づくものに限る。)が特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査(以下これらを「特定建築基準適合審査」という。)をする部分が含まれている場合においては当該部分ごとに15の項に掲げる額の手数料を加えた額、同法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について23の項に掲げる額の手数料を加えた額とする。</p> <p>30平方メートル以内のもの 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 5万平方メートルを超えるもの</p>	<p>とき</p> <p>6,900円 1万3,000円 2万1,000円 2万5,000円 3万5,000円 4万9,000円 14万6,000円 24万9,000円 47万4,000円</p>	<p>とき</p> <p>計画通知の</p>
<p>14 建築基準法</p>	<p>建築物の建築に</p>	<p>計画通知1件につき、次に掲げる面積の区</p>		<p>計画通知の</p>

<p>第18条第3項 の規定に基づ く建築物に関 する計画（当 該建築物を新 築し、増築し、 又は改築する 場合（18の項 に掲げる場合 を除く。）に 係るものに限 る。）の通知 に対する審査</p>	<p>関する計画通知 手数料</p>	<p>分のうち、当該建築に係る部分の床面積の 合計に該当する区分に応じた額とする。た だし、当該通知に係る計画に建築基準法第 18条第5項ただし書の規定に基づき、特定 建築基準適合判定資格者である建築主事が 特定建築基準適合審査をする部分が含ま れている場合においては当該部分ごとに16の 項に掲げる額の手数料を加えた額、同法第 87条の4に規定する昇降機に係る部分が含ま れる場合においては、当該昇降機1基に ついて24の項に掲げる額の手数料を加えた 額とする。</p> <p>30平方メートル以内のもの 30平方メートルを超え、100平方メートル以 内のもの 100平方メートルを超え、200平方メートル 以内のもの 200平方メートルを超え、500平方メートル 以内のもの 500平方メートルを超え、1,000平方メー トル以内のもの 1,000平方メートルを超え、2,000平方メー トル以内のもの 2,000平方メートルを超え、1万平方メー トル以内のもの 1万平方メートルを超え、5万平方メー トル以内のもの 5万平方メートルを超えるもの</p>	<p>6,900円 1万3,000円 2万1,000円 2万5,000円 3万5,000円 4万9,000円 14万6,000円 24万9,000円 47万4,000円</p>	<p>とき</p>
<p>15 建築基準法 第6条の3第 1項ただし書 の規定に基づ く建築物に関 する確認の申 請に対する審 査に係る特定 建築基準適合 審査</p>	<p>特定建築基準適 合審査手数料</p>	<p>特定建築基準適合審査をする部分の床面積 に応じ、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 1,000平方メートル以内のもの (2) 1,000平方メートルを超え、2,000平 方メートル以内のもの (3) 2,000平方メートルを超え、1万平方 メートル以内のもの (4) 1万平方メートルを超え、5万平方 メートル以内のもの (5) 5万平方メートルを超えるもの</p>	<p>15万6,000円 20万9,000円 24万円 31万9,000円 58万7,000円</p>	<p>確認申請の とき</p>
<p>16 建築基準法 第18条第5項 ただし書の規 定に基づく建</p>	<p>特定建築基準適 合審査手数料</p>	<p>特定建築基準適合審査をする部分の床面積 に応じ、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 1,000平方メートル以内のもの (2) 1,000平方メートルを超え、2,000平</p>	<p>15万6,000円 20万9,000円</p>	<p>計画通知の とき</p>

<p>建築物に関する計画の通知に対する審査に係る特定建築基準適合審査</p>		<p>方メートル以内のもの (3) 2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの (4) 1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの (5) 5万平方メートルを超えるもの</p>	<p>24万円 31万9,000円 58万7,000円</p>	
<p>17 建築基準法第6条第4項に基づく建築物に関する確認（確認を受けた建築物の計画の変更をして当該建築物を新築し、増築し、又は改築する場合に係るものに限る。）の申請に対する審査</p>	<p>確認を受けた建築物の計画の変更をする建築物の建築に関する確認申請手数料</p>	<p>確認申請1件につき、<u>13の項</u>に掲げる面積の区分のうち、当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあつては当該増加する部分の床面積）の合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該申請に係る計画に建築基準法第6条の3第1項ただし書の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が特定建築基準適合審査をする部分が含まれている場合においては当該部分ごとに<u>15の項</u>に掲げる額、同法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について<u>23の項</u>又は<u>25の項</u>に掲げる額の手数料を加えた額とする。</p>		<p>確認申請のとき</p>
<p>18 建築基準法第18条第3項に基づく建築物に関する計画（適合することを認められた建築物の計画の変更をして当該建築物を新築し、増築し、又は改築する場合に係るものに限る。）の通知に対する審査</p>	<p>適合することを認められた建築物の計画の変更をする建築物の建築に関する計画通知手数料</p>	<p>計画通知1件につき、<u>14の項</u>に掲げる面積の区分のうち、当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあつては当該増加する部分の床面積）の合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該通知に係る計画に建築基準法第18条第5項ただし書の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が特定建築基準適合審査をする部分が含まれている場合においては当該部分ごとに<u>16の項</u>に掲げる額、同法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について<u>24の項</u>又は<u>26の項</u>に掲げる額の手数料を加えた額とする。</p>		<p>計画通知のとき</p>
<p>19 建築基準法第6条第4項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）</p>	<p>建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する</p>	<p>確認申請1件につき、<u>13の項</u>に掲げる面積の区分のうち、当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該申請に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する</p>		<p>確認申請のとき</p>

<p>の規定に基づく建築物に関する確認（建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（21の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の申請に対する審査</p>	<p>建築物の建築に関する確認申請手数料</p>	<p>昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について23の項に掲げる額の手数料を加えた額とする。</p>	
<p>20 建築基準法第18条第3項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する計画（建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（22の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の通知に対する審査</p>	<p>建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（22の項に掲げる場合を除く。）の通知に対する審査</p>	<p>計画通知1件につき、14の項に掲げる面積の区分のうち、当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に該当する区分に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について24の項に掲げる額の手数料を加えた額とする。</p>	<p>計画通知のとき</p>
<p>21 建築基準法第6条第4項（同法第87条第1項において準用する場合</p>	<p>確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若</p>	<p>確認申請1件につき、13の項に掲げる面積の区分のうち、当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該申請に係る計画に建築基準法第87</p>	<p>確認申請のとき</p>

<p>合を含む。) しくは大規模の の規定に基づ く建築物に する確認(確 認を受けた建 築物の計画の 変更をして建 築物を移転 し、その大規 模の修繕若し くは大規模の 模様替をし、 又はその用途 を変更する場 合に係るもの に限る。)の 申請に対する 審査</p>	<p>しくは大規模の 模様替をし、又 はその用途を変 更する建築物の 建築に関する確 認申請手数料</p>	<p>条の4に規定する昇降機に係る部分が含ま れる場合においては、当該昇降機1基につ いて23の項又は25の項に掲げる額の手数料 を加えた額とする。</p>		
<p>22 建築基準法 第18条第3項 (同法第87条 第1項におい て準用する場 合を含む。)の 規定に基づ く建築物に する計画(適 合することを 認められた建 築物の計画の 変更をして建 築物を移転 し、その大規 模の修繕若し くは大規模の 模様替をし、 又はその用途 を変更する場 合に係るもの に限る。)の 通知に対する 審査</p>	<p>適合することを 認められた建 築物の計画の 変更をして建 築物を移転し、 その大規模の 修繕若しくは 大規模の模様 替をし、又は その用途を変 更する建築物 の建築に関する 計画の通知手 数料</p>	<p>計画通知1件につき、14の項に掲げる面積 の区分のうち、当該計画の変更に係る部分 の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合 計に該当する区分に応じた額とする。ただ し、当該通知に係る計画に建築基準法第87 条の4に規定する昇降機に係る部分が含ま れる場合においては、当該昇降機1基につ いて24の項又は26の項に掲げる額の手数料 を加えた額とする。</p>		<p>計画通知の とき</p>
<p>23 建築基準法</p>	<p>建築設備の設置</p>	<p>(1) 昇降機(小荷物専用昇降機を除く。)</p>	<p>9,600円</p>	<p>確認申請の</p>

<p>第6条第4項に関する確認申請手数料</p> <p>く昇降機（同法第87条の4に規定するものに限る。）又は同法第87条の4において準用する同法第6条第4項の規定に基づく建築設備に関する確認（建築設備を設置する場合（25の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の申請に対する審査</p>		<p>1基につき</p> <p>(2) 小荷物専用昇降機 1基につき</p> <p>(3) (1)及び(2)以外の1の建築設備につき</p>	<p>4,300円</p> <p>9,600円</p>	<p>とき</p>
<p>24 建築基準法第18条第3項に関する計画通知手数料</p> <p>く昇降機（同法第87条の4に規定するものに限る。）又は同法第87条の4において準用する同法第18条第3項の規定に基づく建築設備に関する計画（建築設備を設置する場合（26の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の通知に対する審査</p>	<p>建築設備の設置に関する計画通知</p>	<p>(1) 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）1基につき</p> <p>(2) 小荷物専用昇降機 1基につき</p> <p>(3) (1)及び(2)以外の1の建築設備につき</p>	<p>9,600円</p> <p>4,300円</p> <p>9,600円</p>	<p>計画通知のとき</p>

<p>25 建築基準法第6条第4項の規定に基づく昇降機（同法第87条の4に規定するものに限る。）又は同法第87条の4において準用する同法第6条第4項の規定に基づく建築設備に関する確認（確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に係るものに限る。）の申請に対する審査</p>	<p>確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に関する確認申請手数料</p>	<p>(1) 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） 1基につき (2) 小荷物専用昇降機 1基につき (3) (1)及び(2)以外の1の建築設備につき</p>	<p>5,400円 3,300円 5,400円</p>	<p>確認申請のとき</p>
<p>26 建築基準法第18条第3項の規定に基づく昇降機（同法第87条の4に規定するものに限る。）又は同法第87条の4において準用する同法第18条第3項の規定に基づく建築設備に関する計画（適合することを認められた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合</p>	<p>適合することを認められた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に関する計画通知手数料</p>	<p>(1) 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） 1基につき (2) 小荷物専用昇降機 1基につき (3) (1)及び(2)以外の1の建築設備につき</p>	<p>5,400円 3,300円 5,400円</p>	<p>計画通知のとき</p>

合に係るものに限る。)の通知に対する審査				
27 建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第6条第4項の規定に基づく工作物に関する確認(工作物を築造する場合(29の項に掲げる場合を除く。))に係るものに限る。)の申請に対する審査	工作物の築造に関する確認申請手数料	1件につき	8,500円	確認申請のとき
28 建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第3項の規定に基づく工作物に関する計画(工作物を築造する場合(30の項に掲げる場合を除く。))に係るものに限る。)の通知に対する審査	工作物の築造に関する計画通知手数料	1件につき	8,500円	計画通知のとき
29 建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第6条第4項の規定に基づく工作	確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合に関する確認申請手数料	1件につき	4,300円	確認申請のとき

<p>物に関する確認（確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合に係るものに限る。）の申請に対する審査</p>				
<p>30 建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第3項の規定に基づく工作物に関する計画（適合することを認められた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合に係るものに限る。）の通知に対する審査</p>	<p>適合することを認められた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合に関する計画通知</p>	<p>1件につき</p>	<p>4,300円</p>	<p>計画通知のとき</p>
<p>31 建築基準法第7条第4項の規定に基づく建築物に関する完了検査（当該建築物を新築し、増築し、又は改築する場合（39の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の申請に対する審査</p>	<p>建築物の建築に関する完了検査申請手数料</p>	<p>完了検査申請1件につき、次に掲げる面積の区分のうち、当該建築に係る部分の床面積の合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該申請に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について35の項に掲げる額の手数料を加えた額とする。</p> <p>30平方メートル以内のもの 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</p>	<p><u>1万5,000円</u> <u>1万7,000円</u> <u>2万5,000円</u> <u>3万1,000円</u></p>	<p>検査申請のとき</p>

		500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	3万7,000円	
		1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	5万2,000円	
		2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	12万4,000円	
		1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	19万9,000円	
		5万平方メートルを超えるもの	39万6,000円	
32 建築基準法第18条第21項の規定に基づく建築物に関する工事完了（当該建築物を新築し、増築し、又は改築する場合（40の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の通知に対する審査	建築物の建築に関する工事完了通知手数料	<p>工事完了通知1件につき、次に掲げる面積の区分のうち、当該建築に係る部分の床面積の合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該通知に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について36の項に掲げる額の手数料を加えた額とする。</p> <p>30平方メートル以内のもの</p> <p>30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</p> <p>100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</p> <p>200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</p> <p>500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</p> <p>1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</p> <p>2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの</p> <p>1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの</p> <p>5万平方メートルを超えるもの</p>	<p>1万5,000円</p> <p>1万7,000円</p> <p>2万5,000円</p> <p>3万1,000円</p> <p>3万7,000円</p> <p>5万2,000円</p> <p>12万4,000円</p> <p>19万9,000円</p> <p>39万6,000円</p>	完了通知のとき
33 建築基準法第7条第4項の規定に基づく建築物に関する完了検査はその大規模の修繕若しくは	建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした建築物の建築に関する完了検査申請手数料	<p>完了検査申請1件につき、31の項に掲げる面積の区分のうち、当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該申請に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について35の項に掲げる額の手数料を加えた額とする。</p>		検査申請のとき

<p>は大規模の模様替をした場合（41の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の申請に対する審査</p>				
<p>34 建築基準法第18条第21項の規定に基づく建築物に関する工事完了通知は、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした建築物の建築に関する工事完了通知は、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合（42の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の通知に対する審査</p>	<p>建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした建築物の建築に関する工事完了通知手数料</p>	<p>工事完了通知1件につき、32の項に掲げる面積の区分のうち、当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該通知に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について36の項に掲げる額の手数料を加えた額とする。</p>		<p>完了通知のとき</p>
<p>35 建築基準法第7条第4項の規定に基づく昇降機（同法第87条の4に規定するものに限る。）又は同法第87条の4において準用する同法第7条第4項の規定に基づく建築設備に関する完了検査（43の項に掲げる場合を除く。）の申請に対する</p>	<p>建築設備の設置に関する完了検査申請手数料</p>	<p>(1) 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）1基につき (2) 小荷物専用昇降機 1基につき (3) (1)及び(2)以外の1の建築設備につき</p>	<p>1万3,000円 8,600円 1万3,000円</p>	<p>検査申請のとき</p>

36	建築基準法第18条第21項の規定に基づく昇降機（同法第87条の4に規定するものに限る。）又は同法第87条の4において準用する同法第18条第21項の規定に基づく建築設備に関する工事完了（44の項に掲げる場合を除く。）の通知に対する審査	建築設備の設置に関する工事完了通知手数料	(1) 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） 1基につき (2) 小荷物専用昇降機 1基につき (3) (1)及び(2)以外の1の建築設備につき	1万3,000円 8,600円 1万3,000円	完了通知のとき
37	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第7条第4項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請に対する審査	工作物の築造に関する完了検査申請手数料	1件につき	9,600円	検査申請のとき
38	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第21項の規定に基づく工作物に関する工事完了の通知に対する審査	工作物の築造に関する工事完了通知手数料	1件につき	9,600円	完了通知のとき
39	建築基準法第7条第4項の規定に基づく	中間検査を受けた建築物の新築、増築又は改築	完了検査申請1件につき、次に掲げる面積の区分のうち、当該新築、増築又は改築に係る部分の床面積の合計に該当する区分に		検査申請のとき

<p>く建築物に関する完了検査 （当該建築物を新築、増築又は改築した場合に係るものに限る。）の申請（当該申請が同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についてされるものである場合に限り、<u>41の項</u>において同じ。）に対する審査</p>	<p>築に関する完了検査申請手数料</p>	<p>応じた額とする。ただし、当該申請に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について<u>35の項</u>又は<u>43の項</u>に掲げる額の手数料を加えた額とする。</p> <p>30平方メートル以内のもの 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 5万平方メートルを超えるもの</p>	<p><u>1万2,000円</u> <u>1万6,000円</u> <u>2万3,000円</u> <u>2万9,000円</u> 3万6,000円 4万9,000円 11万5,000円 18万6,000円 38万3,000円</p>	
<p>40 建築基準法第18条第21項の規定に基づく建築物に関する工事完了 （当該建築物を新築、増築又は改築した場合に係るものに限る。）の通知（当該通知が同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についてされるものである場合に限り、<u>42の項</u>において同じ。）に対する審査</p>	<p>中間検査を受けた建築物の新築、増築又は改築に関する工事完了通知手数料</p>	<p>工事完了通知1件につき、次に掲げる面積の区分のうち、当該新築、増築又は改築に係る部分の床面積の合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該通知に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について<u>36の項</u>又は<u>44の項</u>に掲げる額の手数料を加えた額とする。</p> <p>30平方メートル以内のもの 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの</p>	<p><u>1万2,000円</u> <u>1万6,000円</u> <u>2万3,000円</u> <u>2万9,000円</u> 3万6,000円 4万9,000円 11万5,000円</p>	<p>完了通知のとき</p>

		1 万平方メートルを超え、5 万平方メートル以内のもの	18万6,000円	
		5 万平方メートルを超えるもの	38万3,000円	
41 建築基準法第7条第4項の規定に基づく建築物に関する完了検査（当該建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合に係るものに限る。）の申請に対する審査	中間検査を受けた建築物の移転、大規模の修繕又は大規模の模様替に関する完了検査申請手数料	完了検査申請1件につき、 <u>39の項</u> に掲げる面積の区分のうち、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該申請に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について <u>35の項</u> 又は <u>43の項</u> に掲げる額の手数料を加えた額とする。		検査申請のとき
42 建築基準法第18条第21項の規定に基づく建築物に関する工事完了（当該建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合に係るものに限る。）の通知に対する審査	中間検査を受けた建築物の移転、大規模の修繕又は大規模の模様替に関する工事完了通知手数料	工事完了通知1件につき、 <u>40の項</u> に掲げる面積の区分のうち、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該通知に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について <u>36の項</u> 又は <u>44の項</u> に掲げる額の手数料を加えた額とする。		完了通知のとき
43 建築基準法第7条第4項の規定に基づく昇降機（同法第87条の4に規定するものに限る。）に関する完了検査の申請（当該申請が	中間検査を受けた昇降機に関する完了検査申請手数料	(1) 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）1基につき (2) 小荷物専用昇降機 1基につき	1万3,000円 8,400円	検査申請のとき

<p>同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についてされるものである場合に限る。)に対する審査</p>				
<p>44 建築基準法第18条第21項の規定に基づく昇降機(同法第87条の4に規定するものに限る。)に関する工事完了の通知(当該通知が同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についてされるものである場合に限る。)に対する審査</p>	<p>中間検査を受けた昇降機に関する工事完了通知手数料</p>	<p>(1) 昇降機(小荷物専用昇降機を除く。) 1基につき (2) 小荷物専用昇降機 1基につき</p>	<p>1万3,000円 8,400円</p>	<p>完了通知のとき</p>
<p>45 建築基準法第7条の3第4項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請に対する審査</p>	<p>建築物の中間検査申請手数料</p>	<p>中間検査申請1件につき、次に掲げる面積の区分のうち、当該中間検査を行う部分の床面積の合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該申請に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について47の項に掲げる額の手数料を加えた額とする。</p> <p>30平方メートル以内のもの 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</p>	<p>9,900円 1万1,000円 1万5,000円 2万1,000円 3万4,000円</p>	<p>検査申請のとき</p>

		1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	4万6,000円	
		2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	10万4,000円	
		1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	16万7,000円	
		5万平方メートルを超えるもの	34万1,000円	
46	建築基準法第18条第29項の規定に基づく建築物に関する特定工程工事終了の通知に対する審査	建築物に関する特定工程工事終了通知手数料	特定工程工事終了通知1件につき、次に掲げる面積の区分のうち、当該特定工程工事終了通知を行う部分の床面積の合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該通知に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について48の項に掲げる額の手数料を加えた額とする。	終了通知のとき
		30平方メートル以内のもの	9,900円	
		30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1万1,000円	
		100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1万5,000円	
		200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	2万1,000円	
		500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	3万4,000円	
		1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	4万6,000円	
		2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	10万4,000円	
		1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	16万7,000円	
		5万平方メートルを超えるもの	34万1,000円	
47	建築基準法第7条の3第4項の規定に基づく昇降機（同法第87条の4に規定するものに限る。）又は同法第87条の4第1項において準用する同	建築設備の中間検査申請手数料	(1) 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）1基につき (2) 小荷物専用昇降機 1基につき (3) (1)及び(2)以外の1の建築設備につき	検査申請のとき
			1万2,000円	
			8,300円	
			1万2,000円	

法第7条の3 第4項の規定 に基づく建築 設備に関する 中間検査の申 請に対する審 査				
48 建築基準法 第18条第29項 の規定に基づ く昇降機（同 法第87条の4 に規定するも のに限る。） 又は同法第87 条の4におい て準用する同 法第18条第29 項の規定に基 づく建築設備 に関する特定 工程工事終了 の通知に対す る審査	建築設備に係る 特定工程工事終 了通知手数料	(1) 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） 1基につき (2) 小荷物専用昇降機 1基につき (3) (1)及び(2)以外の1の建築設備に つき	1万2,000円 8,300円 1万2,000円	終了通知の とき
49 建築基準法 第88条第1項 において準用 する同法第7 条の3第4項 の規定に基づ く工作物に関 する中間検査 の申請に対す る審査	工作物に関する 中間検査申請手 数料	1件につき	9,100円	検査申請の とき
50 建築基準法 第88条第1項 において準用 する同法第18 条第29項の規 定に基づく工 作物に関する 特定工程工事 終了の通知に	工作物に関する 特定工程工事終 了通知手数料	1件につき	9,100円	終了通知の とき

対する審査				
51 建築基準法第7条の6第1項第1号又は第2号（同法第87条の4第1項又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	1件につき	12万6,000円	認定申請のとき
52 建築基準法第18条第38項第1号又は第2号（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	1件につき	12万6,000円	認定申請のとき
53 建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道の位置の指定、変更又は廃止の申請に対する審査	道の位置の指定、変更又は廃止申請手数料	1件につき	5万円	指定、変更又は廃止申請のとき
54 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築物の敷地と道路の関係の建築認定申請の申請	建築物の敷地と道路の関係の建築認定申請手数料	1件につき	3万1,000円	認定申請のとき

	に対する審査				
55	建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく建築料の許可の申請に対する審査	建築物の敷地と道路の関係の建築許可申請手数料	1件につき	3万6,000円	許可申請のとき
56	建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づく建築料の許可の申請に対する審査	公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料	1件につき	3万6,000円	許可申請のとき
57	建築基準法第44条第1項第3号の規定に基づく建築料の認定の申請に対する審査	道路内における建築認定申請手数料	1件につき	2万8,000円	認定申請のとき
58	建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく建築料の許可の申請に対する審査	公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料	1件につき	16万円	許可申請のとき
59	建築基準法第47条ただし書の規定に基づく建築料の許可の申請に対する審査	壁面線外における建築許可申請手数料	1件につき	16万円	許可申請のとき
60	建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書	用途地域における建築等許可申請手数料	1件につき	18万円	許可申請のとき

<p>書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書 （同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可申請に対する審査</p>				
<p>61 建築基準法第48条第16項第1号（同法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく増築、改築又は移転の特例許可の申請に対する審査</p>	<p>用途地域における増築、改築又は移転の特例許可申請手数料</p>	<p>1件につき</p>	<p>8万7,000円</p>	<p>許可申請のとき</p>
<p>62 建築基準法第48条第16項第2号（同法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築の特例許可の申請に対する審査</p>	<p>用途地域における建築の特例許可申請手数料</p>	<p>1件につき</p>	<p>9万2,000円</p>	<p>許可申請のとき</p>
<p>63 建築基準法第51条ただし書（同法第87条</p>	<p>特殊建築物等敷地許可申請手数料</p>	<p>1件につき</p>	<p>16万円</p>	<p>許可申請のとき</p>

条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査				
64 建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の容積率の特例認定申請手数料	1件につき	2万8,000円	認定申請のとき
65 建築基準法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の容積率の特例許可申請手数料	1件につき	16万円	許可申請のとき
66 建築基準法第53条第4項又は第5項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率の特例許可申請手数料	1件につき	3万6,000円	許可申請のとき
67 建築基準法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の	建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき	3万6,000円	許可申請のとき

	適用除外に係る許可の申請に対する審査				
68	建築基準法第53条の2第1項第3号又は第4号（同法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の敷地面積の制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の敷地面積の制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき	16万円	許可申請のとき
69	建築基準法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の高さの特例認定申請手数料	1件につき	2万8,000円	認定申請のとき
70	建築基準法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の高さの特例許可申請手数料	1件につき	16万円	許可申請のとき
71	建築基準法第55条第4項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	建築物の高さの許可申請手数料	1件につき	16万円	許可申請のとき
72	建築基準法第56条の2第	日影による建築物の高さの特例	1件につき	16万円	許可申請のとき

1項ただし書 の規定に基づ く建築物の高 さの許可の申 請に対する審 査	許可申請手数料			
73 建築基準法 第57条第1項 の規定に基づ く建築物の高 さに関する制 限の適用除外 に係る認定の 申請に対する 審査	高架の工作物内 に設ける建築物 の高さに関する 制限の適用除外 に係る認定申請 手数料	1件につき	2万8,000円	認定申請の とき
74 建築基準法 第58条第1項 の規定に基づ く東京都市計 画高度地区に 定める建築物 の高さの最高 限度に関する 特例の許可の 申請に対する 審査	高度地区におけ る建築物の高さ の特例許可申請 手数料	1件につき	16万円	許可申請の とき
75 建築基準法 第58条第2項 の規定に基づ く建築物の高 さに関する特 例の許可の申 請に対する審 査	高度地区におけ る建築物の高さ の特例許可申請 手数料	1件につき	16万円	許可申請の とき
76 建築基準法 第59条第1項 第3号の規定 に基づく建築 物の容積率、 建蔽率、建築 面積又は壁面 の位置に關す る特例の許可	高度利用地区に おける建築物の 容積率、建蔽率、 建築面積又は壁 面の位置の特例 許可申請手数料	1件につき	16万円	許可申請の とき

の申請に対する審査				
77 建築基準法第59条第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	1件につき	16万円	許可申請のとき
78 建築基準法第59条の2第1項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	1件につき	16万円	許可申請のとき
79 建築基準法第60条の2第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積、高さ又は壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	都市再生特別地区内における建築物の容積率、建蔽率、建築面積、高さ又は壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき	16万円	許可申請のとき
80 建築基準法第67条第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積の制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区内の建築物の敷地面積の制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき	16万円	許可申請のとき
81 建築基準法第67条第5項第2号の規定	特定防災街区整備地区内の建築物の壁面の位置	1件につき	16万円	許可申請のとき

に基づく建築物の壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料			
82 建築基準法第67条第9項第2号の規定に基づく建築物の間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区内の建築物の間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき	16万円	許可申請のとき
83 建築基準法第68条第1項第2号の規定に基づく建築物の高さ、壁面の位置又は敷地面積に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	景観地区内の建築物の高さ、壁面の位置又は敷地面積に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき	16万円	許可申請のとき
84 建築基準法第68条第5項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請	景観地区内の建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき	2万8,000円	認定申請のとき

	に対する審査			
85	建築基準法 第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の建蔽率又は同条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	再開発等促進区 等内における建築物の容積率、建蔽率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき	2万8,000円 認定申請のとき
86	建築基準法 第68条の3第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請に対する審査	再開発等促進区 等内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき	16万円 許可申請のとき
87	建築基準法 第68条の3第7項の規定に基づく建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	開発整備促進区 内の建築物の用途制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき	2万8,000円 認定申請のとき
88	建築基準法 第68条の4第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る	建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定め	1件につき	2万8,000円 認定申請のとき

認定の申請に対する審査	る地区計画等の区域内における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料			
89 建築基準法第68条の5の2第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	防災街区整備地区計画の区域内の建築物の容積率の特例認定申請手数料	1件につき	2万8,000円	認定申請のとき
90 建築基準法第68条の5の3第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	高度利用と都市機能の更新を図る地区計画等の区域内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき	16万円	許可申請のとき
91 建築基準法第68条の5の5第1項の規定に基づく建築物の容積率又は同条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき	2万8,000円	認定申請のとき
92 建築基準法第68条の5の6第1項の規定に基づく建築物の建蔽率	地区計画等の区域内における建蔽率の特例認定申請手数料	1件につき	2万8,000円	認定申請のとき

の特例の認定の申請に対する審査				
93 建築基準法第68条の7第5項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	予定道路に係る建築物の容積率の特例許可申請に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	1件につき	16万円	許可申請のとき
94 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料	1件につき	10万8,000円	許可申請のとき
95 建築基準法第85条第7項の規定に基づく仮設建築物の許可の申請に対する審査	1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等に関する許可の申請許可申請手数料	1件につき	19万5,000円	許可申請のとき
96 建築基準法第86条第1項の規定に基づくく1の敷地と構えを成す建築みなすこと等緩和に係る特例の認定の申請に対する審査	一団地内において建築等をする1又は2以上の敷地と構えを成す建築物の特例認定申請手数料	1件につき	建築物の数が1又は2である場合にあっては8万2,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては8万2,000円に2を超える建築物の数に2万9,000円を乗じて得た額を加算した額	認定申請のとき
97 建築基準法第86条第2項の規定に基づくく1の敷地と構えを成す建築物の特例認定申請手数料	既存建築物を前提として総合的に設計した建築物の特例認定申請手数料	1件につき	建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が	認定申請のとき

<p>による制限の緩和に係る特例の認定の申請に対する審査</p>			<p>1である場合にあっては8万2,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては8万2,000円に1を超える建築物の数に2万9,000円を乗じて得た額を加算した額</p>	
<p>98 建築基準法第86条第3項の規定に基づく1の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>一団地内において建築等をする1又は2以上の敷地と構えを成す建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例許可申請手数料</p>	<p>1件につき</p>	<p>建築物の数が1又は2である場合にあっては23万8,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては23万8,000円に2を超える建築物の数に2万9,000円を乗じて得た額を加算した額</p>	<p>許可申請のとき</p>
<p>99 建築基準法第86条第4項の規定に基づく1の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>既存建築物を前提として総合的に見地から設計した建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例許可申請手数料</p>	<p>1件につき</p>	<p>建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては23万8,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては23万8,000円に1を超える建築物の数に2万9,000円を乗じて得た</p>	<p>許可申請のとき</p>

			額を加算した額	
100 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく建築物の新築又は増築等の認定の申請に対する審査	公告対象区域内の建築物の新築又は増築等の認定申請手数料	1件につき	建築物の数が1である場合にあっては8万2,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては8万2,000円に1を超える建築物の数に2万9,000円を乗じて得た額を加算した額	認定申請のとき
101 建築基準法第86条の2第2項又は第3項の規定に基づく建築物の新築又は増築等に関する特例の許可の申請に対する審査	公告対象区域内の建築物の新築又は増築等に関する特例許可申請手数料	1件につき	建築物の数が1である場合にあっては23万8,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては23万8,000円に1を超える建築物の数に2万9,000円を乗じて得た額を加算した額	許可申請のとき
102 建築基準法第86条の5第1項の規定に基づく敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定又は許可の取消しの申請に対する審査	1の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定又は許可の取消し申請手数料	1件につき	6,900円に現に存する建築物の数に1万3,000円を乗じて得た額を加算した額	認定又は許可の取消し申請のとき
103 建築基準法第86条の6	一団地の住宅施設に関する都市	1件につき	2万8,000円	認定申請のとき

第2項の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料			
104 建築基準法施行令第137条の12第6項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき	2万8,000円	認定申請のとき
105 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の道路内の建築制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき	2万8,000円	認定申請のとき
106 建築基準法施行令第137条の16第2号の規定に基づく建築物の移転の認定の申請に対する審査	建築物の移転認定申請手数料	1件につき	2万8,000円	認定申請のとき
107 建築基準法第86条の8第1項又は第87条の2第1項の規定に基	既存の1の建築物について2以上の工事に分け、て工事を行う場合の当該2以上	1件につき	2万8,000円	認定申請のとき

<p>づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の当該2以上の工事の全体計画に関する認定の申請に対する審査</p>	<p>の工事の全体計画に関する認定申請手数料</p>			
<p>108 建築基準法第86条の8第3項（同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更に係る認定申請手数料</p>	<p>1件につき</p>	<p>2万8,000円</p>	<p>認定申請のとき</p>
<p>109 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査</p>	<p>建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料</p>	<p>1件につき</p>	<p>10万8,000円</p>	<p>許可申請のとき</p>
<p>110 建築基準法第87条の3第7項の規定</p>	<p>建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等</p>	<p>1件につき</p>	<p>19万5,000円</p>	<p>許可申請のとき</p>

に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料			
111 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の3第1項に規定する建築計画概要書（当該建築計画に係る同項に規定する処分等概要書を含む。）、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書及び全体計画概要書の写しの交付	建築計画概要書等の写しの交付手数料	1件につき	300円	交付申請のとき
112 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料	1件につき	16万円	許可申請のとき
113 密集市街地における防	促進地区内防災街区整備地区計	1件につき	16万円	許可申請のとき

<p>災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第116条第1項の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>画区域内の予定道路に係る建築物の敷地と道路との関係の特例の許可申請手数料</p>			
<p>114 租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ、同項第7号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、第63条第3項第5号イ若しくは同項第7号イ又は第68条の69第3項第5号イ若しくは同項第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査</p>	<p>優良宅地造成認定申請手数料</p>	<p>造成宅地の面積が</p> <p>0.1ヘクタール未満のとき</p> <p>0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき</p> <p>0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき</p> <p>0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき</p> <p>1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき</p> <p>3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき</p> <p>6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき</p> <p>10ヘクタール以上のとき</p>	<p>8万6,000円</p> <p>13万円</p> <p>19万円</p> <p>26万円</p> <p>39万円</p> <p>51万円</p> <p>66万円</p> <p>87万円</p>	<p>認定申請のとき</p>
<p>115 租税特別措置法第28条の4第3項第6号、同項第7号ロ、第31条の2第2項</p>	<p>優良住宅新築認定申請手数料</p>	<p>新築住宅の床面積の合計が</p> <p>100平方メートル以下のとき</p> <p>100平方メートルを超え、500平方メートル以下のとき</p> <p>500平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき</p>	<p>6,200円</p> <p>8,600円</p> <p>1万3,000円</p>	<p>認定申請のとき</p>

<p>第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ、第63条第3項第6号若しくは同項第7号ロ又は第68条の69第3項第6号若しくは同項第7号ロに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査</p>		<p>ル以下のとき 2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のとき 1万平方メートルを超え、5万平方メートル以下のとき 5万平方メートルを超えるとき</p>	<p>3万5,000円 4万3,000円 5万8,000円</p>	
<p>116 租税特別措置法施行令第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の新たな新築又は取得した家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査</p>	<p>住宅用家屋証明申請手数料</p>	<p>1件につき</p>	<p>1,300円</p>	<p>証明申請のとき</p>
<p>117 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期</p>	<p>長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料</p>	<p>申請1件につき、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）の場合において、一户建ての住宅を新築しようとするときは、(1)のアの(ア)又は(1)のイの(ア)に掲げる額、一户建ての住宅を増築し、若しくは改築しようとするとき又は当該住宅について建築行為を行わないときは、(2)のアの(ア)又は</p>		<p>認定申請のとき</p>

<p>優良住宅維持 保全計画（以 下この表にお いて「長期優 良住宅建築等 計画等」とい う。）の認定 の申請に対す る審査</p>		<p>(2)のイの(ア)に掲げる額) (申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について14の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに16の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について24の項又は26の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)とする。</p> <p>(1) 住宅を新築しようとする場合 次に掲げる区分に応じて、申請に係る住宅が属する1の建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>ア 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合</p> <p>(ア) 100平方メートル以内のもの 7,100円</p> <p>(イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 1万3,000円</p> <p>(ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 2万2,000円</p> <p>(エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 3万2,000円</p> <p>(オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 5万7,000円</p> <p>(カ) 5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 9万4,000円</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(ア) 100平方メートル以内のもの 5万2,000円</p> <p>(イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 12万2,000円</p> <p>(ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 19万6,000円</p> <p>(エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 38万6,000円</p> <p>(オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 69万1,000円</p>		
----------------------------------------------------------------------------------------------------	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

		<p>(カ) 5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの</p> <p>(2) 住宅を増築し、若しくは改築しようとする場合又は当該住宅について建築行為を行わない場合 次に掲げる区分に応じて、当該申請に係る住宅が属する1の建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>ア 申請に併せて(1)のアに規定する書類が提出された場合</p> <p>(ア) 100平方メートル以内のもの 1万円</p> <p>(イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 1万9,000円</p> <p>(ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 3万3,000円</p> <p>(エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 4万7,000円</p> <p>(オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 8万5,000円</p> <p>(カ) 5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 14万円</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(ア) 100平方メートル以内のもの 7万8,000円</p> <p>(イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 18万3,000円</p> <p>(ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 29万3,000円</p> <p>(エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 57万9,000円</p> <p>(オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 103万7,000円</p> <p>(カ) 5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 178万2,000円</p>	118万8,000円		
118	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画等の変更の認定の申請	長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料	申請1件につき当該計画の変更に係る部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあっては当該増加する部分の床面積の合計)に応じて、当該計画が住宅を新築する際に認定を受けたものである場合においては、前項(1)のアの(ア)から(カ)まで又は同項(1)のイの(ア)から(カ)までに掲げる額(当該住宅が一户建ての住宅の場合においては、前項		変更認定申請のとき

に対する審査		<p>(1)のアの(ア)又は同項(1)のイの(ア)に掲げる額)、当該計画が住宅を増築し、若しくは改築しようとする際に認定を受けたもの又は当該住宅について建築行為を行わずに認定を受けたものである場合においては、前項(2)のアの(ア)から(カ)まで又は同項(2)のイの(ア)から(カ)までに掲げる額(当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、前項(2)のアの(ア)又は同項(2)のイの(ア)に掲げる額)(申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について18の項、20の項又は22の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに16の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について24の項又は26の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)とする。</p>		
119 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項又は第3項の規定に基づく譲受人を決定した場合又は管づく譲受人を決定した場合又は管理者等が選任された場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定した場合又は管づく譲受人を決定した場合の当該計画の変更認定申請手数料	1件につき	2,300円	変更認定申請のとき
120 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の	長期優良住宅建築等計画等の認定を受けた地位の承継の承認申	1件につき	2,300円	承認申請のとき

<p>規定に基づく 長期優良住宅 建築等計画等 の認定を受け た地位の承継 の承認の申請 に対する審査</p>	<p>請手数料</p>			
<p>121 長期優良 住宅の普及の 促進に関する 法律第18条第 1項の規定に 基づく住宅の 容積率に関す る特例の許可 の申請に対す る審査</p>	<p>認定を受けた長 期優良住宅建築 等計画に基づく 建築に係る住宅 の容積率の特例 許可申請手数料</p>	<p>1件につき</p>	<p>16万円</p>	<p>許可申請の とき</p>

別表第6 (第6条関係)

事務	手数料の名称及び額		徴収時期		
<p>1. 都市の低炭素化促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第1項に基づく炭素削減計画認定申請書の審査</p>	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料		認定申請のとき		
	<p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第5の14の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表16の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表24の項又は26の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)</p>				
	<p>(1) 申請に併せて長定者(以下「適合者」という。)が作成した炭素削減計画認定申請書の審査</p>	<p>ア 一戸建て住宅(人の居住以外の用途に供する部分を含むものに限る。以下同じ。)</p>	<p>イ ア以外(ア) 住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)</p>	5,800円	
			<p>当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	1万1,300円	
			<p>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	2万3,800円	
			<p>当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>	5万2,800円	
			<p>当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの</p>	9万4,700円	
			<p>当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上1万9,000平方メートル未満のもの</p>	11万9,000円	
			<p>当該部分の床面積の合計が1万1,300平方メートル以上1万9,500平方メートル未満のもの</p>	1万1,300円	
			<p>当該部分の床面積の合計が1万9,500平方メートル以上1万9,500平方メートル未満のもの</p>	1万9,500円	
			<p>当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	3万1,600円	
			<p>当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>	9万4,300円	
			<p>当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの</p>	14万9,000円	
			<p>当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上1万8,000平方メートル未満のもの</p>	18万8,000円	
			<p>当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p>	2万700円	
<p>(2) (1)以外の場合</p>			<p>ア 一戸建て住宅</p>	<p>誘導仕様基準(住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量基準)に適合する建築物</p>	2万2,200円

		費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1106号）をいう。以下同じ。）による場合	のもの		
		仕様・計算併用法（住宅部分の外皮性能を誘導仕様基準により評価し、住宅部分の基準省令第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量（以下「一次エネルギー消費量」という。）を基準省令第10条第2号ロ（1）の基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を基準省令第10条第2号イ（1）の基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を誘導仕様基準により評価する方法をいう。以下この表の1の項及び2の項並びに別表第7の4の項及び5の項において同じ。）による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	3万100円	
		標準計算法（基準省令第10条第2号イ（1）及び同号ロ（1）の基準により評価する方法をいう。以下この表の1の項及び2の項並びに別表第7の4の項及び5の項において同じ。）による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	3万3,200円	
		標準計算法（基準省令第10条第2号イ（1）及び同号ロ（1）の基準により評価する方法をいう。以下この表の1の項及び2の項並びに別表第7の4の項及び5の項において同じ。）による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	4万200円	
		標準計算法（基準省令第10条第2号イ（1）及び同号ロ（1）の基準により評価する方法をいう。以下この表の1の項及び2の項並びに別表第7の4の項及び5の項において同じ。）による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	4万4,900円	
		標準計算法（基準省令第10条第2号イ（1）及び同号ロ（1）の基準により評価する方法をいう。以下この表の1の項及び2の項並びに別表第7の4の項及び5の項において同じ。）による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	12万円	
		標準計算法（基準省令第10条第2号イ（1）及び同号ロ（1）の基準により評価する方法をいう。以下この表の1の項及び2の項並びに別表第7の4の項及び5の項において同じ。）による場合	当該住宅の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	18万3,000円	
	イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	3万8,700円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	6万6,900円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	12万円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	18万3,000円
			仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	5万9,800円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	10万円

		のもの	
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	17万5,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	25万6,000円
		当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上のもの	30万4,000円
	標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8万1,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	13万5,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	22万9,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	32万9,000円
		当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上のもの	39万円
(イ) 非住宅部分	モデル建築物法(一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷(以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。)の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価す	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	10万2,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	12万9,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	17万1,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	27万6,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	36万1,000円
		当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上のもの	43万4,000円

			る方法をいう。以下の表の2の項並びに別表第7の4の項及び5の項において同じ。)による場合		
			標準入力法等(実際の設計仕様の条件を基に定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。以下の表の2の項並びに別表第7の4の項及び5の項において同じ。)による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26万6,000円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	33万4,000円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	43万1,000円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	61万5,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	75万8,000円
				当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上のもの	89万6,000円
2	都市の低炭素化促進に関する法律第55条第1項に基づく都市低炭素化促進に関する法律第55条第1項に基づく都市低炭素化促進に関する法律第54条第1号	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項の規定において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第5の14の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表16の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表24の項又は26の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)		変更認定申請のとき
		(1) 申請に併せて適合性が認められたもの	ア 一戸建て住宅		4,100円
			イ ア以外(ア) 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1万6,700円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	3万7,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	6万6,500円

掲げらるるに
基準を合
適合し
ていと
こす
示類が
出たさ
場合れ

			のもの		
			当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上	8万3,500円	
		(イ) 非住宅部分	のもの		
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満	8,000円	
			のもの		
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1万3,800円	
			のもの		
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	2万2,200円	
			のもの		
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	6万6,100円	
			のもの		
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	10万4,000円	
			のもの		
			当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上	13万2,000円	
(2)	ア 一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満	1万4,300円	
(1)以外の場合			のもの		
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上	1万5,100円	
			のもの		
		仕様・計算併用法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満	2万1,100円	
			のもの		
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上	2万3,300円	
			のもの		
		標準計算法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満	2万8,300円	
			のもの		
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上	3万1,500円	
			のもの		
	イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満	2万6,800円
			のもの		
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	4万6,500円	
			のもの		
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	8万4,800円	
			のもの		
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上	12万7,000円	
			のもの		
		仕様・計算	当該部分の床面積の合計	4万2,000円	

	併用法による場合	が300平方メートル未満のもの		
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	7万500円	
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	12万2,000円	
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	17万9,000円	
		当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上のもの	21万3,000円	
		標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	5万6,800円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	9万4,600円	
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	16万1,000円	
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	23万1,000円	
		当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上のもの	27万3,000円	
(イ) 非住宅部分	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	7万1,600円	
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	9万1,100円	
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	11万9,000円	
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	19万3,000円	
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	25万3,000円	
		当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上のもの	30万4,000円	
		標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	18万6,000円

			る場合	のもの	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	23万4,000円	
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	30万1,000円	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	43万円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	53万1,000円	
			当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上のもの	62万7,000円	

別表第7 (第6条関係)

建築・都市整備関係

事務	手数料の名称及び額			徴収時期	
1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第11条第1項ただし書又は第12条第2項ただし書に基づく審査(同法第11条第1項に規定する特定建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第2条第1項第1号イ又はロに該当する場合に限る。)	建築基準法第6条第4項及び同法第18条第3項に基づく審査の中で行う仕様基準又は誘導仕様基準審査手数料			確認申請又は計画通知のとき。	
	建築基準法第6条第4項及び同法第18条第3項に基づく審査の中で行う仕様基準又は誘導仕様基準審査手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額				
	(1) 一戸建て住宅		当該住宅の床面積の合計が30平方メートル以内のもの		2,500円
			当該住宅の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの		4,700円
			当該住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの		7,800円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの		9,400円
	(2) 一戸建て住宅以外の住宅		当該住宅の床面積の合計が30平方メートル以内のもの		4,300円
			当該住宅の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの		8,200円
			当該住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの		1万3,300円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの		1万5,900円
			当該住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		2万2,300円
			当該住宅の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		3万1,300円
			当該住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの		5万100円
			当該住宅の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの		6万8,900円
	2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料			計画提出又は計画通知のとき
建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額					
(1) 計画提出		イ 一戸建て住宅	5,800円		
	イ ア以	(ア) 住宅部分	当該部分の床面積の合計	1万1,300円	

する法律 第11条第 1項又は 第12条第 2項の規 定に基づ く建築物 エネルギー 消費性 能適合性 判定	又は計 画通知 に併せ て建築 物のエ ネルギ ー消費 性能の 向上等 に関する 法律 第10条 第1項 に掲げ る基準 に適合 してい ること を示す 書類と して区 長が定 めるも のが提 出され た場合	外の建 築物	が300平方メートル未満のもの		
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	2万3,800円	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	5万2,800円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	9万4,700円	
			当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	11万9,000円	
			当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	14万8,000円	
			(イ) 非住宅部分		
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1万1,300円	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1万9,500円	
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	3万1,600円	
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	9万4,300円			
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	14万9,000円			
	当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	18万8,000円			
	当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	23万5,000円			
	(2) (1)以 外の場合	ア 一戸 建て住 宅	仕様基準又は誘導仕 様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	2万700円
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	2万2,200円
			仕様・計算併用法(住 宅部分の外皮性能を、 仕様基準(住宅部分の 外壁、窓等を通しての 熱の損失の防止に関 する基準及び一次エ	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	3万100円
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	3万3,200円

		エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）をいう。以下同じ。）又は誘導仕様基準により評価し、住宅部分の一次エネルギー消費量を基準省令第1条第1項第2号ロ（1）若しくは第10条第2号ロ（1）の基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を基準省令第1条第1項第2号イ（1）若しくは第10条第2号イ（1）の基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を仕様基準又は誘導仕様基準により評価する方法をいう。以下この項、3の項及び6の項において同じ。）による場合		
		標準計算法（基準省令第1条第1項第2号イ（1）及び同号ロ（1）により評価する方法又は第10条第2号イ（1）及び同号ロ（1）の基準により評価する方法をいう。以下この項、3の項及び6の項において同じ。）による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	4万200円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上	4万4,900円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	3万8,700円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	6万6,900円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	12万円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	18万3,000円
		仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	5万9,800円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	10万円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以	17万5,000円
イ	ア以外の建築物	(ア) 住宅部分		

	上5,000平方メートル未満のもの	
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	25万6,000円
	当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	30万4,000円
	当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	35万4,000円
標準計算 法による 場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8万1,000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	13万5,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	22万9,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	32万9,000円
	当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	39万円
	当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	44万9,000円
(イ) 非住宅部分の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。）の場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1万1,300円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1万9,500円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	3万1,600円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	9万4,300円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	14万9,000円
	当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	18万8,000円
	当該部分の床面積の合計	23万5,000円

			が2万5,000平方メートル以上のもの	
(ウ)	(イ)	モデル建	当該部分の床面積の合計	10万2,000円
		以外の非	が300平方メートル未満	
		住宅部分	のものの	
		の場合	エネルギー	
		一消費量	当該部分の床面積の合計	12万9,000円
		の算出に	が300平方メートル以上	
		用いるべ	1,000平方メートル未満	
		き標準的	のものの	
		な建築物	当該部分の床面積の合計	17万1,000円
		を用いて	が1,000平方メートル以上	
		評価する	上2,000平方メートル未	
		方法をい	満のもの	
		う。以下こ	当該部分の床面積の合計	27万6,000円
		の項、3の	が2,000平方メートル以	
		項及び6	上5,000平方メートル未	
		の項にお	満のもの	
		いて同	当該部分の床面積の合計	36万1,000円
		じ。)によ	が5,000平方メートル以	
		る場合	上1万平方メートル未満	
			のものの	
			当該部分の床面積の合計	43万4,000円
			が1万平方メートル以上	
			2万5,000平方メートル	
			未満のもの	
			当該部分の床面積の合計	50万9,000円
			が2万5,000平方メー	
			トル以上のもの	
		標準入力	当該部分の床面積の合計	26万6,000円
		法等(実際	が300平方メートル未満	
		の設計仕	のものの	
		様の条件	当該部分の床面積の合計	33万4,000円
		を基に算	が300平方メートル以上	
		定した一	1,000平方メートル未満	
		次エネル	のものの	
		ギー消費	当該部分の床面積の合計	43万1,000円
		量を用い	が1,000平方メートル以	
		て評価す	上2,000平方メートル未	
		る方法を	満のもの	
		いう。以下	当該部分の床面積の合計	61万5,000円
		この項、3	が2,000平方メートル以	
		の項及び	上5,000平方メートル未	
		6の項に	満のもの	
		において同	当該部分の床面積の合計	75万8,000円
		じ。)によ	が5,000平方メートル以	
		る場合	上1万平方メートル未満	
			のものの	
			当該部分の床面積の合計	89万6,000円
			が1万平方メートル以上	
			2万5,000平方メートル	
			未満のもの	
			当該部分の床面積の合計	102万円
			が2万5,000平方メー	
			トル以上のもの	
3	建築物	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合	変更計画提出又は変更計画通知の	
	のエネル	性判定手数料	とき	
	ギー消費	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適		
	性能の向	合性判定手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額		
	上等に関	(1) 変ア 一戸建て住宅		4,100円

する法律 第11条第 2項又は 第12条第 3項の規 定に基づ く建築物 エネルギー 消費性能 確保計画 の変更 に係る建 築物エネ ルギー消 費性能適 合性判定	更計画 提出又は 変更 計画通知 に併せて 建築物の エネルギー 消費性能 の向上 等に関する 法律第10 条第1項に 掲げる基 準に適合 しているこ とを示す書 類として 区長が 定める ものが 提出され た場合	イ ア以 外の建 築物	(ア) 住宅部分	当該部分の床面積の合計 が300平方メートル未満 のもの	8,000円	
			当該部分の床面積の合計 が300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 のもの	1万6,700円		
			当該部分の床面積の合計 が2,000平方メートル以 上5,000平方メートル未 満のもの	3万7,000円		
			当該部分の床面積の合計 が5,000平方メートル以 上1万平方メートル未満 のもの	6万6,500円		
			当該部分の床面積の合計 が1万平方メートル以上 2万5,000平方メートル 未満のもの	8万3,500円		
			当該部分の床面積の合計 が2万5,000平方メー トル以上のもの	10万3,000円		
			(イ) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計 が300平方メートル未満 のもの	8,000円	
			当該部分の床面積の合計 が300平方メートル以上 1,000平方メートル未満 のもの	1万3,800円		
			当該部分の床面積の合計 が1,000平方メートル以 上2,000平方メートル未 満のもの	2万2,200円		
		当該部分の床面積の合計 が2,000平方メートル以 上5,000平方メートル未 満のもの	6万6,100円			
		当該部分の床面積の合計 が5,000平方メートル以 上1万平方メートル未満 のもの	10万4,000円			
		当該部分の床面積の合計 が1万平方メートル以上 2万5,000平方メートル 未満のもの	13万2,000円			
		当該部分の床面積の合計 が2万5,000平方メー トル以上のもの	16万5,000円			
		(2) (1)以 外の場合	ア 一戸 建て住 宅	仕様基準又は誘導仕 様基準による場合	当該住宅の床面積の合計 が200平方メートル未満 のもの	1万4,300円
					当該住宅の床面積の合計 が200平方メートル以上 のもの	1万5,100円
			仕様・計算併用法によ る場合	当該住宅の床面積の合計 が200平方メートル未満 のもの	2万1,100円	
				当該住宅の床面積の合計 が200平方メートル以上	2万3,300円	

			のもの	
		標準計算法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	2万8,300円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	3万1,500円
イ	ア	住宅	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	2万6,800円
以外の建築物	部分	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	4万6,500円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	8万4,800円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	12万7,000円
		仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	4万2,000円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	7万500円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	12万2,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	17万9,000円
			当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	21万3,000円
			当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	24万8,000円
		標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	5万6,800円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	9万4,600円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	16万1,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	23万1,000円
			当該部分の床面積の合計	27万3,000円

		が1万平方メートル以上 2万5,000平方メートル 未満のもの	
		当該部分の床面積の合計 が2万5,000平方メー トル以上のもの	31万4,000円
(イ) 非住宅部分の 用途が工場等のみ の場合		当該部分の床面積の合計 が300平方メートル未 満のもの	8,000円
		当該部分の床面積の合計 が300平方メートル以上 1,000平方メートル未 満のもの	1万3,800円
		当該部分の床面積の合計 が1,000平方メートル以 上2,000平方メートル未 満のもの	2万2,200円
		当該部分の床面積の合計 が2,000平方メートル以 上5,000平方メートル未 満のもの	6万6,100円
		当該部分の床面積の合計 が5,000平方メートル以 上1万平方メートル未 満のもの	10万4,000円
		当該部分の床面積の合計 が1万平方メートル以上 2万5,000平方メートル 未満のもの	13万2,000円
		当該部分の床面積の合計 が2万5,000平方メー トル以上のもの	16万5,000円
(ウ) (イ) モデル建 以外の非 住宅部分 の場合	モデル建 物法によ る場合	当該部分の床面積の合計 が300平方メートル未 満のもの	7万1,600円
		当該部分の床面積の合計 が300平方メートル以上 1,000平方メートル未 満のもの	9万1,100円
		当該部分の床面積の合計 が1,000平方メートル以 上2,000平方メートル未 満のもの	11万9,000円
		当該部分の床面積の合計 が2,000平方メートル以 上5,000平方メートル未 満のもの	19万3,000円
		当該部分の床面積の合計 が5,000平方メートル以 上1万平方メートル未 満のもの	25万3,000円
		当該部分の床面積の合計 が1万平方メートル以上 2万5,000平方メー トル未 満のもの	30万4,000円
		当該部分の床面積の合計 が2万5,000平方メー トル以上のもの	35万7,000円
	標準入力	当該部分の床面積の合計	18万6,000円

			法等による場合	が300平方メートル未満のもの		
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	23万4,000円	
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	30万1,000円	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	43万円	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	53万1,000円	
				当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	62万7,000円	
				当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	71万5,000円	
4	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出があった場合において、1の建築物について別表第5の14の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表16の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表24の項又は26の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)			認定申請のとき	
	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	(1) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区分長が定めるものが提出され	ア 一戸建て住宅		5,800円	
			イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1万1,300円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	2万3,800円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	5万2,800円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	9万4,700円
					当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	11万9,000円
					当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	14万8,000円
				(イ) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満	1万1,300円

た場合			のもの		
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1万9,500円	
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	3万1,600円	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	9万4,300円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	14万9,000円	
			当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	18万8,000円	
			当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	23万5,000円	
(2) (1)以外の場合	ア 一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	2万700円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	2万2,200円	
		仕様・計算併用法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	3万100円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	3万3,200円	
	標準計算法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	4万200円		
		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	4万4,900円		
	イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	3万8,700円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	6万6,900円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	12万円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	18万3,000円
仕様・計算併用法による場合				当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	5万9,800円

		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	10万円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	17万5,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	25万6,000円
		当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	30万4,000円
		当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	35万4,000円
	標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8万1,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	13万5,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	22万9,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	32万9,000円
		当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	39万円
		当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	44万9,000円
(イ) 非住宅部分	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	10万2,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	12万9,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	17万1,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	27万6,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	36万1,000円

				のもの	
				当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	43万4,000円
				当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	50万9,000円
			標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26万6,000円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	33万4,000円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	43万1,000円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	61万5,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	75万8,000円
				当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	89万6,000円
				当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	102万円
5	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第5の14の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表16の項に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表24の項又は26の項に掲げる額の手数を加えた額)			変更認定申請のとき
	エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	(1) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準	ア 一戸建て住宅		4,100円
		イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1万6,700円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	3万7,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	6万6,500円

に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合			のもの		
			当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	8万3,500円	
			当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	10万3,000円	
		(イ) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1万3,800円	
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	2万2,200円	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	6万6,100円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	10万4,000円	
			当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	13万2,000円	
			当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	16万5,000円	
(2) (1)以外の場合	ア 一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1万4,300円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1万5,100円	
		仕様・計算併用法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	2万1,100円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	2万3,300円	
	イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	2万8,300円
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	3万1,500円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	2万6,800円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	4万6,500円

		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	8万4,800円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	12万7,000円
仕様・計算併用法による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	4万2,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	7万500円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	12万2,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	17万9,000円
		当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	21万3,000円
		当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	24万8,000円
標準計算法による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	5万6,800円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	9万4,600円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	16万1,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	23万1,000円
		当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	27万3,000円
		当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	31万4,000円
(イ) 非住宅部分	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	7万1,600円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	9万1,100円
		当該部分の床面積の合計	11万9,000円

				が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	19万3,000円	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	25万3,000円	
				当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	30万4,000円	
				当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	35万7,000円	
			標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	18万6,000円	
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	23万4,000円	
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	30万1,000円	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	43万円	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	53万1,000円	
				当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	62万7,000円	
				当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	71万5,000円	
6	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更	に該当していることの証明手数料	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更	に該当していることの証明手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額	交付申請のとき
		(1) 軽	ア 一戸建て住宅			4,100円
		微な変更	イ ア以外	(ア) 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円
		更に該当していることの証明の申請に併せて建築物のエネルギー			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1万6,700円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未	3万7,000円

な変更にて
該当して
いること
の証明

ギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条に規定する軽微な変更に関する証明

		(イ) 非住宅部分	満のもの			
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	6万6,500円		
			当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	8万3,500円		
			当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	10万3,000円		
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円		
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1万3,800円		
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	2万2,200円		
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	6万6,100円		
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	10万4,000円		
			当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	13万2,000円		
(2) (1)以外の場合	ア 一戸建て住宅	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1万4,300円		
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1万5,100円		
		仕様・計算併用法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	2万1,100円		
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	2万3,300円		
		標準計算法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	2万8,300円		
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	3万1,500円		
		イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分	仕様基準又は誘導仕様基準	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	2万6,800円

による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	4万6,500円	
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	8万4,800円	
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	12万7,000円	
仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	4万2,000円	
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	7万500円	
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	12万2,000円	
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	17万9,000円	
	当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	21万3,000円	
	当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	24万8,000円	
	標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	5万6,800円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	9万4,600円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		16万1,000円	
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの		23万1,000円	
当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの		27万3,000円	
当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの		31万4,000円	
(イ) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円
	当該部分の床面積の合計	1万3,800円	

		が300平方メートル以上 1,000平方メートル未満 のもの	
		当該部分の床面積の合計 が1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満 のもの	2万2,200円
		当該部分の床面積の合計 が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの	6万6,100円
		当該部分の床面積の合計 が5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満 のもの	10万4,000円
		当該部分の床面積の合計 が1万平方メートル以上 2万5,000平方メートル 未満のもの	13万2,000円
		当該部分の床面積の合計 が2万5,000平方メートル 以上のもの	16万5,000円
(ウ)	(イ) モデル建 物法によ る場合	当該部分の床面積の合計 が300平方メートル未満 のもの	7万1,600円
	以外の非 住宅部分 の場合	当該部分の床面積の合計 が300平方メートル以上 1,000平方メートル未満 のもの	9万1,100円
		当該部分の床面積の合計 が1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満 のもの	11万9,000円
		当該部分の床面積の合計 が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの	19万3,000円
		当該部分の床面積の合計 が5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満 のもの	25万3,000円
		当該部分の床面積の合計 が1万平方メートル以上 2万5,000平方メートル 未満のもの	30万4,000円
		当該部分の床面積の合計 が2万5,000平方メートル 以上のもの	35万7,000円
	標準入力 法等によ る場合	当該部分の床面積の合計 が300平方メートル未満 のもの	18万6,000円
		当該部分の床面積の合計 が300平方メートル以上 1,000平方メートル未満 のもの	23万4,000円
		当該部分の床面積の合計 が1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満 のもの	30万1,000円

				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	43万円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	53万1,000円
				当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	62万7,000円
				当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	71万5,000円

備考

- 1 基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更¹に該当していることの証明手数料の額は、それぞれこの表の2の項(2)のイの(ウ)、3の項(2)のイの(ウ)又は6の項(2)のイの(ウ)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。
- 2 基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、基準省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の一層の向上の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下この表において「向上計画認定申請手数料等」という。）の額は、それぞれこの表の4の項(2)のイの(イ)又は5の項(2)のイの(イ)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。
- 3 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の2の項(1)の規

定により算出した額とする。

- 4 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、この表の3の項(1)の規定により算出した額とする。
- 5 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明手数料（以下この表において「適合性判定手数料等」という。）の算出において、複合建築物（住宅部分と非住宅部分とを含む建築物をいう。）の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合には、非住宅部分として取り扱う。
- 6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第3条に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む建築物の部分の床面積の合計により算定した額とする。
- 7 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む1の建築物の適合性判定手数料等の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。
- 8 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。
- 9 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この表の4の項の規定により算出した額とする。

- 10 適合性判定手数料等（仕様基準又は誘導仕様基準以外による場合に限る。）又は向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準以外による場合に限る。）について、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分及び共用部分の床面積の合計により算出した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の床面積は加算しない。
- 11 適合性判定手数料等（仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。）又は向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準による場合に限る。）について、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、共用部分の床面積を除いた床面積の合計により算出した額とする。
- 12 気候風土適応住宅（基準省令第1条第1項第2号イただし書に規定される地域の気候及び風土に応じた住宅をいう。以下同じ。）の建築基準法第6条第4項及び同法第18条第3項に基づく審査の中で行う仕様基準又は誘導仕様基準審査手数料の額は、この表の1の項の場合とみなして算出した額とする。
- 13 気候風土適応住宅の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明手数料の額は、この表の2の項(2)のア若しくはイの(ア)、3の項(2)のア若しくはイの(ア)又は6の項(2)のア若しくはイに掲げる仕様・計算併用法による場合とみなして算出した額とする。
- 14 複合建築物の非住宅部分の用途が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第4条第1項に規定する用途である場合における当該非住宅部分の、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明手数料の額は、この表の2の項(2)のイの(イ)、3の項(2)のイの(イ)又は6の項(2)のイの(イ)に掲げる非住宅部分の用途が工場等のみの場合とみなして算出した額とする。

第 5 1 号議案説明資料

令和 7 年 3 月 1 3 日

件 名	足立区立公園等に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
所管部課名	道路公園整備室パークイノベーション推進課 道路公園整備室東部道路公園維持課 西部道路公園維持課
内 容	<p>1 改正理由</p> <p>令和 6 年 6 月 2 1 日に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「バリアフリー法施行令」という。）」の一部改正が公布（令和 7 年 6 月 1 日施行）された。</p> <p>このことに伴い、「足立区立公園等に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」に条ずれ修正が必要となるため、本条例の一部を改正する。</p> <p>2 改正概要</p> <p>今回のバリアフリー法施行令の改正では、第 1 5 条で「劇場等の客席」に関する規定が追加された。</p> <p>新たな規定が加えられたことによる条ずれに対応するため、条例中「<u>令第 2 1 条第 2 項第 1 号</u>」を「<u>令第 2 2 条第 2 項第 1 号</u>」に改める。</p> <p>なお、本条例の内容に変更は生じない。</p> <p>3 新旧対照表（案）</p> <p>別紙参照 P 2 2 1</p> <p>4 施行年月日</p> <p>令和 7 年 6 月 1 日から施行する。</p> <p>5 今後の方針</p> <p>条例の内容を区民及び関係事業者等に周知し、的確な運用に努める。</p>

改正前	改正後
<p>○足立区立公園等に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例 平成25年3月28日条例第27号</p>	<p>○足立区立公園等に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例 平成25年3月28日条例第27号</p>
<p>第1条～第3条 (省略) (園路及び広場)</p>	<p>第1条～第3条 (現行のとおり) (園路及び広場)</p>
<p>第4条第1号～第5号 (省略)</p>	<p>第4条第1号～第5号 (現行のとおり)</p>
<p>(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの(以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。)その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p>	<p>(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第22条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの(以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。)その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p>
<p>第4条第7号～第14条 (省略)</p>	<p>第4条第7号～第14条 (現行のとおり)</p>
	<p><u>付 則 (令和〇年〇月〇日条例第〇号)</u> <u>この条例は、令和7年6月1日から施行する。</u></p>

第 5 2 号議案説明資料

令和 7 年 3 月 1 3 日

件 名	足立区景観条例の一部を改正する条例												
所管部課名	都市建設部都市建設課												
内 容	<p>1 改正理由 令和 4 年 6 月 1 7 日付で、建築基準法（以下「法」という。）が改正（令和 7 年 4 月 1 日施行）され、建築確認審査の対象となる建築物の規模の見直しがされた。 このことに伴い、足立区景観条例の一部を以下のとおり改正する。なお、表記の改正のみであり、内容の修正は生じない。</p> <p>2 改正概要</p> <p>(1) 法第 6 条第 1 項において、建築確認審査の対象となる建築物の規模が規定されているが、今まで審査が省略されていた一定規模以下の建築物も審査対象となるよう見直され、第 4 号の規定が削除された。 足立区景観条例第 2 条第 7 号において、建築確認審査の対象となる建築物を「法第 6 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる建築物」として規定しているため、第 4 号の記載を削除し、以下のとおり改める。</p> <table border="1" data-bbox="418 1088 1410 1189"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第 6 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで</td> <td>法第 6 条第 1 項各号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 足立区景観条例第 1 6 条第 1 項における表記を以下のとおり改める。</p> <table border="1" data-bbox="418 1281 1410 1382"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第 8 条第 2 項第 3 号</td> <td>法第 8 条第 2 項第 2 号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 足立区景観条例第 2 6 条第 1 項における表記を以下のとおり改める。</p> <table border="1" data-bbox="418 1473 1410 1574"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規定する「土地所有者等」</td> <td>規定する<u>土地所有者等</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 新旧対照表（案） 別紙参照 P 2 2 3～2 2 4</p> <p>4 施行年月日 令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>5 今後の方針 本条例の改正内容を区民及び関係事業者等に周知し、適切に対応していく。</p>	改正前	改正後	法第 6 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで	法第 6 条第 1 項各号	改正前	改正後	法第 8 条第 2 項第 3 号	法第 8 条第 2 項第 2 号	改正前	改正後	規定する「土地所有者等」	規定する <u>土地所有者等</u>
改正前	改正後												
法第 6 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで	法第 6 条第 1 項各号												
改正前	改正後												
法第 8 条第 2 項第 3 号	法第 8 条第 2 項第 2 号												
改正前	改正後												
規定する「土地所有者等」	規定する <u>土地所有者等</u>												

改正前	改正後
<p>○足立区景観条例 平成21年 3 月25日 条例第24号</p>	<p>○足立区景観条例 平成21年 3 月25日 条例第24号</p>
<p>第1条 (省略) (定義)</p>	<p>第1条 (現行のとおり) (定義)</p>
<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>
<p>(1)～(6) (省略)</p>	<p>(1)～(6) (現行のとおり)</p>
<p>(7) 特定建築物 規則で定める地域に存する建築基準法第6条第1項第1号から第4号までに掲げる建築物及び同法第18条の規定の適用を受ける建築物をいう。</p>	<p>(7) 特定建築物 規則で定める地域に存する建築基準法第6条第1項各号に掲げる建築物及び同法第18条の規定の適用を受ける建築物をいう。</p>
<p>(8)～(9) (省略)</p>	<p>(8)～(9) (現行のとおり)</p>
<p>第3条から第15条 (省略) (指導)</p>	<p>第3条から第15条 (現行のとおり) (指導)</p>
<p>第16条 区長は、景観計画において、法第8条第2項第3号の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を定めたときは、当該行為の制限に適合しない行為をしようとする者又はした者に対し、当該行為の制限に適合させるため、必要な措置をとるよう指導することができる。</p>	<p>第16条 区長は、景観計画において、法第8条第2項第2号の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を定めたときは、当該行為の制限に適合しない行為をしようとする者又はした者に対し、当該行為の制限に適合させるため、必要な措置をとるよう指導することができる。</p>
<p>2 (省略)</p>	<p>2 (現行のとおり)</p>
<p>第17条から第25条 (省略) (景観協定の締結等)</p>	<p>第17条から第25条 (現行のとおり) (景観協定の締結等)</p>
<p>第26条 景観計画区域内の一団の土地の所有者及び借地権を有する者(法第81条第1項に規定する「土地所有者等」をいう。第3項において単に「土地所有者等」という。)は、法第81条第1項に規定する当該土地の区域における良好な景観の形成に関する協定(以下「景観協定」という。)を締結することができる。</p>	<p>第26条 景観計画区域内の一団の土地の所有者及び借地権を有する者(法第81条第1項に規定する<u>土地所有者等</u>をいう。第3項において単に「土地所有者等」という。)は、法第81条第1項に規定する当該土地の区域における良好な景観の形成に関する協定(以下「景観協定」という。)を締結することができる。</p>
<p>2～4 (省略)</p>	<p>2～4 (現行のとおり)</p>

改正前	改正後
第27条から第34条 (省略)	第27条から第34条 (現行のとおり) 付 則 (令和7年〇月〇日条例第〇号) <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u>